

令和元年度

土地利用の現況と施策の概要

(宮城県国土利用計画管理運営資料)

令和元年12月

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

はじめに 3

第1章 国土利用計画制度の概要

1 国土利用計画法の概要
(1) 国土利用計画法制定の経緯 4
(2) 国土利用計画法に基づく施策 4

2 国土利用計画の概要
(1) 国土利用計画の概要 6
(2) 全国計画 6
(3) 都道府県計画 7
(4) 市町村計画 7

3 土地利用基本計画の概要
(1) 土地利用基本計画の性格 8
(2) 土地利用基本計画の機能 8
(3) 土地利用基本計画の内容 8
(4) 宮城県土地利用基本計画の策定 9

第2章 宮城県の土地利用等の概要

1 人口及び世帯数
(1) 人口 12
(2) 世帯数 13

2 利用区分別土地利用の現況と推移
(1) 土地利用の現況 15
(2) 利用区分別土地利用の推移 20

3 規模の目標に対する土地利用の推移
(1) 宮城県国土利用計画（第五次）の目標値 27
(2) 利用区分別の推計と実績 28

第3章 宮城県国土利用計画関連施策

1 利用区分別の国土利用計画関連施策の体系 32

2 国土利用計画関連施策一覧（措置の概要別） 37

3 国土利用計画関連施策一覧（担当部局・課室別） 41

4 具体的施策の概要 43

【参考資料】

1	宮城県国土利用計画（第五次）	132
2	宮城県土地利用基本計画書	164
3	宮城県国土利用計画審議会	182
4	宮城県土地利用審査会	184
5	宮城県国土利用計画における利用区分の定義及び把握方法	186

はじめに

1 本資料の作成趣旨

本資料は、「宮城県国土利用計画」及び「宮城県土地利用基本計画」の管理運営と土地利用に関する現状、施策等の総合的な把握を目的として作成するものである。

2 調査の実施

本資料の作成にあたり、国、県及び市町村の関係部局を対象に「土地利用現況等把握調査」を実施し、土地利用の現況、転換動向、主要施設整備状況及び関連施策の概要等の把握を行った。

本資料は、それらを一体的に整理することにより、相互の関連性を明確にし、今後の「宮城県国土利用計画」及び「宮城県土地利用基本計画」の変更並びに関連施策の展開に資することをねらいとしている。

第1章 国土利用計画制度の概要

1 国土利用計画法の概要

(1) 国土利用計画法制定の経緯

昭和30年代の高度経済成長とともに、人口、産業の都市への集中が進み、このため、土地需要の逼迫から地価の高騰、宅地・公共用地の取得難が生ずるようになった。昭和40年代後半になると土地問題は極めて深刻かつ全国的なものとなったことから、政府は、全国にわたる土地取引の規制強化と、地域開発の理念の明確化及び計画の体系化を図るため、地域開発の基本法ともいべき国土総合開発法の全面改正案を、昭和48年に国会に提出した。

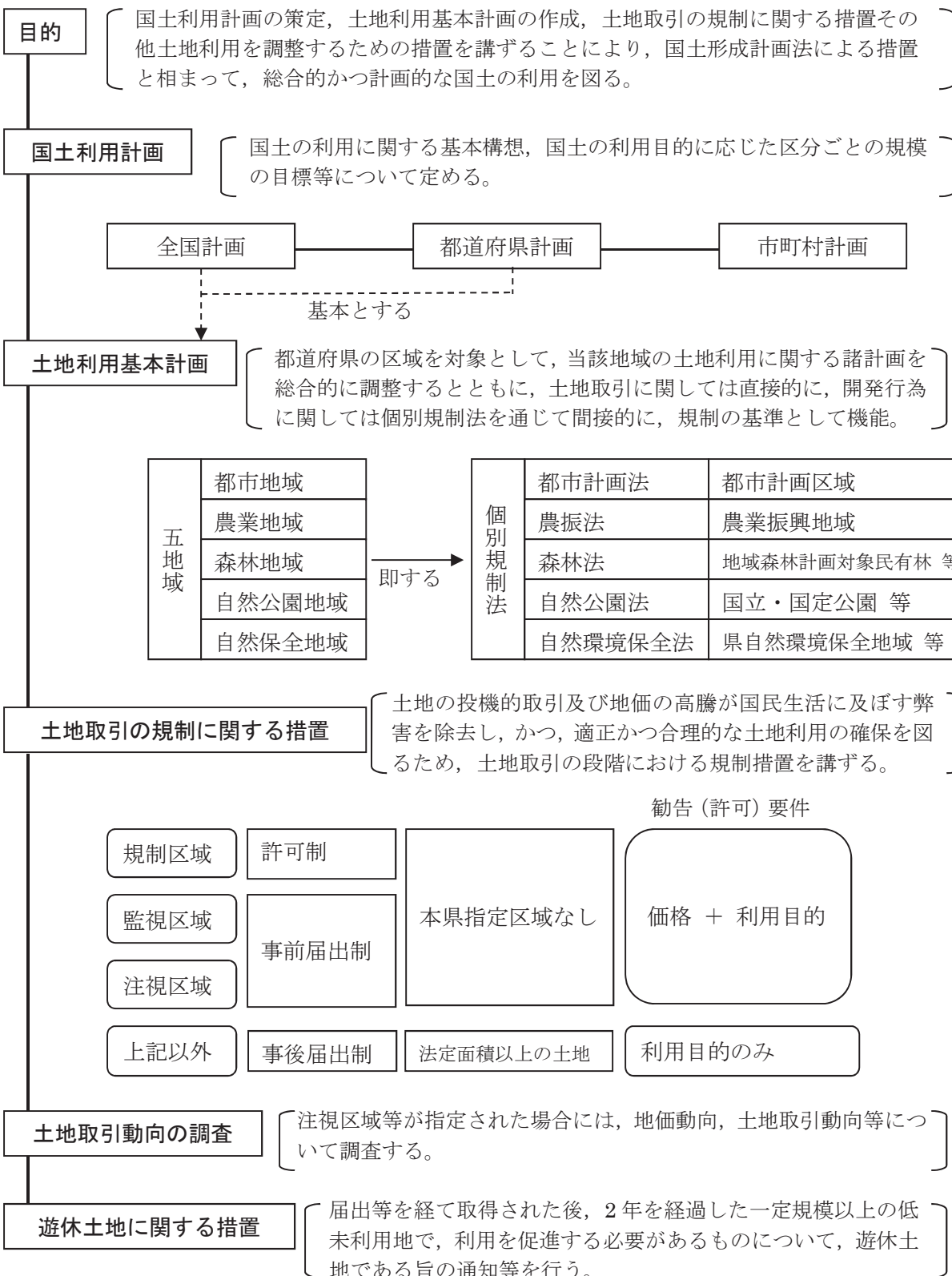
しかし、その前年の昭和47年に日本列島改造論が発表されており、この改正法案は、これを強固に後押しするものとして、与野党が対決し、法案として成立の見込みが立たなくなった。

一方、野党においても土地対策の重要性は認識されており、積極的に対案を作成しようという動きが起こり、最終的には国土利用関係の部分のみが新法案としてまとめられ、自民党、社会党、公明党、民社党の4党からなる議員立法の形をとって、国会に提出され、可決成立したのが、「国土利用計画法」である。

(2) 国土利用計画法に基づく施策

昭和49年6月に制定された国土利用計画法では、国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うことが明確に示されるとともに、国土利用に関する諸計画と土地利用規制の体系化が図られたほか、土地取引の規制や遊休土地に関する措置が制度化され、同法は、国、都道府県、市町村を通して、我が国の土地利用対策制度の根幹をなすものとして位置づけられている。

国土利用計画法の体系



【都道府県地価調査（令第9条）】

土地取引規制における価格審査において，相当な価額の算定に資するため，都道府県知事が毎年1回，各都道府県の基準地について不動産鑑定士等の鑑定評価を求め，これを審査，調整し，一定の基準日（7月1日）における正常価格を公表するものである。

2 国土利用計画の概要

(1) 国土利用計画の概要

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に規定されている国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものである。

この計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画の三つの計画によって構成され、相互にフィードバックを繰り返しながら、土地利用の基本方向において矛盾のない計画体系が出来上がるよう配慮され、次の事項を定めることとされている。

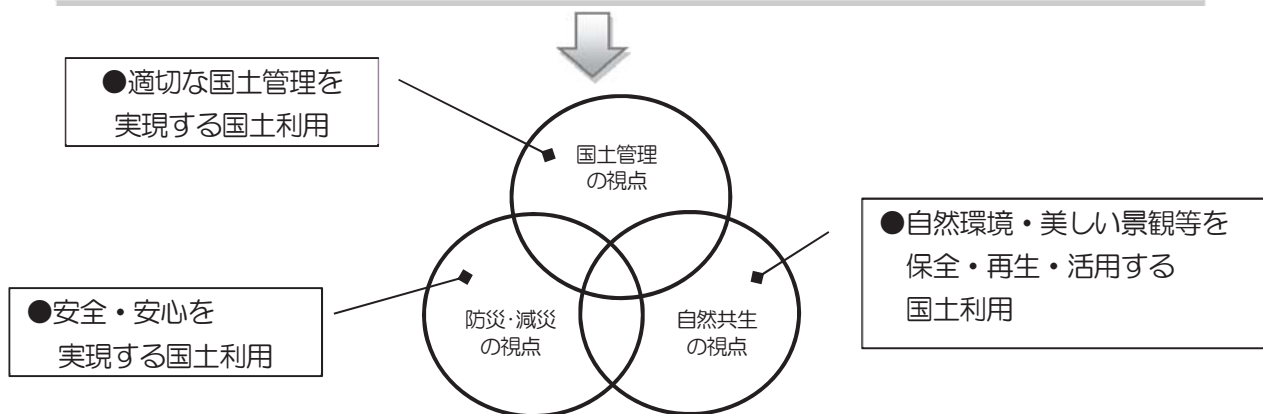
- イ 国土の利用に関する基本構想
- ロ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ハ ロに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(2) 全国計画

全国計画は、国土の利用に関する国の諸計画の基本となるとともに、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるものであり、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴取した上で国が策定するものである。現行計画（第五次計画）は、基準年次を平成24年、目標年次を令和7年として、平成27年8月14日、一体的に策定することとされている国土形成計画とともに閣議決定を経て策定された。（第一次は昭和51年5月18日策定、第二次は昭和60年12月17日策定、第三次は平成8年2月23日策定、第四次は平成20年7月4日策定）

第五次国土利用計画（全国計画）

国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、本計画では「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針としている。



(3) 都道府県計画

都道府県計画は、全国計画を基本として定められ、土地利用基本計画及び市町村計画の基本となるものである。この計画は、国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴取して定められる。

宮城県では、昭和53年3月27日に第一次県計画、昭和61年7月18日に第二次県計画、平成5年7月1日に第三次県計画、平成12年3月21日に第四次計画、平成22年3月17日に第五次計画を策定したところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって土地利用の現況に大きな変化があったことを踏まえ、復興の状況に即して中間点における総合点検にあわせて見直しを行い、よりよい状態で県土を次世代に引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現という基本方針のもと「安全性の強化と質の向上」に主眼をおいた土地利用の推進を図ることとして、平成27年3月に第五次計画を変更した。

第五次県計画（変更）では、基準年次を平成25年、目標年次を令和2年としている。

宮城県国土利用計画（第五次）

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」を基本方針のもと、震災からの復旧にとどまらない抜本的な再構築と創造的な復興に向け、「安全性の強化と質の向上」に主眼をおいた土地利用の推進を図ることとしている。



- ① 創造的な復興のための土地利用の推進
- ② 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化
- ③ 県土利用の質的向上
 - ◆ 安全で安心できる県土利用
 - ◆ 自然との共生・循環を重視した県土利用
 - ◆ 美しくゆとりある県土利用
- ④ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

(4) 市町村計画

市町村計画は、都道府県計画を基本として、市町村基本構想に即しつつ定められ、市町村における国土の利用の基本となるものである。計画の作成に当たっては、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、また、計画を定め（変更し）たときはその要旨を公表するよう努めるとともに、知事に報告しなければならないこととなっている。

3 土地利用基本計画の概要

土地利用基本計画は、県土について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画を基本として、都道府県が策定するものである。

(1) 土地利用基本計画の性格

土地利用基本計画は、都道府県の区域について、① 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分、② 土地利用の調整等に関する事項を定めるもので、国土利用計画が国土の利用に関する基本的かつ長期的な構想であるのに対して、土地利用基本計画は具体の土地にまでおける即地的な土地利用に関する計画である。

(2) 土地利用基本計画の機能

イ 土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部における総合調整機能を有するものである。(各個別規制法による地域・区域が、当該地域・区域に対応する基本計画の地域区分とかい離しないよう運用するとともに、個別規制法による地域・区域を変更(新規指定及び廃止を含む。)しようとする場合には、あらかじめ、基本計画の変更を行うこととなっている。)

ロ 土地取引の規制に関しては利用目的の適合性を判断する審査基準として、及び遊休土地制度においては有効活用にあたっての指針として直接的に、並びに開発行為については、個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能するものである。

(3) 土地利用基本計画の内容

土地利用基本計画は、五地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の範囲を5万分の1の地形図上に記した「計画図」と、土地利用の調整等に関する事項を文章表示した「計画書」からなっている。

イ 五地域の内容

- (イ) 都市地域 … 一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域。
- (ロ) 農業地域 … 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域。
- (ハ) 森林地域 … 森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。
- (ニ) 自然公園地域 … 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域。

(ホ) 自然保全地域 … 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域。

ロ 計画書に定められている土地利用の調整等に関する事項

- (イ) 土地利用の基本方向
- (ロ) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- (ハ) 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

ハ 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

- (イ) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち重複している地域については、それぞれの関係からみた優先順位、指導方向等を考慮して適切かつ合理的な土地利用を図るものとする。
- (ロ) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

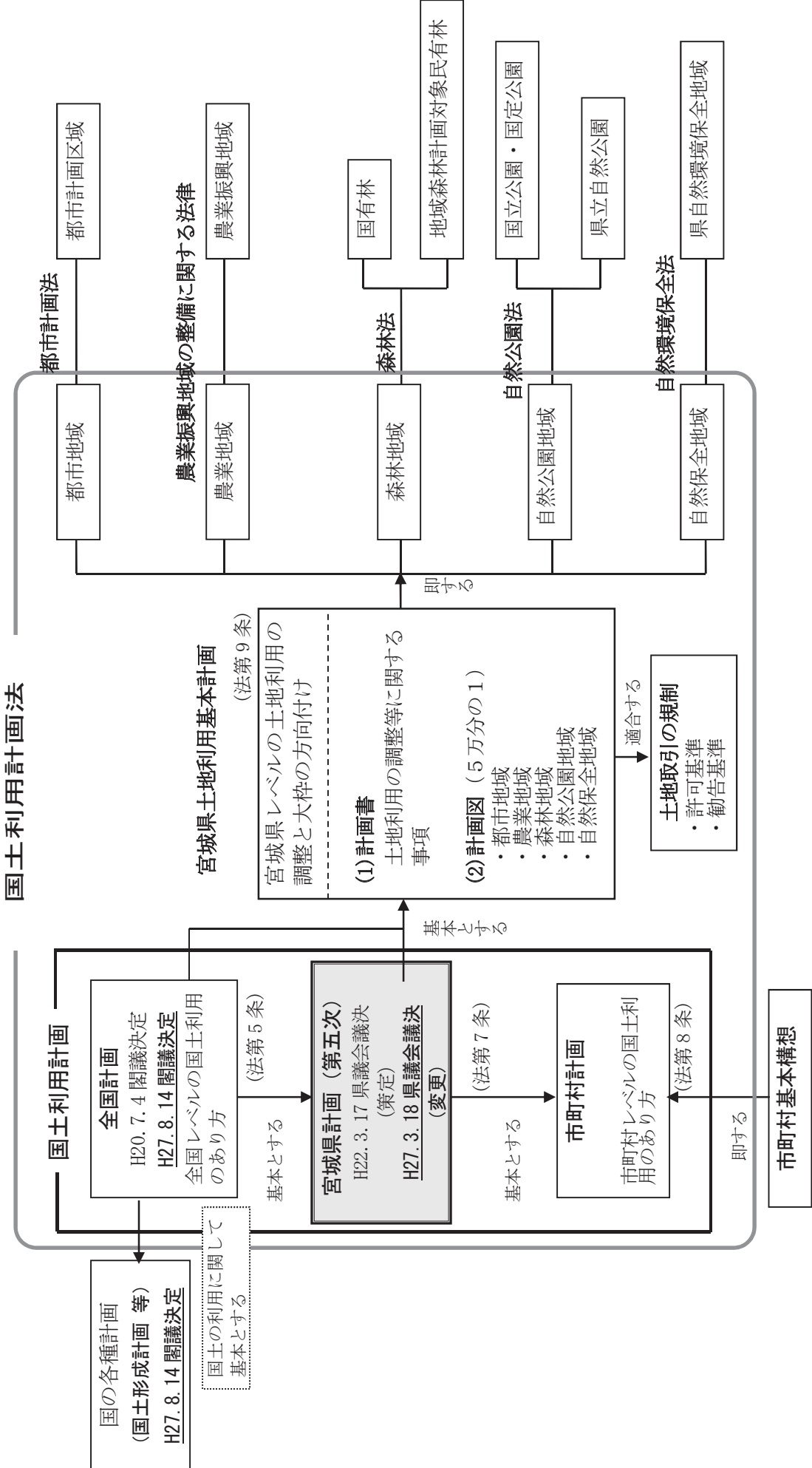
(4) 宮城県土地利用基本計画の策定

宮城県土地利用基本計画は、昭和 50 年 6 月 30 日に当初計画が策定された。この計画は、国土利用計画法の施行（昭和 49 年 12 月 14 日）により、早急に土地取引規制の運用を行う必要があることから、個別規制法の地域区分を基礎とし、これに必要最小限の修正を加えるという方針のもとに策定された暫定的な性格を有するものであった。

その後、国土利用計画（全国計画及び県計画）が策定されたことに伴い、昭和 55 年 10 月に全面的な見直しを行った。以後、宮城県国土利用計画の改定（第三次計画、第四次計画及び第五次計画）にあわせ、平成 6 年 3 月、平成 13 年 3 月及び平成 23 年 3 月に計画書の改定を行ってきたところであるが、平成 27 年 3 月の第五次計画の変更を受けて、平成 28 年 3 月に改定を行った。

また、原則として毎年 1 回（年度末）計画図の一部変更を行っている。

国土利用計画法に基づく土地利用諸計画制度の体系



第2章 宮城県の土地利用等の概要

1 人口及び世帯数

(1) 人口

平成30年10月1日現在の宮城県の人口は231万3,219人で、平成29年からの1年間で8,805人、0.38%減少した。

地域区分別では、全地域で減少しており、県北西部、県北東部での減少率がやや大きい(表1-1)。

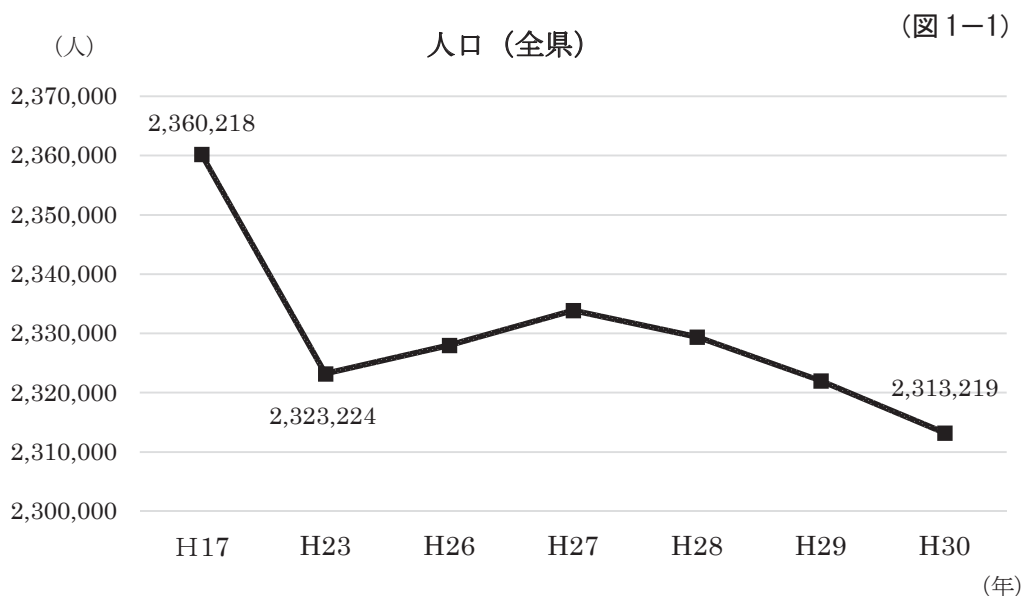
市町村別では、仙台市、名取市及び大衡村の3市村で増加し、その他32市町では減少している(表1-3)。

県内の総人口(表1-1)

(単位:人)

	H17	H23	H26	H27	H28	H29	H30	増減率 (H30-H29)
全 県	2,360,218	2,323,224	2,327,993	2,333,899	2,329,431	2,322,024	2,313,219	-0.38%
県中南部	1,654,418	1,671,112	1,695,368	1,705,700	1,707,037	1,706,358	1,705,403	-0.06%
県北西部	298,546	284,387	277,536	275,831	273,090	270,078	266,721	-1.24%
県北東部	407,254	367,725	355,089	352,368	349,304	345,588	341,095	-1.30%

※ 国勢調査結果及び宮城県推計人口(年報)による。



(2) 世帯数

平成 30 年 12 月末現在の世帯数は 99 万 7,384 世帯で、平成 29 年からの 1 年間で 8,084 世帯、0.82%増加した。

地域区分別では、全地域で増加しており、県中南部での増加率がやや大きい(表 1-2)。

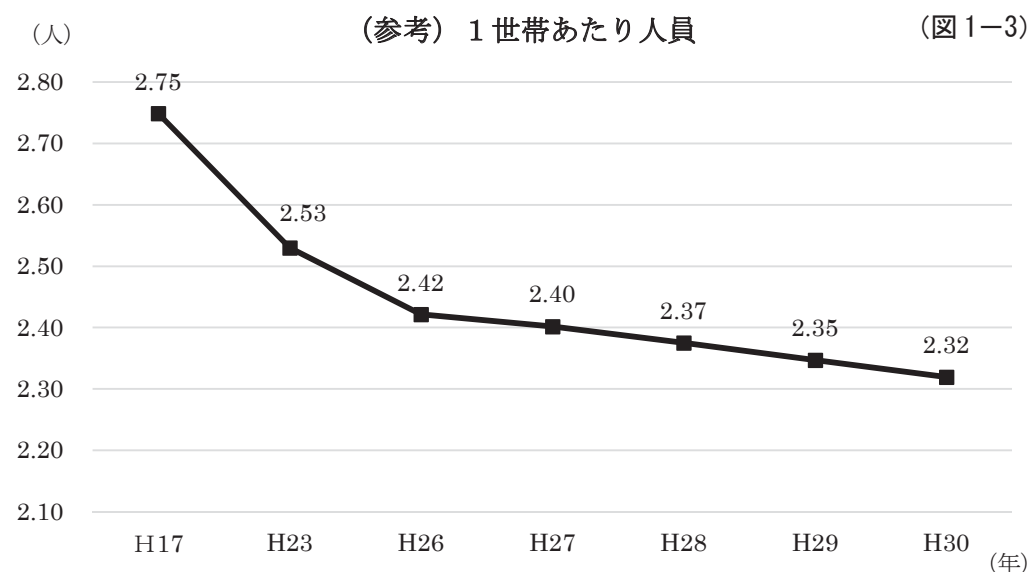
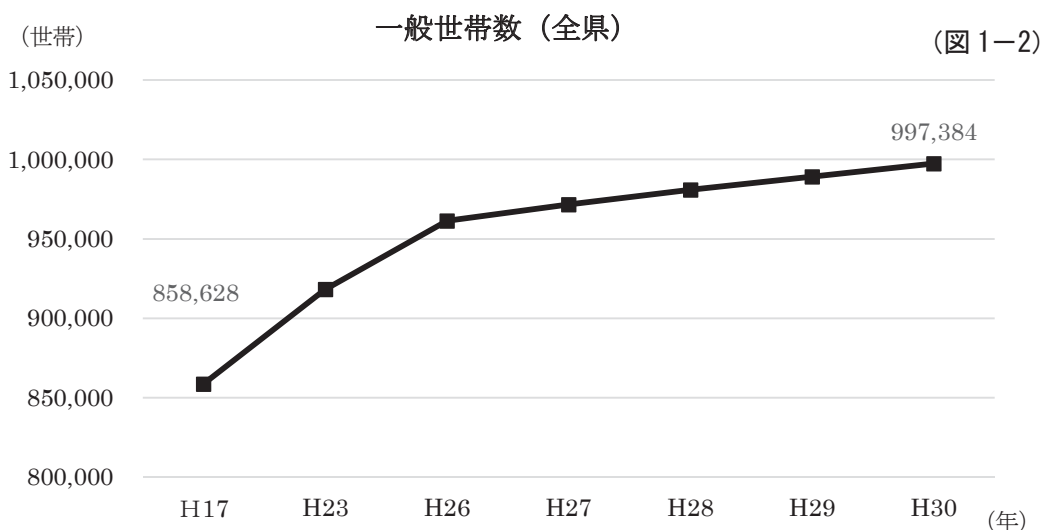
市町村別では、松島町、蔵王町、丸森町、色麻町、登米市、女川町及び気仙沼市の 7 市町では減少しているが、その他 28 市町村では、増加または横ばいとなっている(表 1-3)。

県内の一般世帯数(表 1-2)

(単位：世帯)

	H17	H23	H26	H27	H28	H29	H30	増減率 (H30-H29)
全 県	858,628	918,194	961,382	971,643	980,849	989,300	997,384	0.82%
県中南部	637,265	687,596	725,569	734,308	742,081	749,495	757,072	1.01%
県北西部	91,398	97,128	99,660	100,289	100,877	101,345	101,620	0.27%
県北東部	129,965	133,470	136,153	137,046	137,891	138,460	138,692	0.17%

※ 国勢調査結果及び住民基本台帳に基づく人口移動調査年報による。



※ (1)人口を(2)世帯数で割ったもの。

市町村別人口及び世帯数（表 1-3）

（単位：人、世帯、％）

市町村名	人口				世帯数			
	平成29年	平成30年	増加数	増加率	平成29年	平成30年	増加数	増加率
仙台市	1,086,377	1,088,669	2,292	0.2	505,653	510,960	5,307	1.0
塩竈市	53,399	53,109	△ 290	△ 0.5	23,417	23,531	114	0.5
名取市	78,082	78,136	54	0.1	30,288	30,696	408	1.3
多賀城市	62,147	62,081	△ 66	△ 0.1	26,614	26,921	307	1.2
岩沼市	44,697	44,664	△ 33	△ 0.1	17,496	17,786	290	1.7
富谷市	51,932	51,911	△ 21	△ 0.0	18,949	19,147	198	1.0
亘理町	33,261	33,090	△ 171	△ 0.5	12,231	12,360	129	1.1
山元町	12,115	11,959	△ 156	△ 1.3	4,687	4,720	33	0.7
松島町	14,064	13,758	△ 306	△ 2.2	5,661	5,632	△ 29	△ 0.5
七ヶ浜町	18,398	18,215	△ 183	△ 1.0	6,632	6,668	36	0.5
利府町	35,677	35,591	△ 86	△ 0.2	13,191	13,284	93	0.7
大和町	28,788	28,544	△ 244	△ 0.8	11,628	11,758	130	1.1
大郷町	8,113	8,005	△ 108	△ 1.3	2,753	2,784	31	1.1
大衡村	5,750	5,831	81	1.4	2,031	2,104	73	3.6
仙台都市圏	1,532,800	1,533,563	763	0.0	681,231	688,351	7,120	1.0
白石市	34,427	33,904	△ 523	△ 1.5	14,119	14,248	129	0.9
角田市	29,466	29,064	△ 402	△ 1.4	11,386	11,410	24	0.2
蔵王町	12,023	11,824	△ 199	△ 1.7	4,518	4,504	△ 14	△ 0.3
七ヶ宿町	1,383	1,330	△ 53	△ 3.8	643	643	0	0.0
大河原町	23,722	23,716	△ 6	△ 0.0	9,569	9,680	111	1.2
村田町	11,203	11,073	△ 130	△ 1.2	4,037	4,051	14	0.3
柴田町	39,133	39,106	△ 27	△ 0.1	15,597	15,768	171	1.1
川崎町	8,804	8,701	△ 103	△ 1.2	3,295	3,321	26	0.8
丸森町	13,397	13,122	△ 275	△ 2.1	5,100	5,096	△ 4	△ 0.1
仙南圏	173,558	171,840	△ 1,718	△ 1.0	68,264	68,721	457	0.7
大崎市	131,709	130,407	△ 1,302	△ 1.0	51,164	51,350	186	0.4
色麻町	6,992	6,850	△ 142	△ 2.0	2,094	2,079	△ 15	△ 0.7
加美町	23,088	22,636	△ 452	△ 2.0	8,110	8,131	21	0.3
涌谷町	16,325	16,026	△ 299	△ 1.8	6,070	6,073	3	0.0
美里町	24,398	24,280	△ 118	△ 0.5	9,052	9,106	54	0.6
大崎圏	202,512	200,199	△ 2,313	△ 1.1	76,490	76,739	249	0.3
栗原市	67,566	66,522	△ 1,044	△ 1.5	24,855	24,881	26	0.1
登米市	80,232	78,983	△ 1,249	△ 1.6	27,309	27,283	△ 26	△ 0.1
石巻市	144,762	143,069	△ 1,693	△ 1.2	61,259	61,386	127	0.2
東松島市	39,590	39,483	△ 107	△ 0.3	15,727	15,881	154	1.0
女川町	6,072	5,908	△ 164	△ 2.7	3,154	3,132	△ 22	△ 0.7
石巻圏	190,424	188,460	△ 1,964	△ 1.0	80,140	80,399	259	0.3
気仙沼市	63,197	62,124	△ 1,073	△ 1.7	26,445	26,434	△ 11	△ 0.0
南三陸町	11,735	11,528	△ 207	△ 1.8	4,566	4,576	10	0.2
気仙沼・本吉圏	74,932	73,652	△ 1,280	△ 1.7	31,011	31,010	△ 1	△ 0.0
県計	2,322,024	2,313,219	△ 8,805	△ 0.4	989,300	997,384	8,084	0.8

※「宮城県推計人口（年報）」「住民基本台帳に基づく人口移動調査年報」より

2 利用区分別土地利用の現況と推移

(1) 土地利用の現況

土地利用の現況について調査した結果、平成30年4月1日現在ほか[※]の宮城県における利用区分別の面積は以下のとおりであった。

<農地>、<森林>が減少しており、<原野等>以外の他の区分においては、前年度に比べて増加傾向にある。

平成30年4月1日現在ほか[※]の土地利用現況（表2-1）

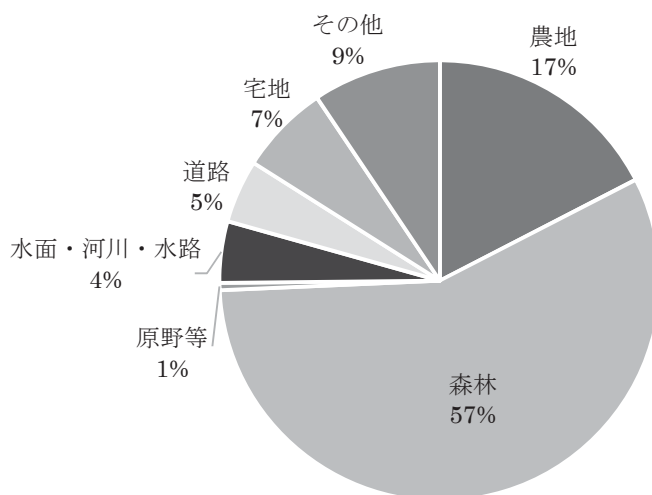
（単位：ha）

	面積	構成比 (%)	前年値 (H29)	増減 (対前年値)	対前年比 (%)
農地	126,902	17.4	127,752	▲ 850	99.3
森林	414,275	56.9	415,360	▲ 1,085	99.7
原野等	3,755	0.5	3,755	0	100.0
水面・河川・水路	32,917	4.5	32,886	31	100.1
道路	33,729	4.6	33,477	252	100.8
宅地	48,145	6.6	47,922	223	100.5
その他	68,500	9.4	67,070	1,430	102.1
県土面積	728,223	100.0	728,222	1	100.0

※（1）使用する統計などにより基準となる日が異なる。

（2）端数処理の都合から、県土面積と内訳が一致しない場合がある。

構成比（全県）



3 地域別概況 (表 2-2)

(単位 : ha)

	県計	県中南部地域	県北西部地域	県北東部地域
農地	126,902	41,144	53,382	32,376
田	104,921	30,611	46,370	27,940
畑	21,981	10,533	7,012	4,436
森林	414,275	187,734	128,697	97,844
国有林	130,111	61,295	51,121	17,695
民有林	284,164	126,439	77,576	80,149
原野等	3,755	1,646	1,597	512
水面・河川・水路	32,917	11,873	11,489	9,555
水面	6,178	2,327	1,997	1,854
河川	20,211	7,654	6,643	5,914
水路	6,528	1,892	2,849	1,787
道路	33,729	15,610	9,180	8,939
一般道路	24,436	12,496	5,391	6,549
農道	7,523	2,430	3,216	1,877
林道	1,770	684	573	513
宅地	48,145	27,765	10,034	10,346
住宅地	28,981	16,263	6,715	6,003
工業用地	2,868	1,726	640	502
その他の宅地	16,296	9,776	2,679	3,841
その他	68,500	34,248	18,499	15,754
合計	728,223	320,020	232,878	175,326

※ 3 地域の区分は、国土利用計画（第五次）における地域の区分であり、それぞれ以下のとおり。

〔県中南部地域〕 仙台都市圏及び仙南圏

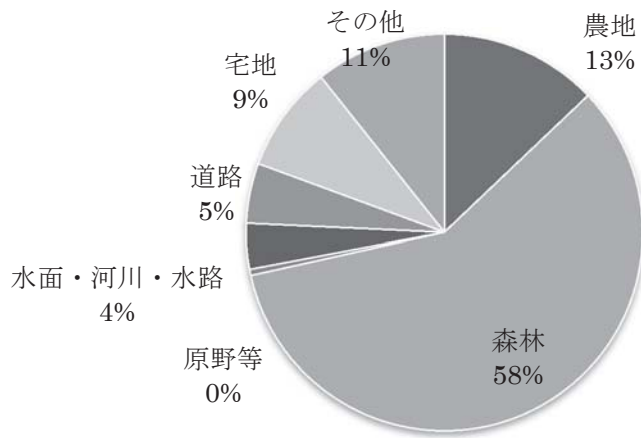
〔県北西部地域〕 大崎圏及び栗原市

〔県北東部地域〕 登米市、石巻圏及び気仙沼・本吉圏

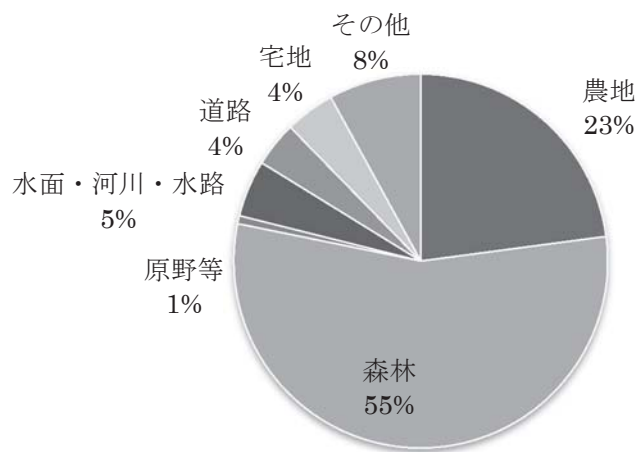
端数処理の都合から、合計と内訳が一致しない場合がある。

構成比

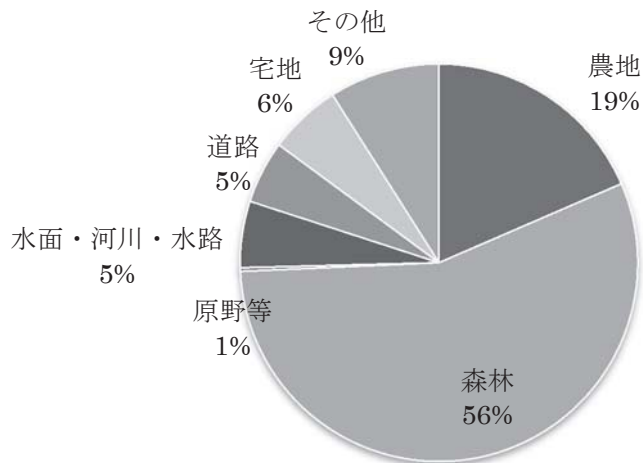
県中南部地域



県北西部地域



県北東部地域



市町村別面積一覽表(表 2-3)

平成 30 年 4 月 1 日現在ほか

	農地			森林			原野等	水面・河川・水路		
		田	畑		国有林	民有林			水面	河川
仙台市	5,920	4,740	1,180	45,049	19,539	25,510	1	2,606	429	1,872
塩釜市	20	11	9	261	18	243	0	2	0	1
名取市	2,804	2,300	504	2,703	49	2,654	0	601	168	287
多賀城市	330	302	28	51	0	51	0	127	19	89
岩沼市	1,532	1,270	262	1,389	116	1,273	0	579	15	476
富谷市	661	585	76	2,089	0	2,089	0	241	22	184
亘理町	3,202	2,500	702	1,050	18	1,032	1	794	136	493
山元町	1,814	1,270	544	2,071	73	1,998	0	120	30	7
松島町	954	835	119	2,761	156	2,605	12	308	32	221
七ヶ浜町	152	111	41	194	8	186	0	39	29	3
利府町	393	261	132	2,168	34	2,134	8	89	43	33
大和町	2,282	2,090	192	15,936	4,812	11,124	396	798	224	440
大郷町	2,107	1,880	227	3,658	0	3,658	0	483	86	282
大衡村	1,338	1,110	228	2,056	402	1,654	776	154	59	39
広域仙台都市圏	23,509	19,265	4,244	81,436	25,225	56,211	1,194	6,941	1,292	4,427
白石市	3,090	1,650	1,440	19,527	4,369	15,158	188	906	58	748
角田市	4,499	3,500	999	5,614	83	5,531	71	1,338	43	1,069
蔵王町	2,127	957	1,170	9,563	4,377	5,186	0	306	2	248
七ヶ宿町	517	257	260	24,003	15,287	8,716	25	655	412	229
大河原町	569	437	132	702	0	702	12	142	3	116
村田町	1,287	861	426	4,154	404	3,750	7	211	28	138
柴田町	948	784	164	1,888	37	1,851	33	322	12	265
川崎町	1,718	1,150	568	21,493	8,876	12,617	16	640	396	181
丸森町	2,880	1,750	1,130	19,354	2,637	16,717	100	412	81	233
広域仙南圏	17,635	11,346	6,289	106,298	36,070	70,228	452	4,932	1,035	3,227
大崎市	18,420	16,100	2,320	42,886	18,933	23,953	362	4,340	646	2,700
色麻町	2,845	2,490	355	5,706	2,602	3,104	592	441	18	266
加美町	6,110	4,900	1,210	33,669	15,425	18,244	227	1,442	201	937
涌谷町	3,318	2,800	518	2,262	0	2,262	2	792	12	605
美里町	4,939	4,680	259	13	0	13	0	771	0	468
広域大崎圏	35,632	30,970	4,662	84,536	36,960	47,576	1,183	7,786	877	4,976
栗原市	17,750	15,400	2,350	44,161	14,161	30,000	414	3,703	1,120	1,667
登米市	17,720	15,800	1,920	22,075	2,647	19,428	175	4,254	801	2,431
石巻市	9,350	8,300	1,050	30,917	8,176	22,741	16	3,957	707	2,710
東松島市	2,846	2,450	396	3,078	421	2,657	4	646	52	443
女川町	6	0	6	5,205	252	4,953	0	271	268	3
広域石巻圏	12,202	10,750	1,452	39,200	8,849	30,351	20	4,874	1,027	3,156
気仙沼市	1,615	986	629	23,993	4,367	19,626	248	325	26	247
南三陸町	839	404	435	12,576	1,832	10,744	69	102	0	80
広域気仙沼・本吉圏	2,454	1,390	1,064	36,569	6,199	30,370	317	427	26	327
県計(A)	126,902	104,921	21,981	414,275	130,111	284,164	3,755	32,917	6,178	20,211

(単位 : ha)

水路	道路				宅地				その他	計
		一般道路	農道	林道		住宅地	工業用地	その他の宅地		
305	5,568	5,010	368	190	12,968	7,621	469	4,878	6,518	78,630
1	165	165	0	0	731	478	37	216	558	1,737
146	815	601	204	10	1,546	897	64	585	1,348	9,817
19	220	202	18	0	867	475	20	372	374	1,969
88	435	336	95	4	1,053	529	135	389	1,057	6,045
35	437	388	49	0	730	465	23	242	760	4,918
165	636	454	178	4	895	590	59	246	782	7,360
83	444	343	99	2	618	317	36	265	1,391	6,458
55	287	220	67	0	312	222	0	90	722	5,356
7	101	92	9	0	403	210	0	193	430	1,319
13	338	312	17	9	517	346	15	156	976	4,489
134	687	457	178	52	909	443	249	217	1,541	22,549
115	371	206	156	9	364	204	49	111	1,218	8,201
56	321	260	58	3	404	125	128	151	983	6,032
1,222	10,825	9,046	1,496	283	22,317	12,922	1,284	8,111	18,658	164,880
100	767	558	148	61	999	626	70	303	3,171	28,648
226	936	646	275	15	976	638	83	255	1,319	14,753
56	507	356	116	35	677	330	29	318	2,103	15,283
14	271	142	22	107	108	55	0	53	730	26,309
23	260	236	24	0	453	284	20	149	361	2,499
45	363	285	71	7	404	244	57	103	1,412	7,838
45	384	320	52	12	825	488	144	193	1,003	5,403
63	530	374	94	62	426	270	21	135	2,254	27,077
98	767	533	132	102	580	406	18	156	3,237	27,330
670	4,785	3,450	934	401	5,448	3,341	442	1,665	15,590	155,140
994	3,087	1,777	1,142	168	4,171	2,789	273	1,109	6,409	79,675
157	503	320	158	25	309	189	22	98	532	10,928
304	1,243	698	349	196	981	604	84	293	2,395	46,067
175	494	303	185	6	645	412	15	218	703	8,216
303	705	385	320	0	825	557	53	215	242	7,495
1,933	6,032	3,483	2,154	395	6,931	4,551	447	1,933	10,281	152,381
916	3,148	1,908	1,062	178	3,103	2,164	193	746	8,218	80,497
1,022	3,608	2,453	1,044	111	2,930	2,029	100	801	2,850	53,612
540	2,685	2,007	540	138	3,832	2,020	313	1,499	4,702	55,459
151	769	609	154	6	965	535	21	409	1,828	10,136
0	157	130	0	27	217	78	10	129	679	6,535
691	3,611	2,746	694	171	5,014	2,633	344	2,037	7,209	72,130
52	1,250	985	102	163	1,836	1,076	49	711	3,977	33,244
22	470	365	37	68	566	265	9	292	1,718	16,340
74	1,720	1,350	139	231	2,402	1,341	58	1,003	5,695	49,584
6,528	33,729	24,436	7,523	1,770	48,145	28,981	2,868	16,296	68,500	728,223

(2) 利用区分別土地利用の推移

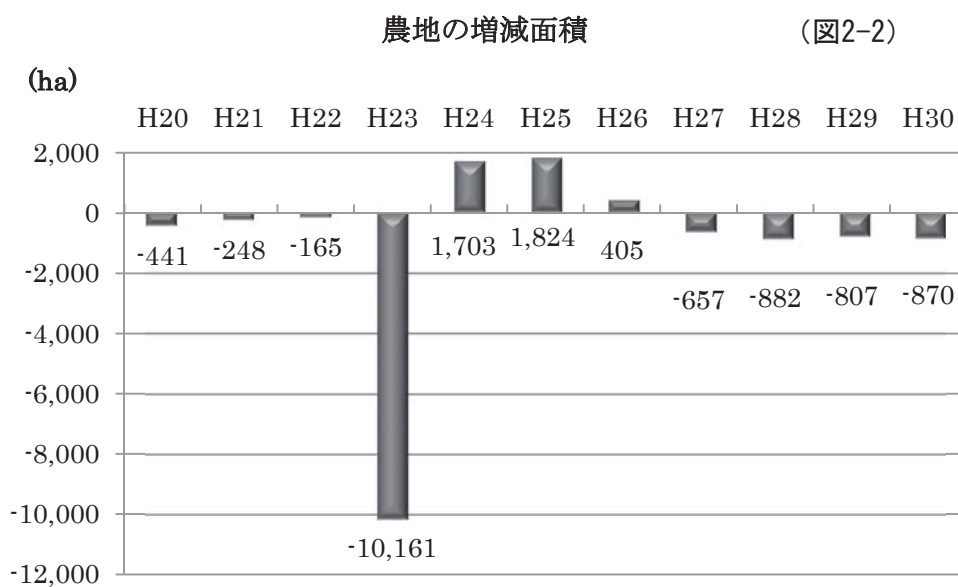
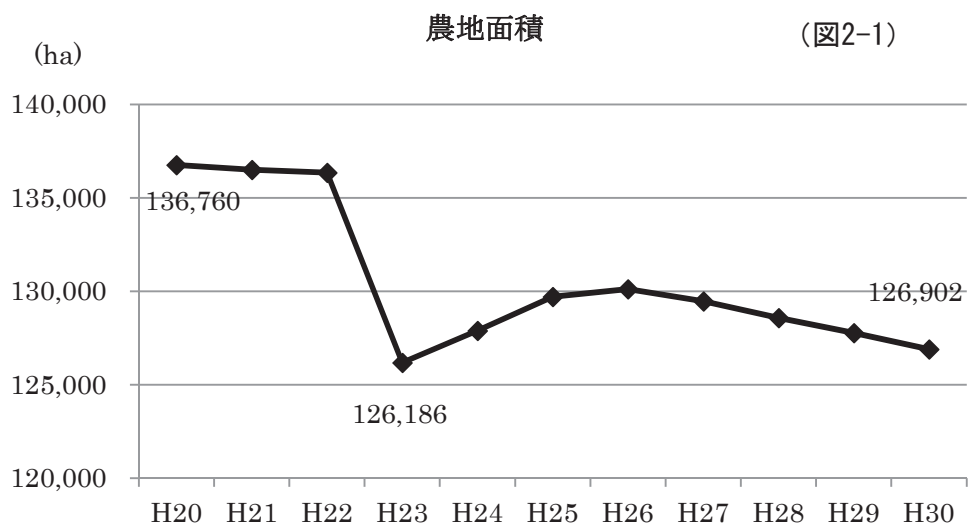
昭和 47 年から平成 30 年までの 46 年間の増減状況を利用区分別に見ると、農地、森林などの自然的土地利用の面積が減少し、宅地、道路などの都市的土地利用が増加している。

(単位：km²)

利用区分	年	S47	H23	H26	H27	H28	H29	H30	増減	
									H30-H29	H30-S47
農地		1,668	1,262	1,301	1,294	1,286	1,278	1,269	▲ 9	▲ 399
森林		4,336	4,163	4,161	4,159	4,157	4,154	4,143	▲ 11	▲ 193
原野等		42	37	37	37	37	37	37	0	▲ 5
水面・河川・水路		309	324	327	329	329	329	329	0	20
道路		195	319	325	326	332	335	337	2	142
宅地		254	432	457	473	477	479	481	2	227
その他		484	749	674	664	664	670	685	15	201
県土面積		7,288	7,286	7,282	7,282	7,282	7,282	7,282	0	▲ 6

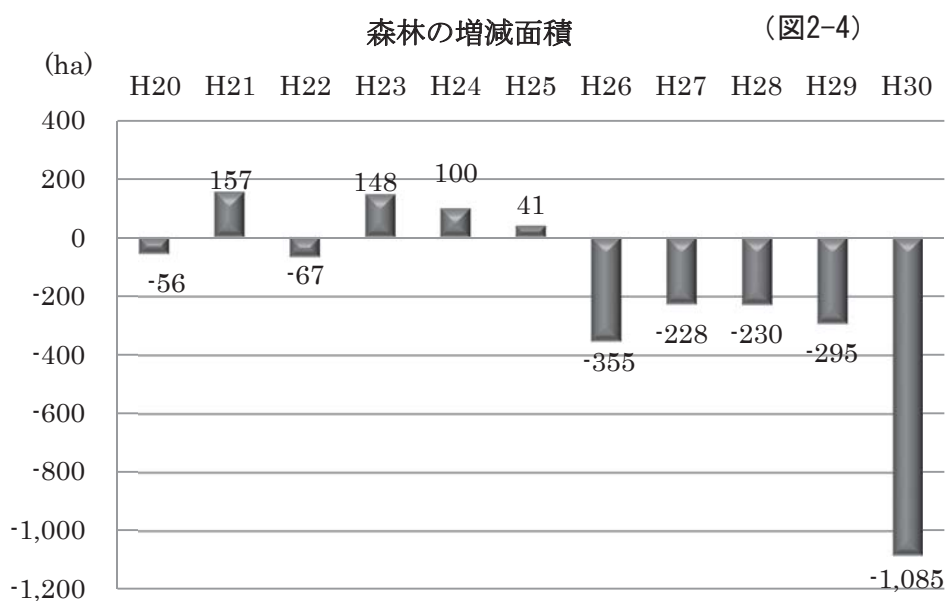
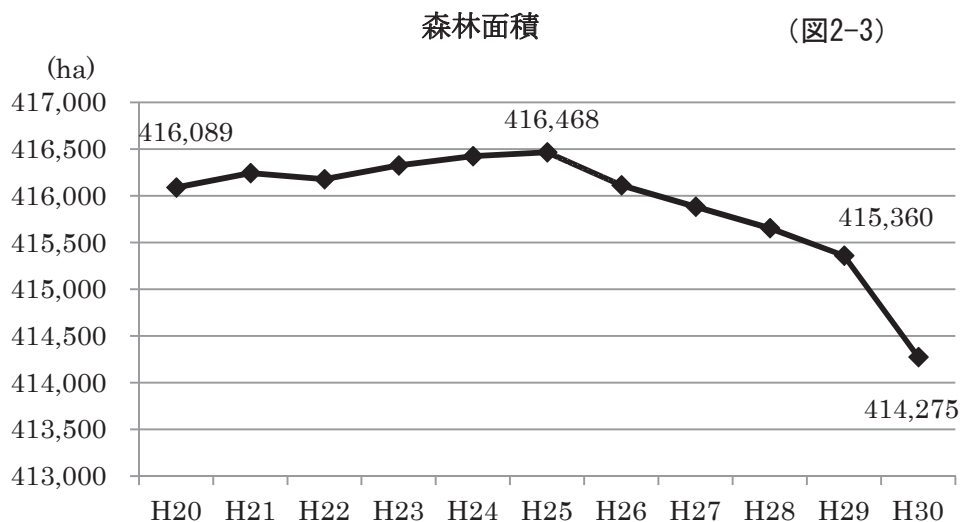
① 農地

近年、比較的減少は小さかったが、平成23年は東日本大震災による津波被害の影響から大幅な減少となり、平成24年以降は農地の復旧などにより増加に転じたものの、平成27年より再び減少が続いている。



② 森林

平成 22 年から平成 25 年までの間、面積計測精度の向上等により面積は微増傾向となっていたが、平成 26 年から、復興事業などの進捗や林地開発により、森林面積は減少している。



※ H30 に森林面積が大幅に減少しているのは、林野庁において国有林面積の把握方法が変更されたこと及び民有林における管理データの精度向上が主な理由である。

③ 原野等

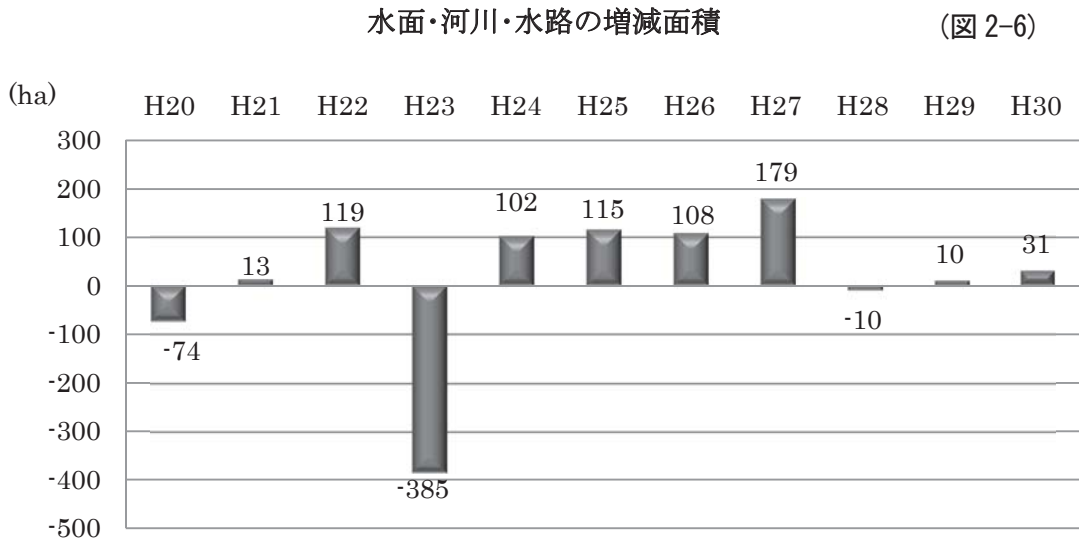
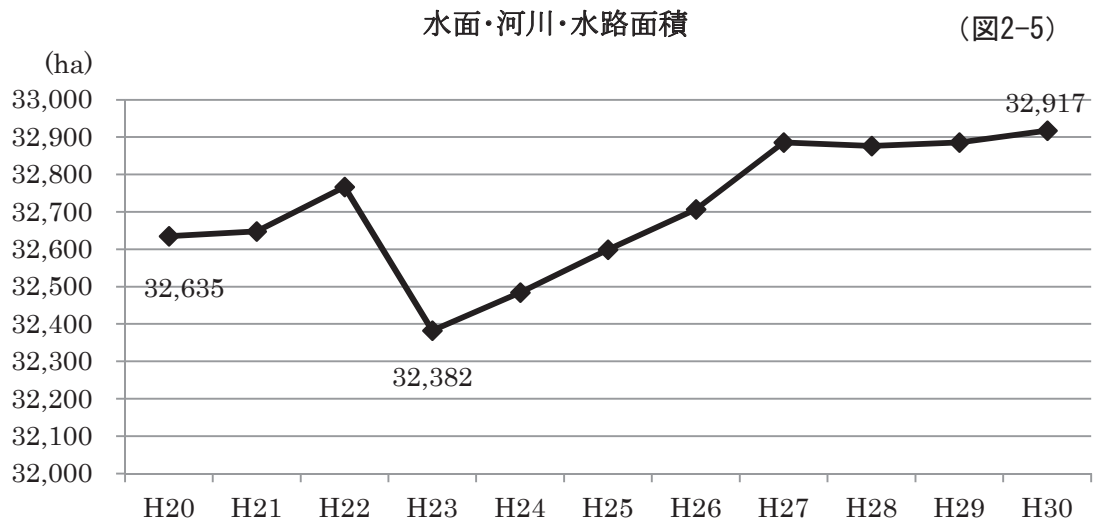
昭和 47 年からの推移をみると、約 500ha (5 km²) 減少しており、面積の変動は小さい。

※ なお、従来「世界農林業センサス」の「採草放牧に利用されている面積」を用いて採草放牧地及び原野の面積を算定してきたが、2010 年 (平成 22 年) の「世界農林業センサス」より当該統計の調査対象でなくなり、これらを分けて面積を把握することが困難となったことから両者の面積を合わせた面積として「原野等」とすることとなった。

④ 水面・河川・水路

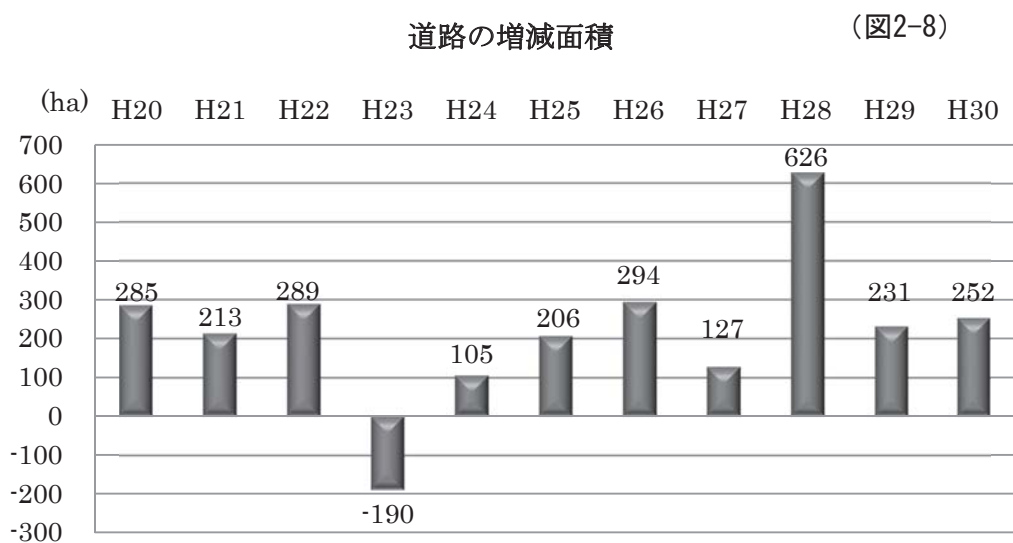
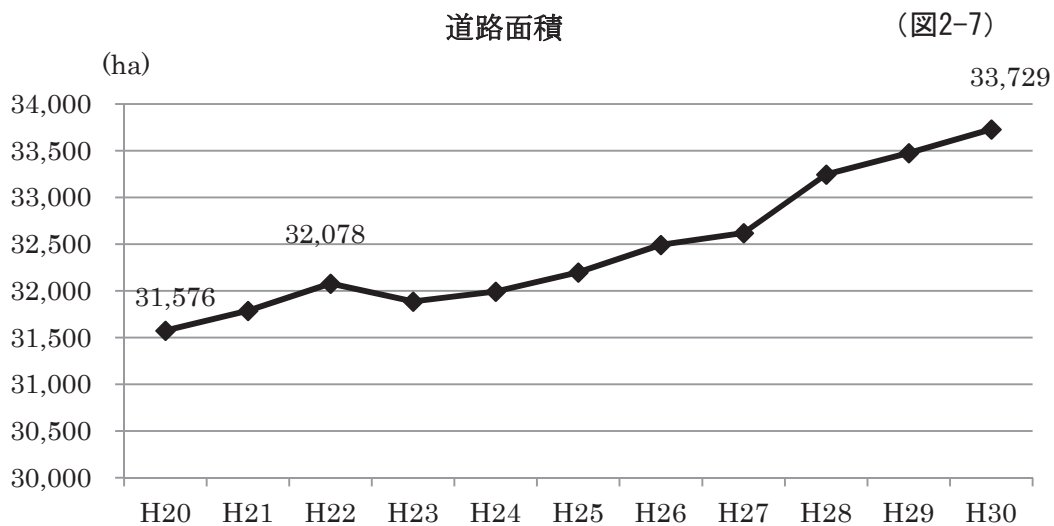
昭和47年からの推移をみると、約2千ha(20km²)の増加となっている。

水路面積は、水田面積を用いて算出されるため、平成24年以降は農地の復旧などにより増加し、平成27年以降はおおむね現状を維持していたが、平成30年には再び増加している。



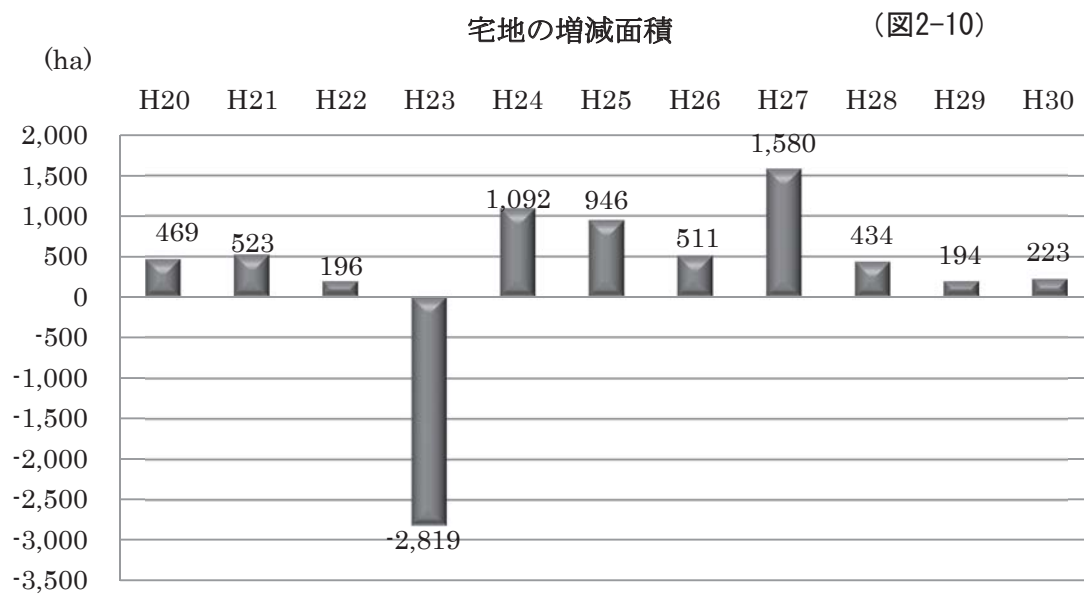
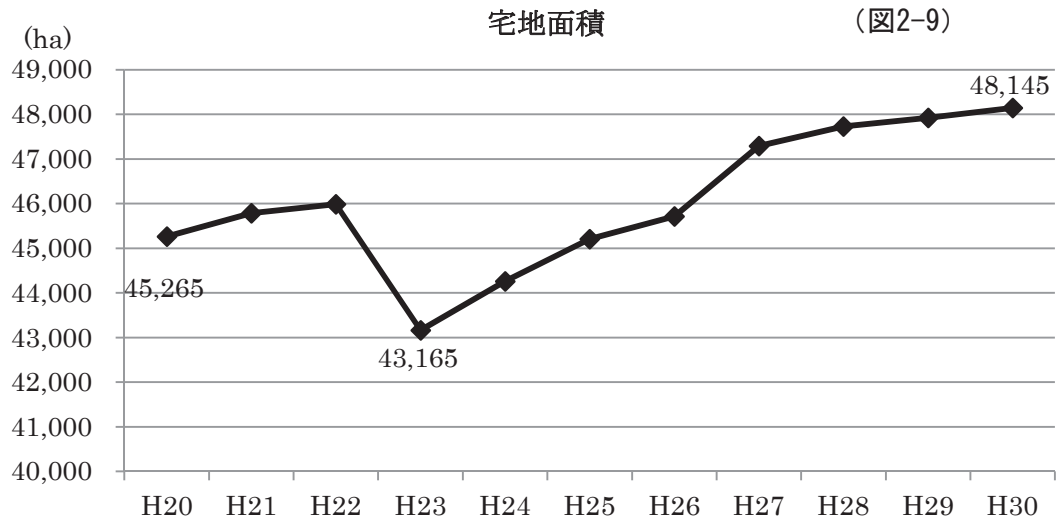
⑤ 道路

昭和 47 年からの推移をみると、約 1 万 4 千 ha (142 km²) の増加となっている。
復興事業の進捗などにより一般道路の面積も増加したため、全体として増加した。



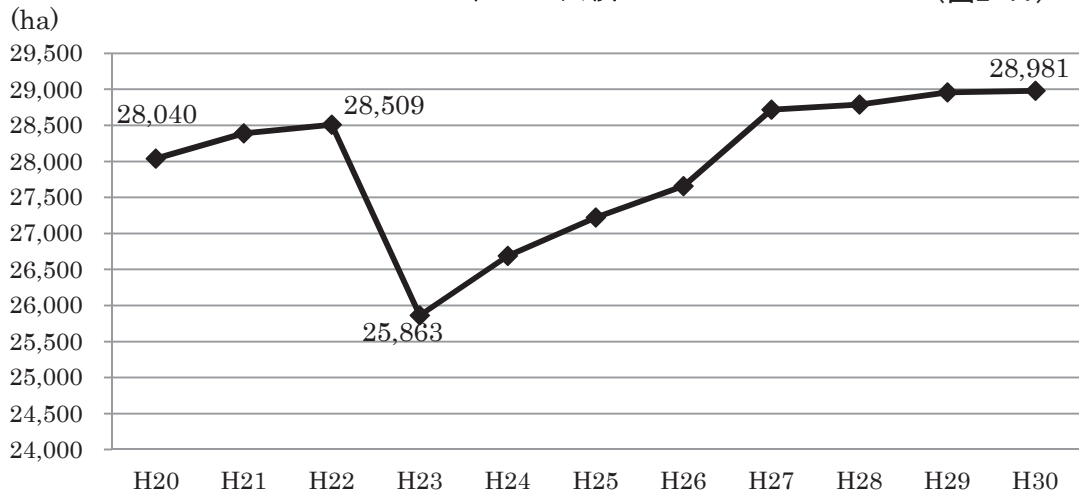
⑥ 宅地

昭和47年からの推移をみると、約2万2千ha(228km²)の増加となっている。東日本大震災の津波被害の影響から、平成23年に大幅に減少したが、復興事業の進捗などにより再び増加傾向となっている。



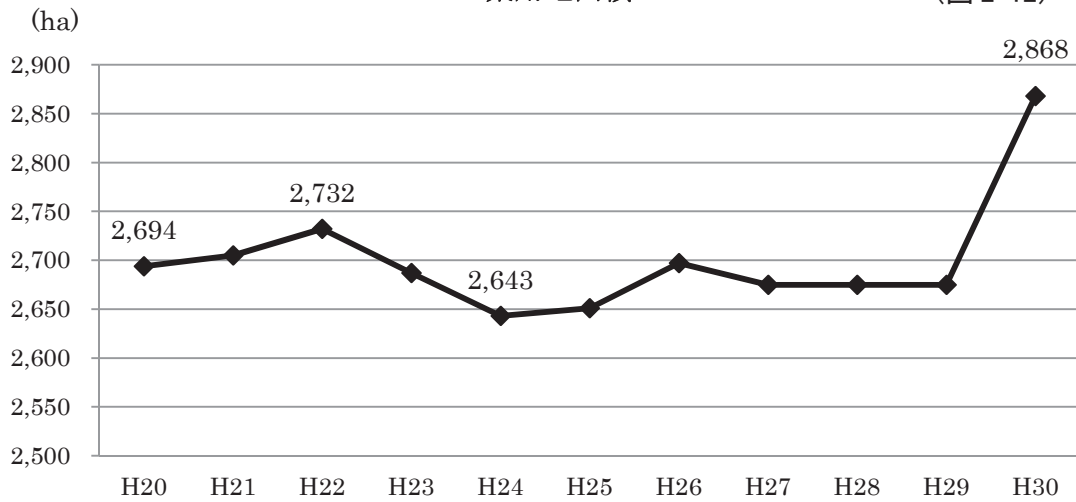
住宅地面積

(図2-11)



工業用地面積

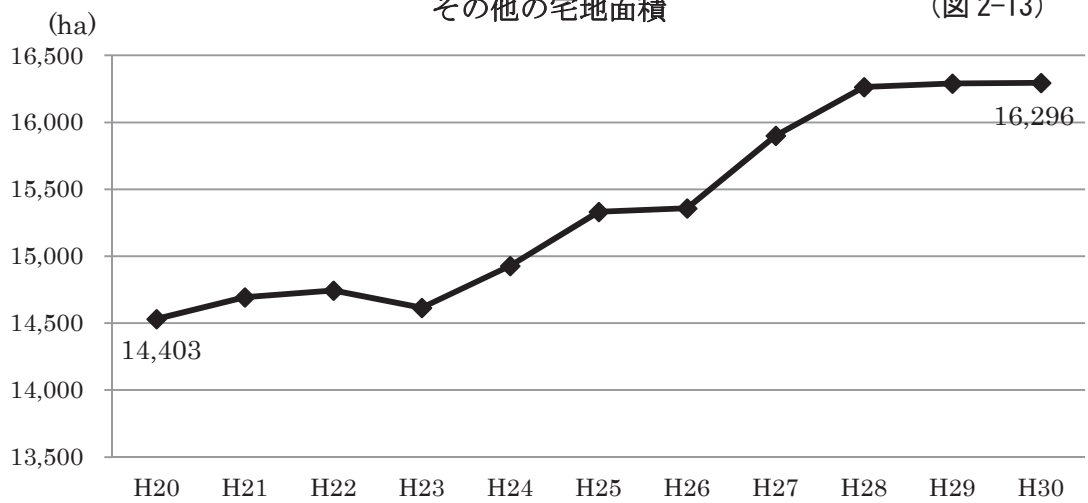
(図 2-12)



※ H30の面積増は「工業統計調査」の基準が変更されたことによる要因も含まれている。

その他の宅地面積

(図 2-13)



3 規模の目標に対する土地利用の推移

(1) 宮城県国土利用計画（第五次）の目標値

平成 27 年 3 月に変更した宮城県国土利用計画（第五次）では、震災の影響や将来人口、各種計画及び森林育成対策等の諸施策による面積の増減を考慮して、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現という基本方針のもと、震災からの復旧にとどまらない抜本的な再構築と創造的な復興に向け、「安全性の強化と質の向上」に主眼をおいた土地利用の推進を図ることとした。利用区分ごとの規模の目標については、下表のとおり。

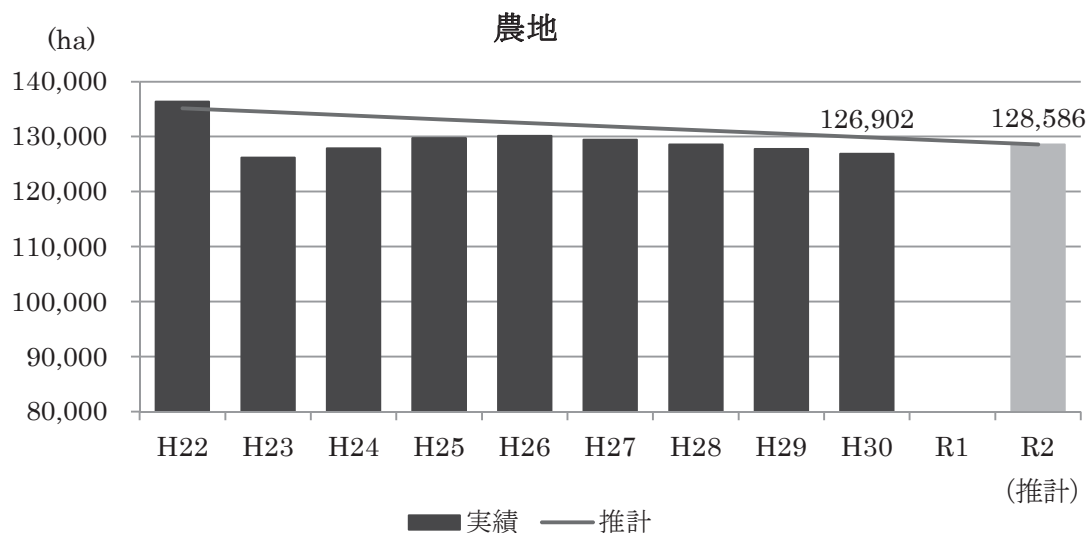
(単位：km²，%)

区分	平成 25 年	令和 2 年	構成比	
			H25	R2
農地	1,297	1,286	17.8	17.6
田	1,057	1,048	14.5	14.4
畑	240	238	3.3	3.3
森林	4,165	4,148	57.2	56.9
原野等	37	37	0.5	0.5
水面・河川・水路	326	333	4.5	4.6
道路	322	334	4.4	4.6
宅地	452	472	6.2	6.5
住宅地	272	282	3.7	3.9
工業用地	27	31	0.4	0.4
その他の宅地	153	159	2.1	2.2
その他	687	677	9.4	9.3
合計	7,286	7,287	100.0	100.0

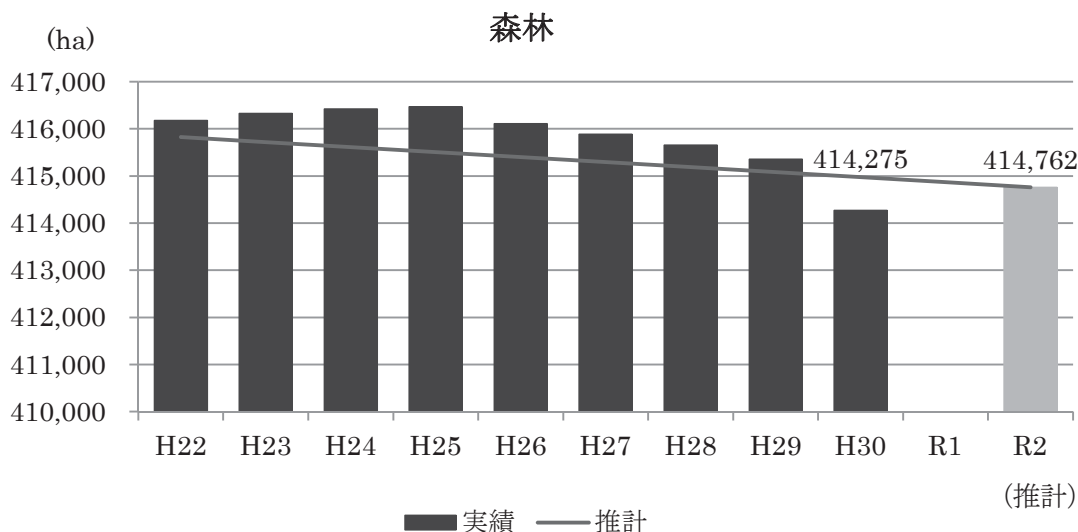
(2) 利用区分別の推計と実績

宮城県国土利用計画（第五次）の目標値から算出した推計と実績の対比は次のとおりである。

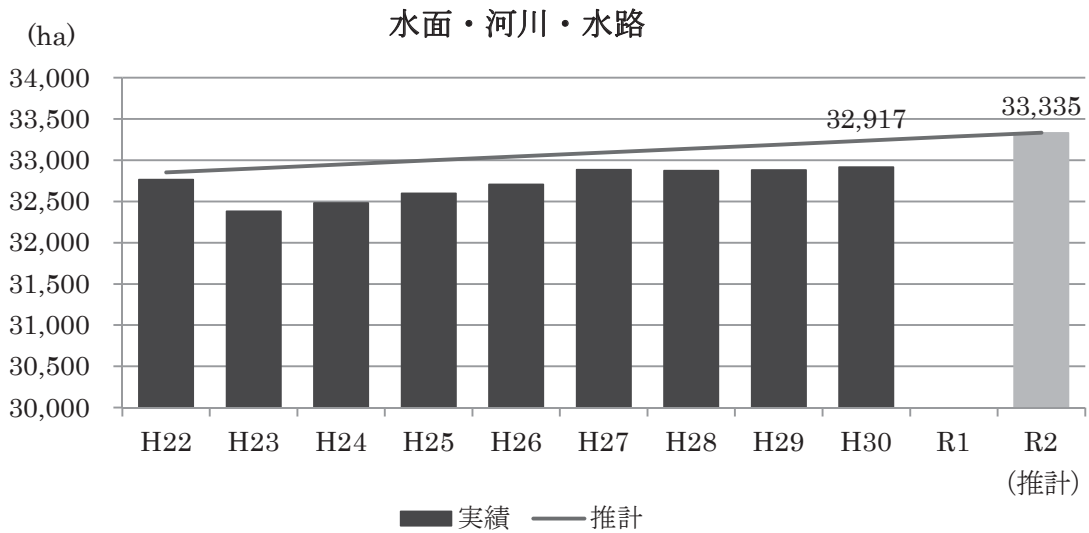
※なお、変更後の計画における基準年は平成25年であるが、震災前後を比較するため平成22年より記載している。



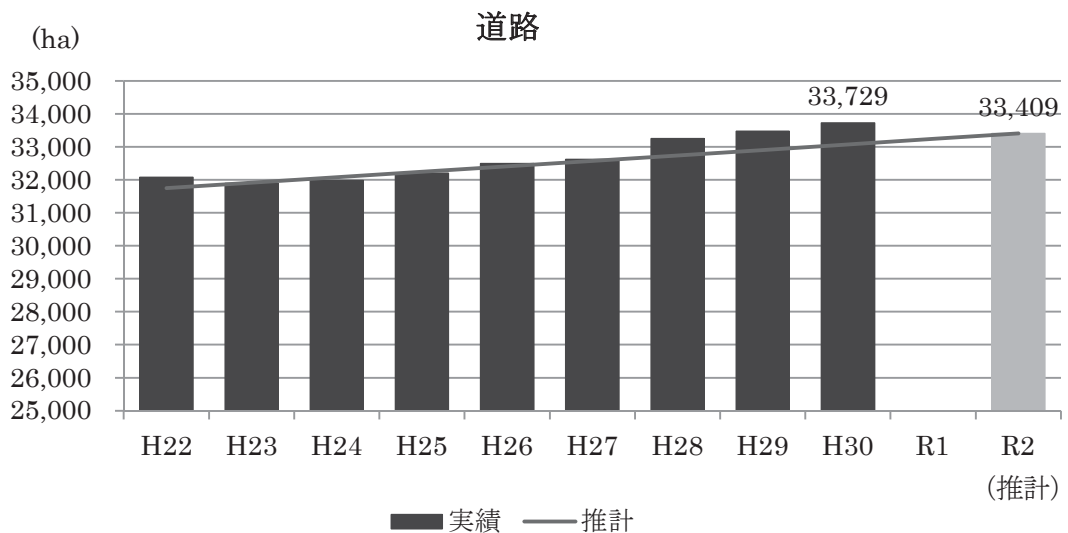
- 東日本大震災の津波被害の影響から、農地面積は平成23年に大きく減少したが、平成24年以降は農地の復旧などに伴い、回復傾向にあった。しかし、平成27年以降は減少傾向にある。



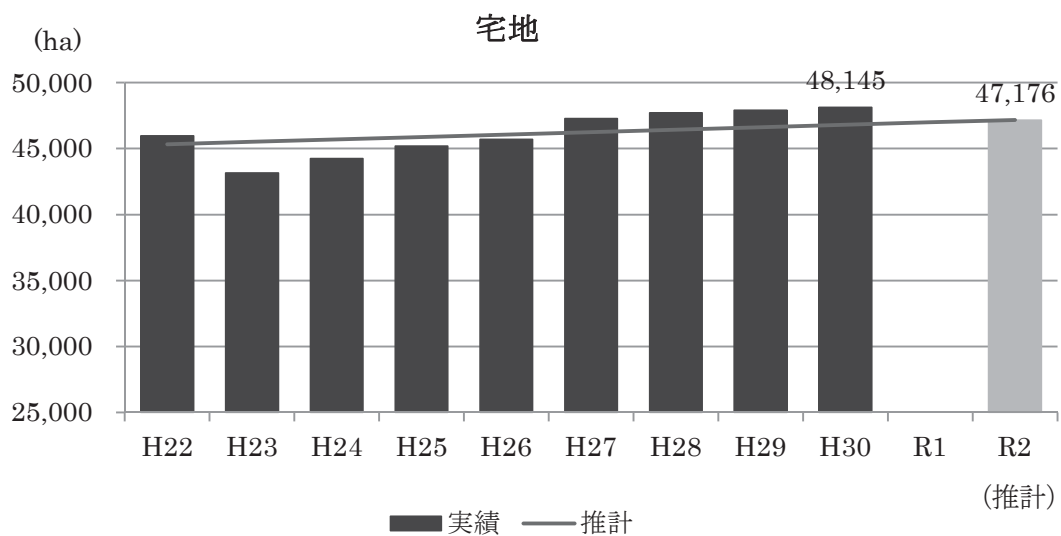
- 森林面積は復興整備事業等に伴う林地開発などにより、平成26年以降、減少傾向にある。
- ※ H30に森林面積が大幅に減少しているのは、林野庁において国有林面積の把握方法が変更されたこと及び民有林における管理データの精度向上が主な理由である。



- 東日本大震災の津波被害の影響から水面・河川・水路面積は減少したが、近年は農地の復旧などに伴い増加傾向であった。平成 27 年以降は、ほぼ横ばいに推移している。



- 東日本大震災の津波被害の影響から、ほ場内農道が減少したため平成 23 年に減少したが、高速道路の整備や農地の復旧に伴う農道の復旧などにより、道路全体として増加傾向にある。



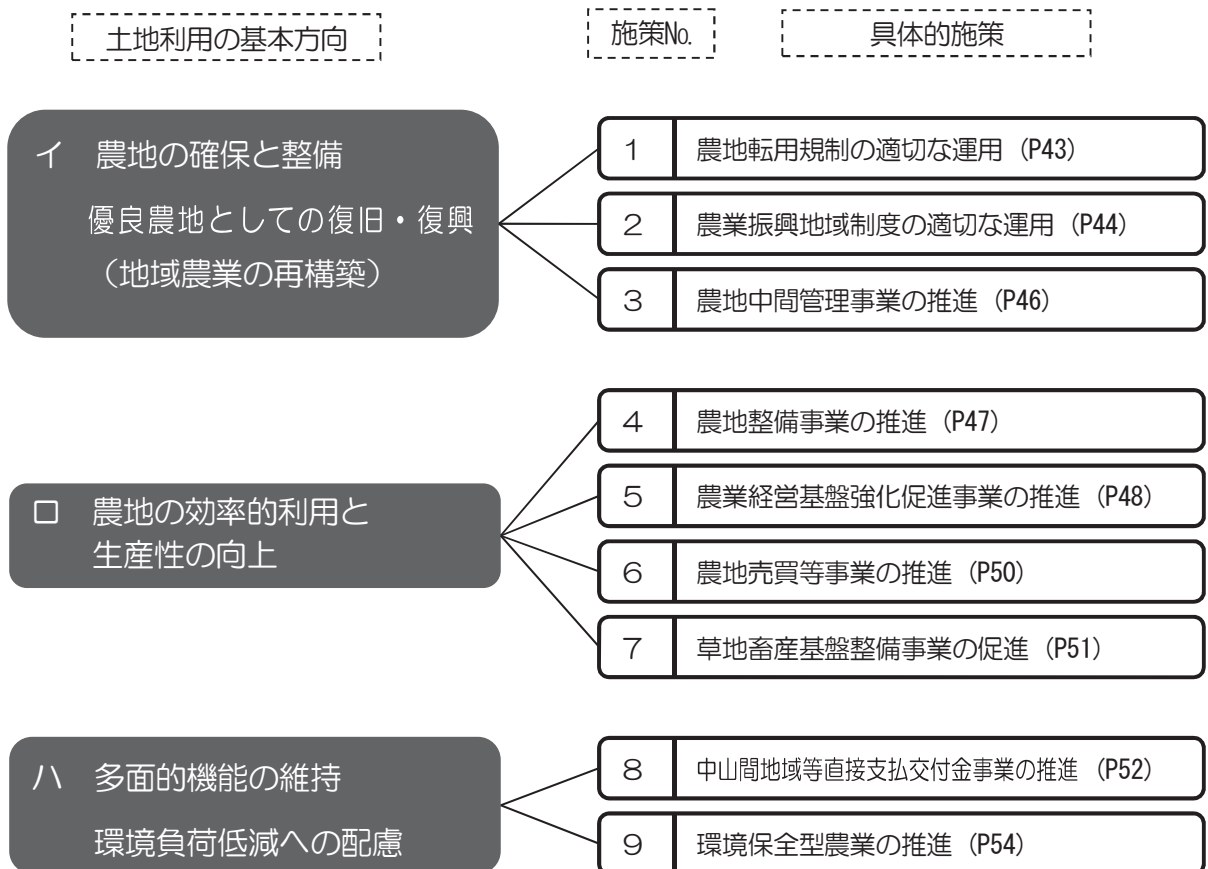
- 平成 23 年は、東日本大震災の津波被害による居住地面積の減少などに伴い大幅に減少した。平成 24 年以降は、復興事業による面整備の進捗とともに、防災集団移転の進捗や宅地供給の増加などにより増加傾向にある。

第3章 宮城県国土利用計画関連施策

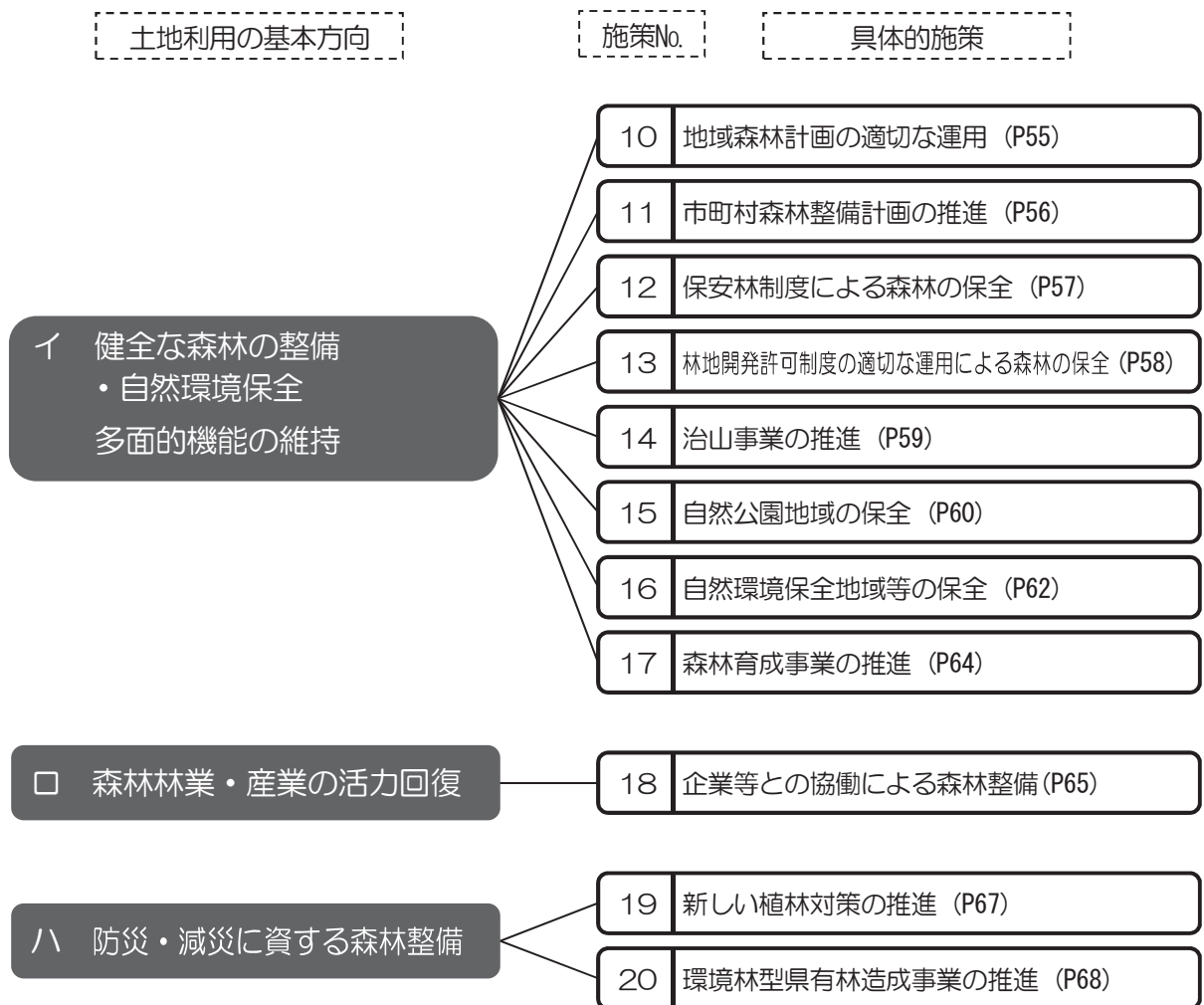
1 利用区分別の国土利用計画関連施策の体系

宮城県国土利用計画では、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の基本方向を定めており、下記は関連する施策を利用区分別に分類したものである。

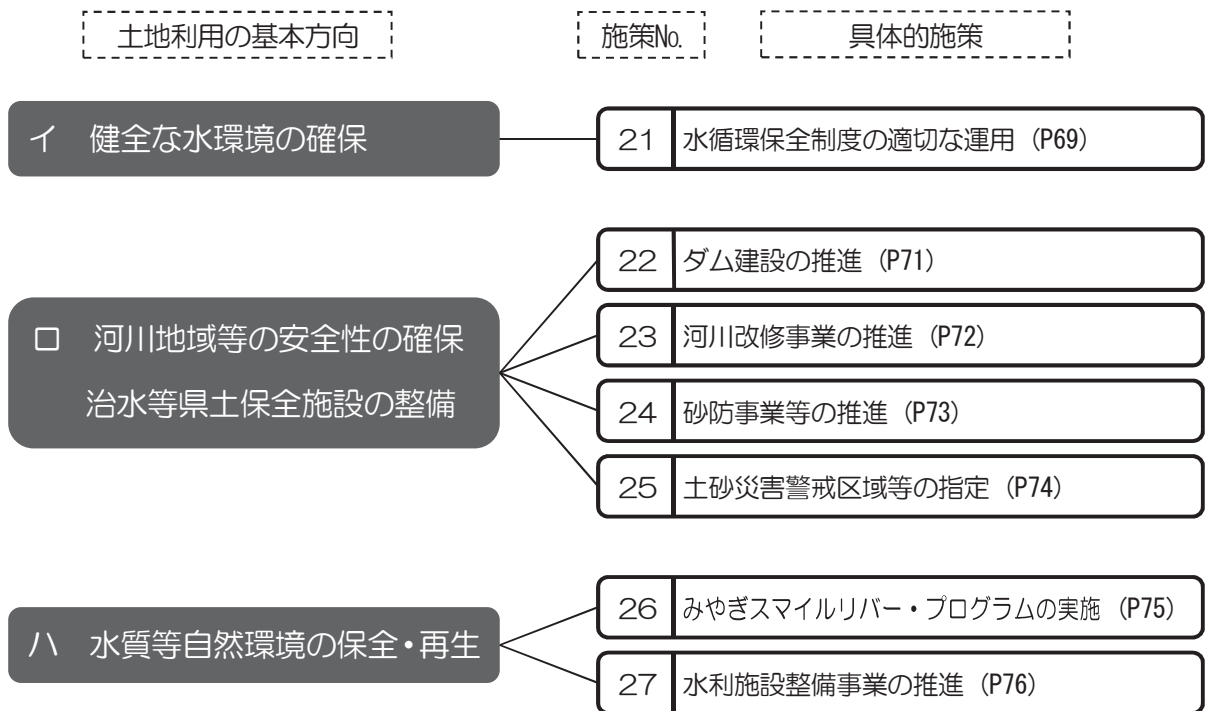
（1）農地 （→ P43）



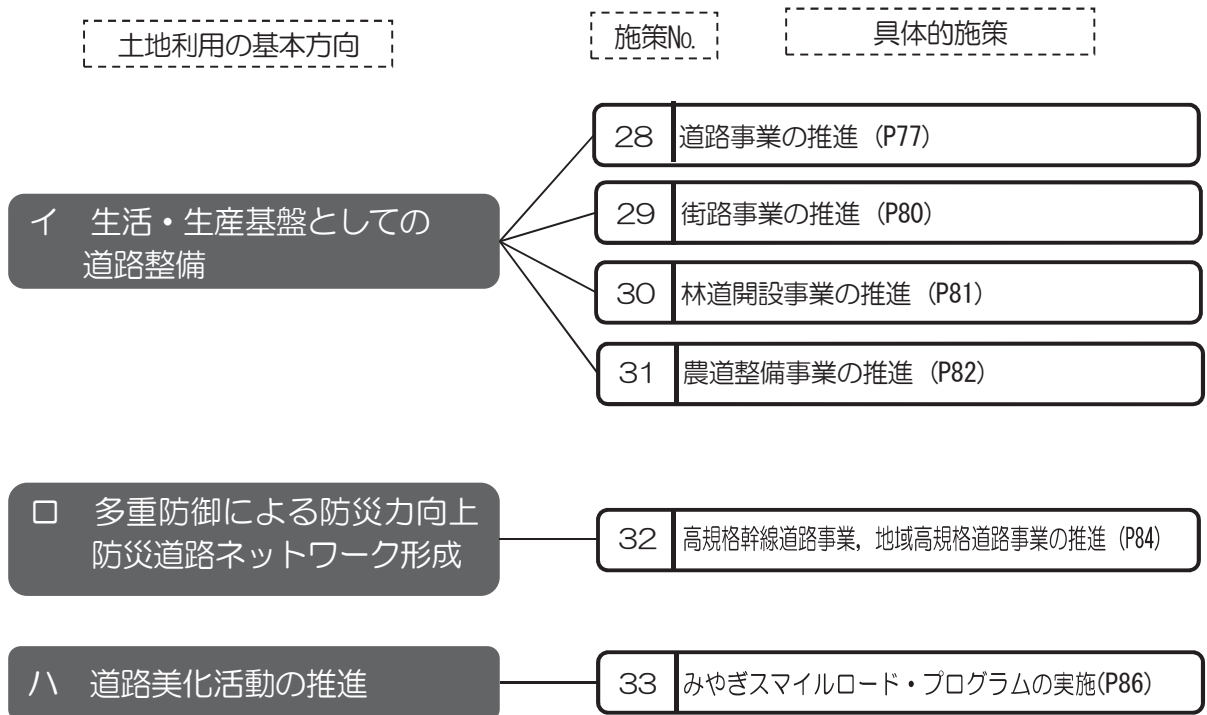
(2) 森林 (→ P55)



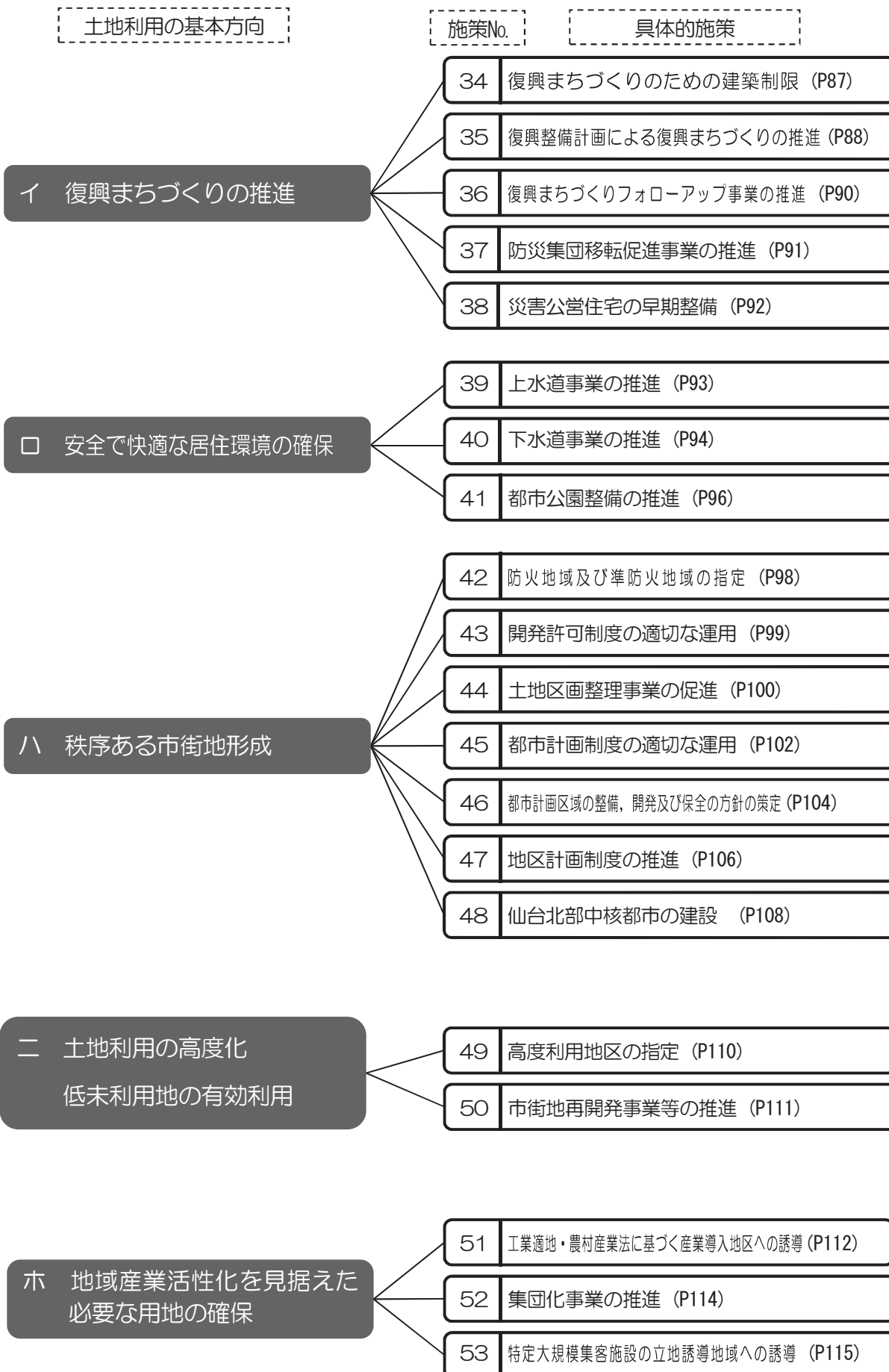
(3) 水面・河川・水路 (→ P69)



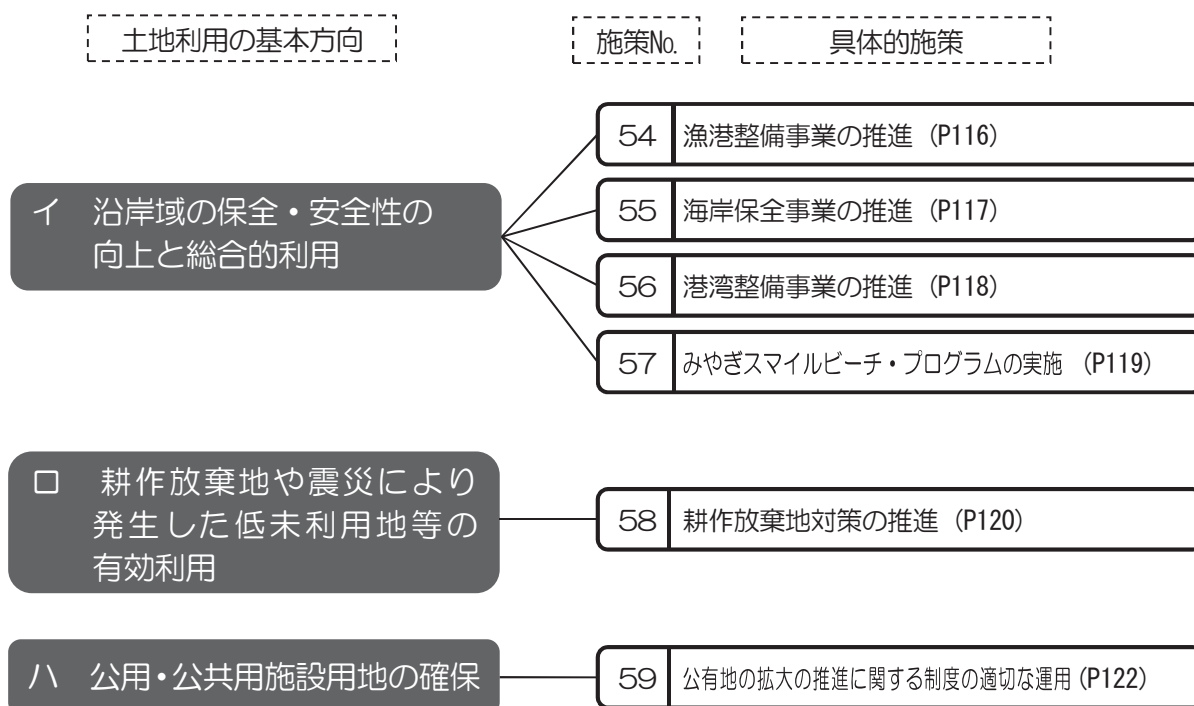
(4) 道路 (→ P77)



(5) 宅地 (→ P87)



(6) その他の区分等 (→ P116)



(7) 土地利用全般 (→ P123)

施策No.	具体的施策
60	市町村国土利用計画策定(変更)の支援 (P123)
61	土地利用基本計画の適切な運用 (P124)
62	環境影響評価制度の適切な運用 (P125)
63	廃棄物の適正処理等の推進 (P126)
64	地価に関する調査の推進 (P128)
65	国土調査の推進 (P130)

2 国土利用計画関連施策一覧（措置の概要別）

宮城県国土利用計画では、計画を達成するために必要な措置を定めており、下記は関連する施策を必要な措置別に分類したものである（欄内のカッコ書きは、重複している措置を示している。）。

（1）創造的な復興のための土地利用の推進

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	34	復興まちづくりのための建築制限 →(4)	建築宅地課	87
2	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進 →(4)	地域復興支援課	88
3	36	復興まちづくりフォローアップ事業の推進	復興まちづくり推進室	90
4	37	防災集団移転促進事業の推進	建築宅地課	91
5	38	災害公営住宅の早期整備	住宅課	92

（2）国土利用計画法等の適切な運用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	1	農地転用規制の適切な運用 →(7)	農業振興課	43
2	2	農業振興地域制度の適切な運用	農業振興課	44
3	13	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全 →(7)	自然保護課	58
4	43	開発許可制度の適切な運用 →(7)	建築宅地課	99
5	59	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用	地域復興支援課	122
6	60	市町村国土利用計画策定（変更）の支援	地域復興支援課	123
7	61	土地利用基本計画の適切な運用	地域復興支援課	124
8	62	環境影響評価制度の適切な運用 →(5)	環境対策課	125
9	63	廃棄物の適正処理等の推進 →(5)	循環型社会推進課	126

（3）地域整備施策の推進

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	45	都市計画制度の適切な運用	都市計画課	102
2	46	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定	都市計画課	104
3	47	地区計画制度の推進 →(8)	都市計画課	106
4	48	仙台北部中核都市の建設	産業立地推進課	108

(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	10	地域森林計画の適切な運用 →(6)	林業振興課	55
2	11	市町村森林整備計画の推進 →(6)	林業振興課	56
3	12	保安林制度による森林の保全 →(6)	森林整備課	57
4	14	治山事業の推進	森林整備課	59
5	19	新しい植林対策の推進	森林整備課	67
6	21	水循環保全制度の適切な運用 →(5)	環境対策課	69
7	22	ダム建設の推進 →(6)	河川課, 農村振興課	71
8	23	河川改修事業の推進 →(6)	河川課	72
9	24	砂防事業等の推進	防災砂防課	73
10	25	土砂災害警戒区域等の指定	防災砂防課	74
11	30	林道開設事業の推進	林業振興課	81
12	34	復興まちづくりのための建築制限 →(1)	建築宅地課	87
13	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進 →(1)	地域復興支援課	88
14	39	上水道事業の推進	食と暮らしの安全推進課, 企業局公営事業課	93
15	40	下水道事業の推進	都市計画課, 企業局水道経営課	94
16	41	都市公園整備の推進 →(5)	都市計画課	96
17	42	防火地域及び準防火地域の指定	都市計画課	98
18	54	漁港整備事業の推進 →(6)	水産業基盤整備課	116
19	55	海岸保全事業の推進	河川課, 港湾課, 農村整備課, 水産業基盤整備課	117
20	56	港湾整備事業の推進 →(6)	港湾課	118

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	8	中山間地域等直接支払交付金事業の推進	農山漁村なりわい課	52
2	9	環境保全型農業の推進	みやぎ米推進課	54
3	15	自然公園地域の保全 →(7)	自然保護課	60
4	16	自然環境保全地域等の保全 →(7)	自然保護課	62
5	18	企業等との協働による森林整備 →(8)	自然保護課, 森林整備課	65
6	20	環境林型県有林造成事業の推進	森林整備課	68
7	21	水循環保全制度の適切な運用 →(4)	環境対策課	69
8	41	都市公園整備の推進 →(4)	都市計画課	96
9	62	環境影響評価制度の適切な運用 →(2)	環境対策課	125
10	63	廃棄物の適正処理等の推進 →(2)	循環型社会推進課	126

(6) 土地の有効利用の促進

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	3	農地中間管理事業の推進	農業振興課	46
2	4	農地整備事業の推進	農村振興課, 農村整備課	47
3	5	農業経営基盤強化促進事業の推進	農業振興課	48
4	6	農地売買等事業の推進	農業振興課	50
5	7	草地畜産基盤整備事業の促進	畜産課	51
6	10	地域森林計画の適正な運用 →(4)	林業振興課	55
7	11	市町村森林整備計画の推進 →(4)	林業振興課	56
8	12	保安林制度による森林の保全 →(4)	森林整備課	57
9	17	森林育成事業の推進	森林整備課	64
10	22	ダム建設の推進 →(4)	河川課, 農村振興課	71
11	23	河川改修事業の推進 →(4)	河川課	72
12	27	水利施設整備事業の推進	農村振興課, 農村整備課	76
13	31	農道整備事業の推進	農村振興課, 農山漁村なりわい課	82
14	33	みやぎスマイルロード・プログラムの実施 →(8)	道路課	86
15	44	土地区画整理事業の促進 →(7)	都市計画課	100
16	49	高度利用地区の指定	都市計画課	110
17	50	市街地再開発事業等の推進	都市計画課	111
18	51	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導	産業立地推進課	112
19	52	集団化事業の推進	中小企業支援室	114
20	53	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導	商工金融課	115
21	54	漁港整備事業の推進 →(4)	水産業基盤整備課	116
22	56	港湾整備事業の推進 →(4)	港湾課	118
23	58	耕作放棄地対策の推進	農山漁村なりわい課, 農業振興課, 農村振興課, 農村整備課	120

(7) 土地利用転換の適正化

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	1	農地転用規制の適切な運用 →(2)	農業振興課	43
2	13	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全 →(2)	自然保護課	58
3	15	自然公園地域の保全 →(5)	自然保護課	60
4	16	自然環境保全地域等の保全 →(5)	自然保護課	62
5	28	道路事業の推進	道路課	77
6	29	街路事業の推進	都市計画課	80
7	32	高規格幹線道路建設事業, 地域高規格道路事業の推進	道路課	84
8	43	開発許可制度の適切な運用 →(2)	建築宅地課	99
9	44	土地区画整理事業の促進 →(6)	都市計画課	100

(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	18	企業等との協働による森林整備 →(5)	自然保護課, 森林整備課	65
2	26	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施	河川課	75
3	33	みやぎスマイルロード・プログラムの実施 →(6)	道路課	86
4	47	地区計画制度の推進 →(3)	都市計画課	106
5	57	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施	河川課	119

(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	64	地価に関する調査の推進	地域復興支援課	128
2	65	国土調査の推進	地域復興支援課	130

3 国土利用計画関連施策一覧（担当部局・課室別）

担当部局	担当課・室	施策 No.	具体的施策	掲載ページ
震災復興・企画部	地域復興支援課	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進	88
		59	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用	122
		60	市町村国土利用計画策定（変更）の支援	123
		61	土地利用基本計画の適切な運用	124
		64	地価に関する調査の推進	128
		65	国土調査の推進	130
環境生活部	環境対策課	21	水循環保全制度の適切な運用	69
		62	環境影響評価制度の適切な運用	125
	自然保護課	13	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全	58
		15	自然公園地域の保全	60
		16	自然環境保全地域等の保全	62
		18	企業等との協働による森林整備	65
	食と暮らしの安全推進課	39	上水道事業の推進	93
循環型社会推進課	63	廃棄物の適正処理等の推進	126	
経済商工観光部	産業立地推進課	48	仙台北部中核都市の建設	108
		51	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導	112
		53	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導	115
	中小企業支援室	52	集団化事業の推進	114
農政部	農山漁村なりわい課	8	中山間地域等直接支払交付金事業の推進	52
		31	農道整備事業の推進	82
		58	耕作放棄地対策の推進	120
	農業振興課	1	農地転用規制の適切な運用	43
		2	農業振興地域制度の適切な運用	44
		3	農地中間管理事業の推進	46
		5	農業経営基盤強化促進事業の推進	48
		6	農地売買等事業の推進	50
		58	耕作放棄地対策の推進	120
		みやぎ米推進課	9	環境保全型農業の推進
	畜産課	7	草地畜産基盤整備事業の促進	51
		4	農地整備事業の推進	47
	農村振興課	22	ダム建設の推進	71
		27	水利施設整備事業の推進	76
		31	農道整備事業の推進	82
		58	耕作放棄地対策の推進	120
		4	農地整備事業の推進	47
	農村整備課	27	水利施設整備事業の推進	76
		31	農道整備事業の推進	82
		55	海岸保全事業の推進	117
		58	耕作放棄地対策の推進	120

担当部局	担当課・室	施策 No.	具体的施策	掲載 ページ
水産林政部	水産業基盤整備課	54	漁港整備事業の推進	116
		55	海岸保全事業の推進	117
	林業振興課	10	地域森林計画の適切な運用	55
		11	市町村森林整備計画の推進	56
		30	林道開設事業の推進	81
	森林整備課	12	保安林制度による森林の保全	57
		14	治山事業の推進	59
		17	森林育成事業の推進	64
		18	企業等との協働による森林整備	65
		19	新しい植林対策の推進	67
20		環境林型県有林造成事業の推進	68	
土木部	道路課	28	道路事業の推進	77
		32	高規格幹線道路建設事業、地域高規格道路事業の推進	84
		33	みやぎスマイルロード・プログラムの実施	86
	河川課	22	ダム建設の推進	71
		23	河川改修事業の推進	72
		26	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施	75
		55	海岸保全事業の推進	117
	防災砂防課	57	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施	119
		24	砂防事業等の推進	73
	港湾課	25	土砂災害警戒区域等の指定	74
		55	海岸保全事業の推進	117
	都市計画課	56	港湾整備事業の推進	118
		29	街路事業の推進	80
		40	下水道事業の推進	94
		41	都市公園整備の推進	96
		42	防火地域及び準防火地域の指定	98
		44	土地区画整理事業の促進	100
		45	都市計画制度の適切な運用	102
		46	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定	104
		47	地区計画制度の推進	106
		49	高度利用地区の指定	110
	復興まちづくり推進室	50	市街地再開発事業等の推進	111
		36	復興まちづくりフォローアップ事業の推進	90
建築宅地課		34	復興まちづくりのための建築制限	87
		37	防災集団移転促進事業の推進	91
		43	開発許可制度の適切な運用	99
住宅課	38	災害公営住宅の早期整備	92	
企業局	公営事業課	39	上水道事業の推進	93
	水道経営課	40	下水道事業の推進	94

4 具体的施策の概要

No.	1	利用区分	農地
基本方向	農地の確保と整備 優良農地としての復旧・復興（地域農業の再構築）		
具体的な施策	農地転用規制の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用，土地利用転換の適正化		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は，食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工業用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り，かつ計画的な土地利用を確保するという観点から農地を立地条件等により区分し，開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに，具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしている。

2 制度の概要

優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため，農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定を行う場合には，農地法上，原則として都道府県知事の許可（4ha を超える場合（地域整備法に基づく場合を除く）には農林水産大臣協議）が必要となる。

なお，市街化区域内の農地を農地以外のものにする場合には，農業委員会への届出で足りる。

3 農地の転用状況

（単位：ha）

転用目的	年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	住宅用地	—	83.5	117.5	119.6	62.7	48.9	42.0
工鉱業用地	—	7.3	4.4	2.2	9.5	7.3	3.3	
公的施設用地	—	4.2	3.2	6.5	1.9	2.7	2.6	
商業サービス等用地	—	19.6	37.9	32.0	15.5	12.7	15.0	
その他の業務用地	—	70.1	109.7	165.2	176.6	182.4	189.3	
植林	—	2.9	3.2	2.3	3.9	3.0	3.5	
その他	—	1.4	2.8	6.8	7.5	9.2	0.3	
合計	—	189.0	278.7	334.6	277.7	266.2	256.0	
法4, 5条許可・届出以外の転用(許可不要等)	—	59.0	143.9	166.6	58.9	312.5	180.4	
転用総面積	—	248.0	422.7	501.2	336.6	578.7	436.4	

注1) 「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」による。

注2) 面積は端数処理の都合上，内訳と合計が必ずしも一致しない。

注3) H22 は確報に調査データなし。

No.	2	利用区分	農地
基本方向	農地の確保と整備 優良農地としての復旧・復興（地域農業の再構築）		
具体的な施策	農業振興地域制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等							
1 制度の目的	<p>農業と農業以外の土地利用（宅地等）との調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することなどによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としている。</p>						
2 農業振興地域について	<p>本県の農業振興地域¹は、塩竈市、女川町を除く 33 市町村で指定しており、原則としてそれらの市町村ごとに農業振興地域整備計画が策定されている。</p> <p>平成 29 年 12 月 31 日現在の農業振興地域指定面積は、302,980.1ha であり、県土面積の約 4 割を占めている。</p> <p>また、農業振興地域のうち、優良農地として確保すべき農用地区域²の面積は、126,763.5ha であり、農業振興地域の約 4 割、県土面積の約 2 割を占めている。</p>						
1) 農業振興地域	<p>県の農業振興地域整備基本方針に基づき、相当長期（おおむね 10 年以上）にわたり、農業の振興を図ることが相当であるとして定められた地域。</p>						
2) 農用地区域	<p>市町村の農業振興地域整備計画により、農業振興地域のうち今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として定められた区域。</p>						
3 農用地区域面積の推移	(単位：ha)						
区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総面積	—	128,185	127,984	127,678	127,453	127,014	126,763.5
農用地	—	119,513	119,066	118,706	118,385	118,102	117,367.6
田	—	99,372	99,166	99,052	98,939	98,903	98,611.7
畑	—	14,442	14,202	14,014	13,924	13,684	13,270.2
樹園地	—	2,080	2,079	2,074	2,074	2,001	1,972.7
採草放牧地	—	3,619	3,619	3,567	3,448	3,514	3,513.0
混牧林地	—	169	169	169	169	242	242.0
農業用施設用地	—	704	712	710	720	750	757.8
山林原野 (混牧林地以外)	—	6,148	6,386	6,441	6,528	5,070	5,545.4
その他	—	1,650	1,651	1,652	1,652	2,851	2,850.7
※ H23 は調査データなし							

4 宮城県農業振興地域整備基本方針

現在の「宮城県農業振興地域整備基本方針」（以下「基本方針」という）は、平成 29 年 11 月に変更したもので、5 回目の変更となったこの基本方針では、令和 7 年において確保すべき農用地区域内の農地面積を 112 千 ha としており、この目標達成のため、ほ場整備事業等の基盤整備、荒廃農地の発生抑制・再生等の農地の保全・有効利用等、農用地等の確保のための施策を推進することとしている。

No.	3	利用区分	農地
基本方向	農地の確保と整備 優良農地としての復旧・復興（地域農業の再構築）		
具体的な施策	農地中間管理事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づいて設置された農地中間管理機構が、農用地等を借り入れ農地中間管理権を取得し、農用地等の借受希望者に貸し付けることにより、経営規模の拡大、農用地の集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するもので、農地集積の重要な政策手段となっている。

2 農地中間管理事業等の実績

(単位：ha)

年度 区分	H27	H28	H29	H30
借入面積	2,953.4	2,002.6	2,190.3	1,845.3
貸付面積	2,904.7	2,149.5	2,118.2	2,062.8

No.	4	利用区分	農地
基本方向	農地の効率的利用と生産性の向上		
具体的な施策	農地整備事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農村振興課，農村整備課		

施策の概要等

1 事業の概要

農地整備事業とは、ほ場の大区画化，農道の整備，用水路・排水路の整備などを総合的に実施するもので，整備を実施することにより，大型機械の導入が可能となり農業生産性の向上が図られるとともに，排水条件の整備，水田の汎用化により，麦，大豆，野菜などの作付けが可能となり，農地の高度利用を実現するもの。また，将来の地域農業を担う，担い手の育成と担い手への農地利用集積により，農業経営の安定化が実現し，地域農業構造の改善に寄与し，水田農業の体質強化を目指している。さらに，農地整備事業は，土地利用の秩序化や国土保全・防災の役割をも果たしている。

2 ほ場整備の状況（平成 30 年度末実績（見込み））

	全体面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
水田	110,277	78,292	71
畑	26,070	6,246	24
合計	136,347	84,538	62

注 1) 東日本大震災津波被災地域の農地転用面積等の整理が必要であり，整備済面積は参考値扱い

注 2) 水田，畑の全体面積は H22 の数値

3 地目別・年度別整備実績

(単位：ha)

年度 \ 区分	水田	畑	合計
H18	1,271	23	1,294
H19	1,099	36	1,135
H20	863	69	932
H21	672	27	698
H22	401	8	409
H23	263	7	270
H24	297	3	300
H25	438	6	444
H26	1,574	33	1,607
H27	744	107	851
H28	654	132	786
H29	911	214	1,125
H30 見込み	871	26	896

※ 端数処理の都合上，内訳と合計が一致しない場合がある。

No.	5	利用区分	農地
基本方向	農地の効率的利用と生産性の向上		
具体的な施策	農業経営基盤強化促進事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農業振興課		

施策の概要等	
<p>1 農業経営基盤強化促進事業の概要</p> <p>農業経営基盤強化促進事業は、経営感覚に優れた「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、それらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目的とするもので、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業である。</p> <p>農業経営基盤強化促進事業は、以下 5 つの主要な事業から成る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用権設定等促進事業¹⁾ 2. 農用地利用改善事業 3. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 4. 農地利用集積円滑化事業²⁾ 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>1) 利用権設定等促進事業</p> <p>○ 農業者が農地等の貸し借りや売買を行う場合、市町村が市町村基本構想に従って「農用地利用集積計画」（権利の設定・移転計画等をまとめたもの）を作成し、農業委員会の決定を経て公告することによって、農地等の貸し借りや売買ができる制度で、農地等の集団的な権利移動を促進するものである。</p> <p>○ また、利用権設定等促進事業によって行われる農地の所有権の移転、賃貸借の設定については、農地法の規制の適用が除外されるため、農地を貸した場合、期限が来れば離作料を支払うことなく確実に農地を返してもらうことができる。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>2) 農地利用集積円滑化事業</p> <p>当事業は、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法により創設された次の 3 事業のことである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地所有者代理事業 農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業 2 農地売買等事業 農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業 3 研修等事業 農地売買等事業により一時的に保有する農地等を活用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業 </div>

2 耕作を目的とする農地の権利移動の推移

(単位：ha・%)

区分 年	所有権移転		賃借権設定・移転・転貸		使用貸借 による 権利設定 ・移転	合計	
		うち自作地 有償移転		うち農業経営 基盤強化促進 事業			対前年比
H13	1,094.9	630.9	2,039.0	1,776.0	2,763.1	5,897.0	104.2
H14	1,244.3	761.0	2,002.8	1,767.4	1,654.7	4,901.8	83.1
H15	1,210.8	741.2	2,146.3	1,887.5	1,572.8	4,929.8	100.6
H16	1,222.2	691.5	2,591.3	2,351.9	1,685.3	5,498.8	111.5
H17	1,226.0	667.9	3,070.7	2,823.9	1,662.6	5,959.3	108.4
H18	1,267.2	692.3	3,903.1	3,652.0	1,309.1	6,479.4	107.9
H19	1,165.3	585.1	4,534.6	4,339.1	1,324.8	7,024.8	108.4
H20	1,105.1	588.3	4,189.1	3,947.2	1,209.1	6,503.3	92.6
H21	1,105.2	501.7	3,311.7	3,138.7	943.2	5,360.1	82.4
H22	—	—	—	—	—	—	—
H23	759.5	373.8	4,381.8	4,127.2	782.7	5,924.0	—
H24	933.2	387.8	4,049.9	3,843.9	962.6	5,945.8	100.4
H25	1,025.9	521.5	4,934.6	4,712.9	746.1	6,706.7	112.8
H26	965.1	543.2	5,089.1	4,882.7	892.6	6,943.2	103.5
H27	969.2	573.8	5,844.9	5,662.8	808.8	7,622.9	109.8
H28	934.0	564.8	5,357.9	5,150.3	789.2	7,870.3	103.2

注1) H21までは「土地管理情報収集分析調査（農林水産省）」、H22以降は「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」による。

注2) H22は確報に調査データなし。

注3) H26から農地中間管理事業法による権利移動分が含まれている。

No.	6	利用区分	農地
基本方向	農地の効率的利用と生産性の向上		
具体的な施策	農地売買等事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農地売買等事業の概要

農地売買等事業とは、平成26年度に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理事業の特例として規定された事業であり、規模縮小農家等から農用地等を買入れ、意欲ある農業者に農用地等を売り渡すことにより円滑な経営規模の拡大を支援するものである。

2 農地売買等事業の実績

年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
買入面積	68.9	67.3	53.6	41.2	39.5	64.4	53.2	86.0	68.8	70.3	70.5
売渡面積	97.6	80.2	100.6	50.9	34.4	63.6	61.8	80.4	71.7	53.9	72.6
借入面積	134.4	121.8	96.6	72.6	113.7	116.9	—	—	—	—	—
貸付面積	134.4	121.8	92.8	74.4	115.7	116.9	—	—	—	—	—

※ 平成25年度以前は農地保有合理化推進事業としての実績。借入及び貸付は、平成26年度以降、農地中間管理事業として実施している。

No.	7	利用区分	農地
基本方向	農地の効率的利用と生産性の向上		
具体的な施策	草地畜産基盤整備事業の促進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	畜産課		

施策の概要等

1 草地畜産基盤整備事業の概要

畜産主産地として安定的な発展が見込まれている地域において飼料基盤及び農業用施設等整備を実施することにより、効率的な飼料生産基盤の確立・飼料自給率の向上・自然循環機能維持促進を図るもの。

2 草地畜産基盤整備事業の実績

(単位：ha)

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手育成総合整備型)	—	—	—	—	—	—	—
草地畜産基盤整備事業 (草地整備型)	0.0	53.6	7.9	2.0	—	—	—
年度計	0.0	53.6	7.9	2.0	—	—	—

3 施行中の草地畜産基盤整備事業

(平成30年度末現在)

事業名	所在	面積 (ha)	着工年度	事業 完了年度
草地畜産基盤整備事業 (草地整備型) 「丸森南山地区」	丸森町	24.4	H29	R3

No.	8	利用区分	農地
基本方向	多面的機能の維持 環境負荷低減への配慮		
具体的な施策	中山間地域等直接支払交付金事業の推進		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	農山漁村なりわい課		

施策の概要等	
1 中山間地域等直接支払交付金事業の概要	<p>耕作放棄地等の増加等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、5年間以上、農業生産活動と多面的機能を増進する活動等を行う農業等による協定組織に対して交付金を交付する制度。</p> <p>中山間地域は、水田や河川等の上流に位置することから、中山間地域等の農業農村がもつ「水源かん養や洪水防止等」の多面的な機能により、下流に位置する都市住民の生命や財産の保全に寄与している。しかし、中山間地域では平地に比べ農業生産条件が不利であることに加え、過疎化や高齢化が急速に進み、耕作放棄地の増加が目立ち始めている。このため、農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、農地の持つ多面的機能の維持・発揮を図る。</p>
2 対象要件	<p>(1) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法指定地域 ・ 上記のほか、知事特認地域（4法指定地域に接する農用地を有する地域、農林統計上の中山間地域、農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域） <p>(2) 対象農用地</p> <p>農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、傾斜や高齢化率等の要件を満たすもの。</p> <p>(3) 対象行為</p> <p>「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の基での、5年間以上継続する農業生産活動や多面的機能増進活動</p> <p>(4) 対象</p> <p>協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等</p>

3 平成 30 年度中山間地域等直接支払実施状況

市町村名	協定数	交付対象面積(ha)	交付額(万円)
白石市	9	140	2,522
角田市	4	58	1,219
七ヶ宿町	6	209	1,906
川崎町	2	33	263
丸森町	26	558	6,986
仙台市	13	191	1,536
大和町	2	45	735
大崎市	13	89	1,368
加美町	9	56	816
栗原市	73	522	10,602
登米市	4	18	284
気仙沼市	60	294	4,426
南三陸町	14	98	1,416
計	235	2,310	34,082

※端数処理の関係で、市町村ごとの交付対象面積、交付額の総和は合計と一致しない場合がある。

No.	9	利用区分	農地
基本方向	多面的機能の維持 環境負荷低減への配慮		
具体的な施策	環境保全型農業の推進		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	みやぎ米推進課		

施策の概要等			
<p>1 概要</p> <p>環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業のことをいい、全国共通の「エコファーマー制度」や宮城県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の取組を通じて環境保全型農業の普及拡大に努めている。</p>			
<p>2 各認証制度の概要等</p>			
	<p>JAS 有機農産物 (全国共通)</p>	<p>エコファーマー (全国共通)</p>	<p>みやぎの環境にやさしい 農産物認証・表示制度 (宮城県独自)</p>
<p>制度の概要</p>	<p>JAS（日本農林規格）に従って、禁止された化学肥料や農薬を継続的に使用せずに生産を行い、農林水産省に登録された認定機関の検査により、農産物の認証が行われる。 この制度により認証された農産物だけが、「有機農産物」「オーガニック〇〇」といった「有機」に関する表示をして販売することができる。</p>	<p>平成 11 年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、環境と調和しながら土づくりや化学肥料・農薬を減らして農業を行う生産者の愛称。 エコファーマーと呼ばれる生産者は、土づくりや化学肥料・化学合成農薬を減らすなど一体的な取組を行う計画を作成し、知事の認定を受けている。</p>	<p>消費者の食に対する安全性や、環境問題への関心の高まりに対応して、宮城県が制定した制度で、農薬や化学肥料などの使用を減らして生産される農産物を県が認証し、信頼性を確保するもので、認証された農産物は「認証マーク」を表示し販売することができる。</p>
<p>宮城県の状況</p>	<p>取組面積 312ha 取組農家数 約76戸 (H31年3月末) *宮城県調べ</p>	<p>取組面積 5,648ha 取組農家数 2,387人 (H31年3月末)</p>	<p>取組面積 2,658ha 取組農家数 1,497戸 (H31年3月末) ※認証登録面積及び戸数</p>
<p>※ 上記のほか、JAグループでは「環境保全米づくり全県運動」を実施し、民間の認証機関（NPO 法人環境保全米ネットワーク）が、「JAS有機栽培米」や「特別栽培米（農薬や化学肥料などの使用を減らして生産されたもの）」を「みやぎの環境保全米」として認証している。</p>			

No.	10	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	地域森林計画の適切な運用		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保，土地の有効利用の促進		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

1 地域森林計画の概要

地域森林計画は、森林法第5条の規定により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して策定する計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」の指針となる。

本県の森林は県土面積の約6割を占め、水源のかん養や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしているが、昨今の森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷などにより林業生産活動が停滞し、森林を適切に管理していくことが困難になりつつあるなど、厳しい状況にある。

「地域森林計画」では、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示している。

本県の地域森林計画は宮城北部森林計画区と宮城南部森林計画区の2つの森林計画区ごとにたてられている。なお、各森林計画の対象市町村は以下のとおり。

森林計画	対象市町村
宮城北部森林計画	富谷市，大和町，大郷町，大衡村，大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，栗原市，登米市，石巻市，東松島市，女川町，気仙沼市，南三陸町
宮城南部森林計画	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町

2 地域森林計画対象民有林面積の推移 (単位：ha)

	宮城北部	宮城南部	計
平成20年度	177,519	108,379	285,898
平成21年度	177,494	108,418	285,912
平成22年度	177,624	108,523	286,148
平成23年度	177,489	108,534	286,023
平成24年度	177,665	108,510	286,175
平成25年度	177,663	108,647	286,310
平成26年度	177,514	108,625	286,139
平成27年度	177,274	108,550	285,824
平成28年度	177,198	108,468	285,666
平成29年度	177,167	108,400	285,567
平成30年度	177,167	108,385	285,552

※ 端数処理の関係で、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

No.	11	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	市町村森林整備計画の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保，土地の有効利用の促進		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

市町村森林整備計画の概要

市町村森林整備計画は、地域の森林のマスタープランとして、地域森林計画の対象となる民有林が所在する全ての市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。

計画事項は、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項のほか、重視すべき公益的機能に応じたきめ細かな森林施業を推進するため、「公益的機能別施業森林区域」が設定されている。

市町村森林整備計画を実効あるものとするために、森林法によって下記の措置が講じられている。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出等制度

森林所有者などが立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられている。市町村長が、市町村森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがある。

伐採後の再造林を確保するため、上記届出を行った者は伐採及び伐採後の造林の状況を市町村長に事後に報告することが義務づけられている（作業方法が間伐の場合、事後報告は不要）

(2) 施業の勧告

市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、計画の達成のために必要なとき、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告することがある。

(3) 森林経営計画

森林経営計画は、森林所有者などが自発的に作成する伐採、造林、保育、保護及び路網などの計画である。

市町村森林整備計画に適合し、一定の基準を満たす場合、市町村長などによる認定を受けることができる。

(4) 森林の土地の所有者届出制度

地域森林計画対象森林において、売買や相続、贈与等によって、森林の土地を新たに取得した場合、市町村長へ事後に届けるもの。

なお、国土利用計画法に基づく届出を提出した場合は、本届出は不要となる。

No.	1 2	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	保安林制度による森林の保全		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保，土地の有効利用の促進		
担当課	森林整備課		

施策の概要等					
1 保安林制度の概要					
保安林とは、水源のかん養，土砂の崩壊その他の災害の防備，生活環境の保全形成等，特定の公共目的を達成するため，農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では，目的に応じて 17 種類に区分され，それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため，立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。					
2 保安林面積の推移					
県内の種類別保安林面積の推移は以下のとおり。					
(単位:ha)					
年度	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	合計
平成 21 年度	154,137	18,609	298	7,556	180,600
平成 22 年度	155,054	18,734	301	7,504	181,593
平成 23 年度	155,531	18,947	304	7,536	182,318
平成 24 年度	155,587	18,924	308	7,504	182,323
平成 25 年度	155,718	18,943	313	7,485	182,459
平成 26 年度	155,705	18,956	313	7,445	182,419
平成 27 年度	155,355	18,949	311	7,416	182,031
平成 28 年度	155,599	19,027	310	7,439	182,376
平成 29 年度	155,866	19,030	312	7,452	182,661
平成 30 年度	156,104	19,052	314	7,436	182,906
※ 各年度末現在					
3 本県の保安林整備の特色					
(1) 森林面積に対する保安林面積は 44%で，全国平均 49%*を下回っている。					
(2) 保安林の 85%を占める水源かん養保安林は，県西部の奥羽山脈沿いに，10%を占める土砂流出防備保安林は，江合川，鳴瀬川及び白石川の上流地域に主に配備されている。					
(3) 石巻市以南の約 80km に及ぶ仙台湾には，飛砂防備保安林及び潮害防備保安林が帯状に配備され，石巻市以北のリアス式海岸には，古くから魚つき保安林が連続的に配備されている。					
(4) 農用地区域に存在するかんがい用ため池周辺には，干害防備保安林が多く配備されている。					
* 全国平均は平成 30 年 3 月 31 日現在					

No.	13	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用，土地利用転換の適正化		
担当課	自然保護課		

施策の概要等							
1 林地開発許可制度の概要							
<p>林地開発許可制度とは、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林を除く)において1haを超えて開発行為をしようとする場合には知事の許可を必要とするもの。</p> <p>森林(民有林)は私有財産であると同時に、土砂災害等の防止、水害の防止、水資源の確保、環境保全機能等の公益的機能を有しており、これらの機能は、一旦失われると回復することが非常に困難である。開発行為を行う際には、これらの機能を阻害しないよう適正に行うことが必要であることから、森林の適正な利用を確保することを目的とするものである。</p>							
2 林地開発許可の実績 (単位: ha)							
年度	宅地系	農地系	その他			合計	件数(件)
				土石の採取	その他		
H17	0.0	0.0	30.9	8.8	22.1	30.9	8
H18	13.0	0.0	31.4	16.6	14.8	44.4	10
H19	92.1	0.0	11.7	5.7	6.0	103.7	7
H20	16.4	0.0	32.7	14.9	17.8	49.1	14
H21	11.0	5.0	11.8	7.4	4.4	27.8	8
H22	0.0	1.4	47.6	4.7	42.9	49.0	7
H23	0.0	0.0	24.8	8.1	16.7	24.8	7
H24	27.3	31.6	99.3	87.9	11.4	158.2	29
H25	36.5	112.6	130.9	76.5	54.4	280.0	56
H26	0	0	205.8	142.3	63.5	205.8	48
H27	239.0	19.2	106.1	87.9	18.2	364.3	49
H28	179.2	13.3	47.4	32.5	14.9	239.9	32
H29	195.6	1.7	56.6	50.7	5.9	253.9	28
H30	169.9	4.4	21.8	18.2	3.6	196.1	30
注) 林地開発協議を含む。							
3 違反行為について							
<p>林地開発許可制度は、森林のもつ公共的機能を確保するために設けられた制度であるため、本制度に違反する行為は、公共の福祉に悪影響を生じるおそれがある。違反者については、罰則が設けられているほか、知事は必要に応じて開発行為の中止を命じ、森林の機能維持に必要な復旧措置を行うよう命令することができる。</p> <p>なお、近年は、土石の採取による違反行為が多発している状況にあり、地元関係機関との連携を密にし、パトロール体制を強化するほか、ホームページなどで一般県民にも情報提供を呼びかけている。</p>							

No.	14	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	治山事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 治山事業の概要

治山事業は、保安林の指定目的を達成するため、国又は都道府県が行う森林の造成事業若しくは森林造成・維持に必要な事業（保安施設事業）及び地すべり防止工事の新設、改良、その他地すべり防止区域内における地すべりを防止するための事業（地すべり防止に関する事業）を指し、「地域森林計画」に基づき、山地治山事業や地すべり防止事業などを緊急かつ計画的に実施し、県土の保全、水源のかん養機能の発揮及び生活環境の保全形成を図る事業である。

2 治山事業の推進状況

施行年度 事業名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
山地治山	11.8	2.6	7.7	3.6	5.4	1.9	3.5	5.8	0.8	0.9
保安林整備	475.2	490.7	426.2	689.3	345.1	290.0	250.3	276.5	217.3	201.3
水土保全治山	0.4	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.1
水源地域整備	15.8	—	0.2	—	—	—	0.1	—	7.4	2.7
防災林造成	2.6	16.6	21.6	12.7	9.7	3.8	17.8	20.4	2.6	1.6
共生保安林整備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
治山等激甚災害 対策特別緊急	9.7	8.3	1.5	—	—	—	—	—	—	—
地すべり防止	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	515.5	518.2	457.2	705.6	360.2	295.7	271.8	302.8	228.7	206.7

※ 端数処理の都合上、内訳と合計は必ずしも一致しない。

No.	15	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	自然公園地域の保全		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成，土地利用転換の適正化		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 自然公園の概要

自然公園とは、自然公園法に基づいて、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が指定する国立公園、国定公園及び知事が指定する県立自然公園の総称である。

(平成31年3月31日現在)

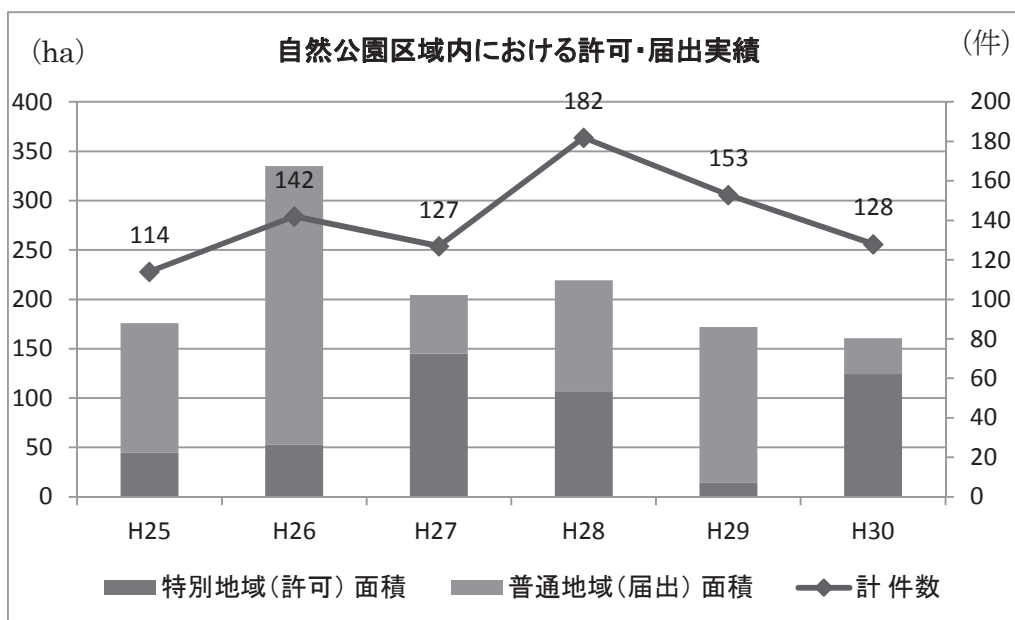
指定区分	自然公園名	指定年月日	総面積(ha)			
				特別地域		普通地域
					(特別保護地区)	
国立	三陸復興国立公園	昭39.6.1	14,884	14,580	410	304
国定	蔵王国定公園	昭38.8.8	20,757	20,757	2,714	—
	栗駒国定公園	昭43.7.22	29,516	25,550	1,800	3,966
県立	県立自然公園松島	明35.9.9	5,410	0	—	5,410
	県立自然公園旭山	昭15.12.13	34	0	—	34
	蔵王高原県立自然公園	昭22.2.21	20,606	0	—	20,606
	県立自然公園二口峡谷	昭22.8.1	9,230	8,195	—	1,035
	県立自然公園気仙沼	昭23.12.29	21,079	0	—	21,079
	県立自然公園船形連峰	昭37.11.1	35,449	26,509	—	8,940
	硯上山万石浦県立自然公園	昭54.10.26	9,933	2,208	—	7,725
	阿武隈溪谷県立自然公園	昭63.11.22	4,303	1,317	—	2,986
		合計	171,201	99,116	4,924	72,085

平成30年3月27日に三陸復興国立公園区域が変更され、本吉郡南三陸町志津川湾と石巻市祝浜の公園区域が拡張された。特に、石巻市祝浜においては、豊かな自然環境が再生されることが見込まれるため、自然再生事業が実施される。また、貴重な自然を有する湿原のうち、ニッコウキスゲやキンコウカの群落で有名な世界谷地については、栗駒国定公園内にあり、保全等が図られている。

2 自然公園区域の地域区分と規制内容

自然公園の区域は、自然環境の状況に応じて以下のような地域区分に区分し、それぞれ工作物の新築（改築，増築を含む。）や木竹の伐採等の行為を規制している。

地域区分		地域の説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	原生的な自然が残る地域など、特に嚴重に自然景観を保護する必要がある地域	許可制 (原則開発不可)
	第1種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力保護する必要がある地域	
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第3種	特別地域の中では自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については比較的認められる地域	
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制



注1) 動植物の採取，建築物の色彩の変更等土地利用転換に関係しないものは除外

注2) 「許可」及び「届出」のほか、「協議」を含む。

No.	16	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	自然環境保全地域等の保全		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成, 土地利用転換の適正化		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 自然環境保全地域の概要

県自然環境保全地域とは、自然環境保全条例第 12 条の規定により、一定の条件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを知事が指定するものである。県内の県自然環境保全地域は、16 地域となっている（平成 31 年 3 月末現在）。

（平成 31 年 3 月末現在）

県自然環境保全 地域名称	指定年月日	総面積(ha)			
		特別地区 (野生動植物保護地区)	普通地区		
伊豆沼・内沼	昭和 48.8.17	559.00	—		559.00
篔岳山	昭和 48.8.17	34.70	—		34.70
仙台湾海浜	昭和 48.8.17	1,507.69	—		1,507.69
太白山	昭和 48.8.17	451.11	—		451.11
樽水・五社山	昭和 48.8.17	1,317.00	253.50		1,063.50
釜房湖	昭和 48.8.17	1,676.00	—		1,676.00
谷山	昭和 48.8.17	894.00	—		894.00
御嶽山	昭和 54.3.16	49.65	7.58	7.58	42.07
一桧山・田代	昭和 54.3.16	614.50	322.47		292.03
鱒淵観音堂	昭和 54.3.16	24.40	12.91		11.49
魚取沼	昭和 54.3.16	84.11	84.11	17.26	—
翁倉山	昭和 54.3.16	541.04	62.32		478.72
斗蔵山	昭和 54.3.16	28.15	12.38		15.77
東成田の自然林	平成 10.3.10	35.97	9.62		26.35
荒沢	平成 22.3.23	754.60	—		754.60
商人沼	平成 25.5.21	2.25	—		2.25
	合計	8,574.17	764.89	24.84	7,809.28

2 緑地環境保全地域の概要

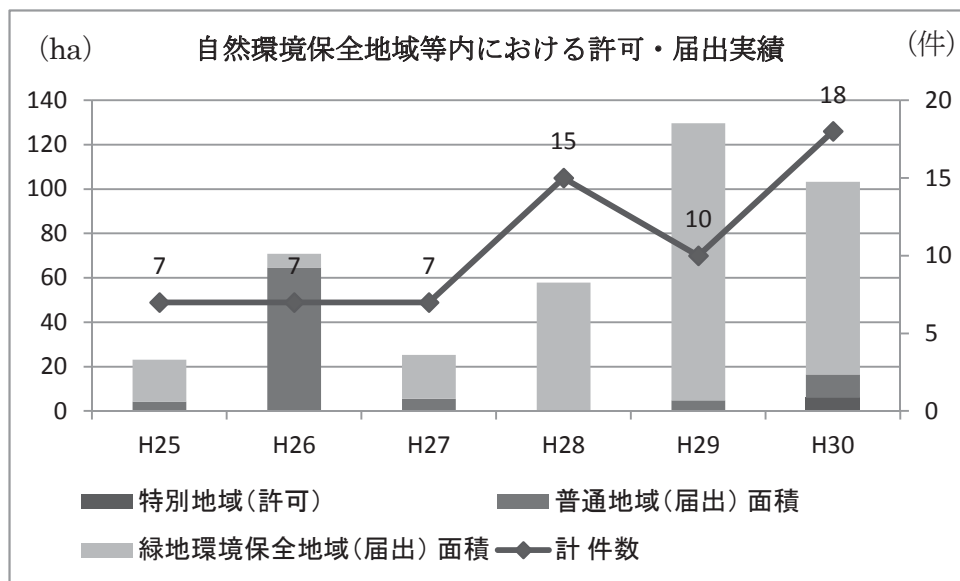
緑地環境保全地域とは、自然環境保全条例第 23 条の規定により、一定の条件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資するものを知事が指定するものである。県内の緑地環境保全地域は、11 地域となっている（平成 31 年 3 月末現在）。

緑地環境保全 地域名称	指定年月日	総面積(ha)
蕃山・斎勝沼	昭和 51.8.3	1,942.00
加瀬沼	昭和 48.8.17	65.00
県民の森	昭和 48.8.17	1,045.00
丸太沢	昭和 48.8.17	124.00
権現森	昭和 48.8.17	857.00
加護坊・篁岳山	昭和 59.5.1	2,896.00
深山	昭和 61.11.7	311.52
高館・千貫山	昭和 61.12.26	2,830.00
愛宕山	平成 5.8.31	30.58
昭和万葉の森	平成 29.9.1	21.81
番ヶ森山周辺地域	平成 29.9.1	800.04
	合計	10,922.95

3 自然環境保全地域等の地区区分と規制内容

自然環境保全地域等の区域は、自然環境の状況に応じて以下のような地区区分に区分し、それぞれ工作物の新築（改築，増築を含む。）や土地の形質変更等の行為を規制している。

地区区分		規制内容
自然環境 保全地域	特別地区	許可制
	野生動植物保護地区	
	普通地区	事前届出制
緑地環境保全地域		



注：動植物の採取等土地利用転換に関係しないものは除く。

No.	17	利用区分	森林
基本方向	健全な森林の整備・自然環境保全 多面的機能の維持		
具体的な施策	森林育成事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	森林整備課		

施策の概要等										
1 森林育成事業の概要										
<p>森林は、土砂災害等の防止、水害の防止、水資源の確保、環境保全機能等の公益的機能を有しているが、森林資源の充実、公益的機能を高度に発揮させるためには手入れをし、健全な森林としなければならない。</p> <p>森林育成事業は、植林、下刈、除・間伐、枝打ち等の森林の整備（手入れ）をする際に、国と県がその経費の一部を助成する制度である。</p>										
2 森林育成事業の実施状況										
(1) 植林（造林）の実績										
（単位：ha）										
年度 再拡別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
再造林	76	102	115	152	97	99	92	88	92	92
拡大造林	133	123	52	86	3	7	5	7	2	2
計	209	225	167	238	100	106	97	95	94	94
注）樹下植栽及び改良植込を含まない。										
(2) 下刈の実績										
（単位：ha）										
年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
下刈	1,413	1,511	1,193	661	586	694	728	746	753	753
(3) 間伐の実績（除伐を含む）										
（単位：ha）										
年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
森林育成事業	2,035	1,352	1,044	590	476	418	696	596	912	1,108
県有林事業	84	73	81	393	72	58	93	55	53	90
融資・自力等	2,351	3,800	2,964	4,084	3,071	2,330	2,183	2,063	2,696	1,999
計	4,470	5,225	4,089	5,067	3,619	2,806	2,972	2,714	3,661	3,197

No.	18	利用区分	森林
基本方向	森林林業・産業の活力回復		
具体的な施策	企業等との協働による森林整備		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成，多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	自然保護課，森林整備課		

施策の概要等																										
<p>1 みやぎの里山林協働再生支援事業</p> <p>(1) 事業の内容</p> <p>里山林は，かつて薪炭林として利用されながら地域住民により維持管理されてきたが，管理放棄等により荒廃している状況が見られる。一方で，環境問題への関心が高まる中，環境貢献や社会貢献を目的とした森林づくりに参加しようとする企業等が増加している。</p> <p>県は，それらの企業等と，その場を提供しようとする森林所有者等との橋渡し役となり，地域に根ざした里山環境の整備活動を支援する。</p> <p>(2) 企業等と森林所有者等との使用協定締結実績状況</p> <p>平成30年度末の協定締結状況は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>協定締結件数(件)</th> <th>森林面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蔵王町</td> <td>1</td> <td>24.16</td> </tr> <tr> <td>大和町</td> <td>2</td> <td>7.71</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>9</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>利府町</td> <td>1</td> <td>5.94</td> </tr> <tr> <td>登米市</td> <td>1</td> <td>35.65</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>2</td> <td>1.59</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>75.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施業内容) 植栽，下刈 など</p> <p>2 わたしたちの森づくり事業</p> <p>(1) 事業の内容</p> <p>企業や団体による森づくり活動のフィールドとして県有林を貸与するもの。 「フォレストメイキング」と「フォレストパートナー」の2つのメニューがある。</p> <p>① フォレストメイキング 植栽や下刈，除伐等，作業に不慣れな方でも取り組みやすい作業を団体や企業が自ら実施し，希望があれば命名権を売却する。</p> <p>② フォレストパートナー 団体や企業と県が共同で森づくりを行い，県有林の命名権を譲渡し，命名権料を原資として県が間伐等の本格的な整備を実施する。</p>			市町村名	協定締結件数(件)	森林面積(ha)	蔵王町	1	24.16	大和町	2	7.71	富谷市	9	0.75	利府町	1	5.94	登米市	1	35.65	女川町	2	1.59	計	16	75.80
市町村名	協定締結件数(件)	森林面積(ha)																								
蔵王町	1	24.16																								
大和町	2	7.71																								
富谷市	9	0.75																								
利府町	1	5.94																								
登米市	1	35.65																								
女川町	2	1.59																								
計	16	75.80																								

(2) 団体等と県との協定締結実績

平成 30 年度末の協定締結件数は以下のとおり。

※ () 内は事業を開始した平成 18 年度からの延べ件数。

メイキング (件)	パートナー (件)
12 (28)	1 (6)

※ 命名権取得件数 11 件 (27 件)

3 宮城県森林インストラクターの養成

(1) 宮城県森林インストラクターの役割

森林インストラクターは、自然と森林のしくみ、森林づくりと林業、自然体験活動、自然環境教育などについての知識、技能を有しており、森林を訪れる人々が心地よく過ごし、楽しみ、感じ、森林を取り巻く自然環境を深く知ることができるよう、以下のような活動を通じてサポートを行うことが期待されている。

- ・ 森林・林業に関する普及・PR
- ・ 森林づくり活動の指導
- ・ 森林における自然観察会等の指導
- ・ 森林愛護思想、野外活動マナーの普及等

(2) 宮城県森林インストラクターの養成

県では、宮城県森林インストラクターの養成を平成 10 年から実施し、年間約 20 日間の実習や講義を受講し、一定レベルの知識、技能を習得した方を知事が認定している。

平成 30 年度までに、630 名が認定を受けている。

4 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動

(1) 事業の内容

東日本大震災の津波により流失した海岸防災林を再生するため、植林活動等の実施を表明する民間団体等と協定を締結し、森林づくりへの参加・協働を推進する。

(2) 団体等と協定締結実績

平成 30 年度末の協定締結件数は以下のとおり。

協定数 (件)	協定面積 (ha)
39	137.59

No.	19	利用区分	森林
基本方向	防災・減災に資する森林整備		
具体的な施策	新しい植林対策の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 新しい植林対策事業の概要

震災により被害を受けた地域の県民生活保全や二次災害の未然被害を図る上で、被災森林や上流域の造林未済地等での森林の公益的機能向上に向けて、植林を推進していく必要がある。

新しい植林対策事業は、花粉の少ないスギ等の花粉症対策苗や、植林の低コスト化に資するコンテナ苗による、新しいタイプの植林方法による植栽の経費に対して県が助成を行うとともに、花粉の少ないスギの生産施設の設置や、海岸防災林復旧のための抵抗性クロマツ等の種苗の増産を県が行う事業である。

2 新しい植林対策事業の実施状況

施行年度 事業名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
花粉症対策苗の植栽	—	4ha	11ha	14ha	17ha	12ha	13ha
コンテナ苗の植栽	—	11ha	0ha	5ha	0ha	18ha	18ha
花粉の少ないスギ生産施設	ミストハウス 1基	—	—	—	—	—	—
抵抗性クロマツ等の種子生産	—	18千粒	420千粒	268千粒	589千粒	1,994千粒	1,545千粒

No.	20	利用区分	森林
基本方向	防災・減災に資する森林整備		
具体的な施策	環境林型県有林造成事業の推進		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 事業の概要

震災により甚大な被害を受けた地域等の県民生活の保全と、木材資源の長期的な供給を確保するため、県行造林地の契約更新による森林整備（再造林・保育等）を実施し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生の未然防止を図る事業である。

2 事業の実施状況

(単位：ha)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考
植栽	23	26	23	21	0	3	1	
下刈	24	70	94	125	112	112	88	

※1 必要に応じて獣害対策（防鹿柵設置等）を実施

※2 H29, H30 の植栽は補植面積を記載

No.	21	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	健全な水循環の確保		
具体的な施策	水循環保全制度の適切な運用		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保，環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	環境対策課		

施策の概要等	
1	<p>ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年6月制定）</p> <p>この条例は、健全な水循環の保全について、基本理念を定め、県・事業者・住民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。</p>
2	<p>宮城県水循環保全基本計画（平成18年12月策定，平成28年3月変更）</p> <p>この計画は、健全な水循環の保全を目指し、県民，事業者，行政等がそれぞれ公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むための基本的な方向性を示したものである。</p> <p>（1）計画の期間 平成18年度～令和2年度</p> <p>（2）計画の目標と施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標 <ul style="list-style-type: none"> 〔清らかな流れ〕 目標：全ての水域において水質環境基準を達成する。 〔豊かな流れ〕 目標：平常時の河川の水量を豊かにする。 〔安全な流れ〕 目標：河川整備，海岸堤防整備を推進し，河川整備率，海岸堤防整備率の向上を図る。 〔豊かな生態系〕 目標：多様な生態系の保全に向け，森林，農地，水辺環境を保全する。 ・施策の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 施策の連携及び上流域と下流域の連携 県民と事業者と行政等の協働 <p>（3）計画の推進</p> <p>計画の推進にあたっては、宮城県内を5つの流域に分け、流域水循環計画を策定する。</p> <p>① 南三陸海岸流域，② 北上川流域，③ 鳴瀬川流域，④ 名取川流域，⑤ 阿武隈川流域</p>
3	<p>流域水循環計画</p> <p>この計画は、宮城県水循環保全基本計画の計画目標に基づき、それぞれの流域の特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示すものである。</p> <p>〔策定済みの計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴瀬川流域水循環計画（第2期）（平成31年3月策定） <ul style="list-style-type: none"> 計画期間：平成30年度～令和9年度（10年間） ○ 北上川流域水循環計画（平成23年1月策定） <ul style="list-style-type: none"> 計画期間：平成22年度～令和元年度（10年間） ○ 名取川流域水循環計画（平成23年1月策定） <ul style="list-style-type: none"> 計画期間：平成22年度～令和元年度（10年間） <p>※ 北上川流域，名取川流域の流域水循環計画は、令和2年度に更新予定。（宮城県水循環保全基本計画では、計画期間満了時点の現状や課題等を評価・整理し、更新することとなっている。）</p>

〔未策定の計画〕

以下の2流域の計画策定は、東日本大震災で被災した河川及び沿岸・海岸部の復旧状況をみながら行う予定である。

- 南三陸海岸流域水循環計画
- 阿武隈川流域水循環計画

4 水道水源特定保全地域

ふるさと宮城の水循環保全条例第13条の規定により、知事は、流域水循環計画に基づいて、山間部の水道水源地域のうち、その地域の良好な水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域を水道水源特定保全地域として指定することができる。

〔指定状況〕

- 鳴瀬川流域水道水源特定保全地域（平成22年2月告示）
 - ※ 流域水循環計画更新後の令和元年度に再指定の予定。
- 北上川流域水道水源特定保全地域（平成24年2月告示）
- 名取川流域水道水源特定保全地域（平成24年2月告示）

〔開発行為に対する規制〕

水道水源特定保全地域内において開発行為をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに、知事に届け出なければならない。（条例第14条 開発行為の届出）

No.	22	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	河川地域等の安全性の確保 治水等県土保全施設の整備		
具体的な施策	ダム建設の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保, 土地の有効利用の促進		
担当課	河川課, 農村振興課		

施策の概要等

1 ダム建設の概要

日本の川は諸外国に比べ急勾配であり、降った雨は、山から海へ一気に流下するため、大雨が降った場合などには、河川は氾濫し、洪水を引き起こす場合がある。

そのため、洪水時に上流からの河川流量を調整し、下流の河川流量を低減させ洪水被害の軽減を図る必要がある。このダムによる洪水調整機能は下流部の河川の改修効果とともに、洪水防御を行う有効な治水機能を有している。

また、ダムは、治水機能のほか、かんがい用水や上水道用水・工業用水を貯蓄する利水機能も有している。

2 県内の主なダム（完成済み）

ダム名	所在市町村	たん水面積(ha)	目的 ¹	備考
大倉ダム	仙台市	160	F N W I A P	
七北田ダム	仙台市	50	F N W	
南川ダム	大和町	90	F N W	
七ヶ宿ダム	七ヶ宿町	410	F N W I A	国管理
釜房ダム	川崎町	390	F N W I P	国管理
化女沼ダム	大崎市	65	F N	
鳴子ダム	大崎市	210	F N P	国管理
岩堂沢ダム	大崎市	69	A	
漆沢ダム	加美町	83	F N W I P	
二ッ石ダム	加美町	52	A	
栗駒ダム	栗原市	83	F A P	
荒砥沢ダム	栗原市	76	F A	
小田ダム	栗原市	88	F A	
花山ダム	栗原市	240	F N W P	
長沼ダム	登米市	610	F N R	

※ たん水面積が 50ha 以上のものを記載

1) 目的 F : 洪水調節, N : 流水の正常な機能の維持増進, A : 新規農業用水
W : 新規上水道用水, I : 新規工業用水, P : 水力発電, R : レクリエーション

3 県内の建設中・調査中のダム

(平成 30 年度末現在)

ダム名	所在市町村	たん水面積(ha)	目的 ¹	備考(進捗率)
川内沢ダム	名取市	18	F N	37.8%

No.	23	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	河川地域等の安全性の確保 治水等県土保全施設の整備		
具体的な施策	河川改修事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保, 土地の有効利用の促進		
担当課	河川課		

施策の概要等

1 河川改修事業の概要

日本の河川は急勾配で豪雨時には、その水が一気に流下するとともに、洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等、河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域（氾濫区域）に人口と資産が多く集中している。

そのため、洪水時の河川流量を下流に安全に流下させ、洪水被害を防御するなどの河川改修事業が必要である。

2 本県の状況

本県の河川整備率は4割未満と低く、また近年、氾濫区域において土地利用の高度化や資産の集積が進んでいることから、ひとたび洪水が起こると被害は甚大なものになると予想される。このため水害対応する治水施設の整備水準の向上を計画的に進める必要があるとともに、洪水ハザードマップ等のソフト対策の充実を進め、水害による人命被害の軽減を図る必要がある。

3 河川改修状況

区分	項目	管理区間 延長(km)	要改修 延長(km)	整備延長 (km)	整備率 (%)
県（平成30年度末現在）		2,134.3	1,360.0	507.2	37.3
	基本施設区間	—	177.2	121.7	68.7
	地域防災施設区間	—	1,182.8	385.5	32.6

注1) 県の整備率は、基本施設区間については日雨量200mm相当、地域防災施設区間については時間雨量40mm相当の降雨に対する河川の整備状況をいう。

2) 基本施設区間とは、流域面積が200k㎡以上の大河川をいい、地域防災施設区間とは、流域面積が200k㎡未満の中小河川をいう。ただし、準用河川及び普通河川は含まない。

No.	24	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	河川地域等の安全性の確保 治水等県土保全施設の整備		
具体的な施策	砂防事業等の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	防災砂防課		

施策の概要等

1 砂防事業・地すべり防止事業の概要

一級水系、二級水系及びその他水系の荒廃溪流で、豪雨等による土砂流出により下流人家や耕地及び公共施設等に土砂災害発生のおそれがある溪流並びに蔵王火山を初めとする火山地域における土砂災害から生命・財産を守るため、砂防指定地の指定の進達、砂防堰堤等の砂防設備の整備を図るもの。

また、地すべりにより家屋の破壊、山林及び田畑の流出等の被害が予想される区域を地すべり防止区域に指定し、各種調査結果を踏まえて、危険度や保全対象の重要度に応じ、効率的に工事を進め、恒久的な地すべり対策を図っている。

さらに、危険ながけ地については、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図りながら、危険度の高い地区から逐次防止工事を施工し、がけ崩れによる災害から人命、財産を保護している。

2 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の状況（平成30年度末現在）

事務所名	区分	砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		
		溪流名	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
大河原土木事務所		白石川他	284	1,421.14	20	657.55	27	38.494
仙台土木事務所		広瀬川他	167	617.28	8	105.25	92	92.849
北部土木事務所		鳴瀬川他	287	2,725.41	8	222.34	45	52.613
栗原地域事務所		迫川他	135	611.77	4	47.14	19	19.835
東部土木事務所		皿貝川他	352	536.15	1	6.51	120	190.543
登米地域事務所		大関川他	165	930.78	—	—	18	18.354
気仙沼土木事務所		津谷川他	117	428.22	—	—	52	71.630
合計			1,507	7,270.75	41	1,038.79	373	484.318

3 砂防・地すべり・急傾斜事業の実施状況

（平成30年度末現在）

事務所名	区分	危険箇所数	要対策箇所数	着手数	着手率	概成数	概成率
			A	B	B/A	C	C/A
大河原土木事務所		1,797	531	79	14.9%	74	13.9%
仙台土木事務所		2,451	756	135	17.9%	134	17.7%
北部土木事務所		706	240	61	25.4%	60	25.0%
栗原地域事務所		518	132	29	22.0%	27	20.5%
東部土木事務所		1,620	906	223	24.6%	221	24.4%
登米地域事務所		684	165	42	25.5%	42	25.5%
気仙沼土木事務所		706	244	77	31.6%	77	31.6%
合計		8,482	2,974	646	21.7%	635	21.3%

No.	25	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	河川地域等の安全性の確保 治水等県土保全施設の整備		
具体的な施策	土砂災害警戒区域等の指定		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	防災砂防課		

施策の概要等									
1 土砂災害警戒区域の概要									
土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備を図る区域である。									
さらに、土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危険が生じるおそれのある区域においては、土砂災害特別警戒区域とされ、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。									
2 本県の状況									
県内の土砂災害危険箇所 8,482 箇所のうち、平成 30 年度末の基礎調査数 6,246 箇所、進捗率 73.6%となっており、令和元年度完了を目指している。土砂災害警戒区域等の指定については、要配慮者利用施設や防災拠点等の重点箇所を優先し、地元市町村と調整を図りながら令和 4 年度完了をできるだけ前倒しすることを目指す。									
3 県内の危険箇所数（平成 30 年度末現在）									
	事務所名	土石流	急傾斜地	地すべり	事務所別計				
	大河原土木事務所	1,043	713	41	1,797				
	仙台土木事務所	575	1,846	30	2,451				
	北部土木事務所	316	368	22	706				
	栗原地域事務所	260	246	12	518				
	東部土木事務所	545	1,075	0	1,620				
	登米地域事務所	264	420	0	684				
	気仙沼土木事務所	410	296	0	706				
	合計	3,413	4,964	105	8,482				
4 県内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数（平成 30 年度末現在）									
事務所名	区分	土石流		急傾斜地		地すべり		合計	
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
	大河原土木事務所	714	615	434	427	43	0	1,191	1,042
	仙台土木事務所	461	376	1,131	1,082	25	0	1,617	1,458
	北部土木事務所	286	231	285	275	22	0	593	506
	栗原地域事務所	229	194	219	213	10	0	458	407
	東部土木事務所	320	274	567	562	0	0	887	836
	登米地域事務所	225	196	368	365	1	0	594	561
	気仙沼土木事務所	234	205	160	157	0	0	394	362
	合計	2,469	2,091	3,164	3,081	101	0	5,734	5,172

No.	26	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	水質等自然環境の保全・再生		
具体的な施策	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施		
措置の概要	多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	河川課		

施策の概要等

1 スマイルリバー・プログラムの概要

従来から河川区域内の除草や清掃等については河川愛護団体の協力を受け、連携を図りながら実施しているが、県が管理する河川におけるボランティア活動の活性化及び河川に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的に、平成15年4月よりアダプト制度として「みやぎスマイルリバー・プログラム」を実施。

2 スマイルリバー・プログラムの仕組み

県は、県管理河川の一定区間において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な河川環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルリバーサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行う。

活動を始める前に、スマイルリバーサポーター、市町村及び河川管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。

活動区間には、スマイルリバーサポーター名を記した表示板が、スマイルリバーサポーターの希望に応じ設置される。

3 活動メニュー

県管理河川の空き缶やゴミの回収、草刈、清掃、樹木の剪定、伐採など。

4 県内のスマイルリバーサポーター

平成30年度末のスマイルリバーサポーターの団体数等は以下のとおり。

参加団体数	登録人数	活動延べ延長
182 団体	7,050 人	192,205m

No.	27	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	水質等自然環境の保全・再生		
具体的な施策	水利施設整備事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農村振興課，農村整備課		

施策の概要等

1 事業の概要

水稻等への農業用水の供給と排水不良地域を解消するため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場等の基幹的用排水施設や水管理システムの整備を推進する。

2 用排水改良の状況

平成22年度策定の「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき、計画期間中（平成23年～令和2年度）、整備実績を以下の事業で管理していく。

- ・国営かんがい排水事業，水利施設整備事業 等

(単位：km)

区分 年度	用水改良	排水改良	合計
平成17年	45.2	13.0	58.3
平成18年	47.9	14.9	62.8
平成19年	50.7	19.0	69.7
平成20年	54.6	20.2	74.8
平成21年	55.8	22.8	78.6
平成22年	56.4	23.5	79.9
平成23年	56.4	24.5	80.9
平成24年	56.4	24.5	80.9
平成25年	56.4	25.7	82.1
平成26年	56.8	26.1	82.9
平成27年	57.4	26.1	83.5
平成28年	58.2	26.1	84.3
平成29年	59.7	26.4	86.1
平成30年	61.3	26.4	87.7

※ 平成13年度からの累計値。

※ 端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合がある。

No.	28	利用区分	道路
基本方向	生活・生産基盤としての道路整備		
具体的な施策	道路事業の推進		
措置の概要	土地利用転換の適正化		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 道路整備計画

平成23年10月策定の「宮城県社会資本再生・復興計画」に基づき整備を進める。道路整備の主な方針は以下のとおり。

- ・ 高規格幹線道路網と関連するアクセス道路の整備を進める。
- ・ 道路ストックマネジメントを推進し、計画的維持管理を実践する。
- ・ 交通渋滞箇所の解消、市街地部等でのバイパス化、未改良区間の解消等を推進する。

2 道路建設状況（一般国道、主要地方道）

（1）一般国道（道路法第3条第2号の一般国道）

（平成30年度末現在）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
国道457号(湯船沢)	仙台市泉区西田中字萱場山～芋沢字湯船沢	1.4	歩道 設置	H21	未	36%
国道286号(鹿野工区)	仙台市太白区鹿野1丁目地内	0.2	交差点 改良	H28	未	5%
国道4号 (築館バイパス)	栗原市築館赤坂～城生野	7.0	4	S58	未	52% (一部供用済)
国道4号(仙台拡幅)	仙台市宮城野区苦竹 ～燕沢～鶴ヶ谷	4.6	6	H元	未	71% (一部供用済)
国道4号(金ヶ瀬拡幅)	蔵王町宮～大河原町金ヶ瀬	3.7	4	H16	済	100%
国道4号(大衡拡幅)	大衡村大衡～大衡村駒場	4.5	2(4)	H28	未	6%
国道108号(古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚～稲葉	5.1	4	H2	未	43% (一部供用済)
国道113号(蔵本)	白石市福岡蔵本	1.0	2	H25	未	22%
国道286号(支倉)	仙台市太白区坪沼 ～川崎町大字支倉	2.6	2	H28	未	4%
国道346号 (鹿島台バイパス)	松島町東品井沼 ～大崎市鹿島台出町	6.0	2	H6	未	84% (一部供用済)

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
国道 346 号 (錦織バイパス)	登米市東和町錦織字堀内～登米市東和町錦織字東大谷野	2.5	2	H19	未	87%
国道 346 号 (飯土井)	登米市東和町米川字六反～登米市東和町米川字飯土井	0.8	2	H27	未	16%
国道 398 号 (石巻バイパスⅡ期)	石巻市大瓜～真野	3.4	2(4)	H21	未	99%
国道 398 号 (崎山)	女川町石浜字崎山～女川町桐ヶ崎字崎山	0.9	2	H28	未	36%

(2) 主要地方道

(道路法第 56 条に基づき国土交通大臣の指定する主要な都道府県道及び市町村道)

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台松島線 (大槻工区)	仙台市宮城野区大槻地内	0.2	交差点 改良	H20	未	63%
泉塩釜線 (野村工区)	仙台市泉区野村字太斉山 ～七北田字古内	0.7	2	H16	未	94%
泉塩釜線 (実沢工区)	仙台市泉区実沢字明神 ～上刈谷字舞台	0.5	2	H16	未	66%
井上長町線 (上飯田 3 工区)	仙台市若林区今泉字久保田東 ～字門暮	0.3	2	H20	未	58%
仙台山寺線 (枇杷原工区)	仙台市太白区秋保町湯元 字青木～秋保町湯本字批 杷原西	1.1	2	H15	未	96%
井戸長町線 (東部復興道路整備 事業)	仙台市若林区二木字二木 前～二木字新原	1.6	2	H25	未	18%
塩釜亘理線 (東部復興道路整備 事業)	仙台市宮城野区岡田字新 浜中通～若林区藤塚字一 本松	6.8	2	H24	未	29%
仙台山寺線 (舟木南工区)	仙台市太白区茂庭字相ノ 沢南～茂庭字舟木南	1.0	歩道 設置	H26	未	6%
石巻鮎川線 (風越 2)	石巻市風越	1.2	2	H19	未	70%
丸森柴田線 (坂津田工区)	角田市坂津田	1.8	2	H12	未	75%
古川松山線 (下中目工区)	大崎市古川下中目～松山下伊場野	2.3	2	H19	済	100%
白石丸森線 (大鷹沢大町)	白石市大鷹沢大町	1.0	2	H24	未	74%
蔵王大河原線 (新寺)	大河原町小山田～大河原 町新寺	2.6	2	H21	未	65%

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
白石丸森線(大張館矢間)	丸森町大張大蔵～丸森町館矢間山田	4.9	2	H24	未	25%
岩沼蔵王線(大師姥ヶ懐)	岩沼市大師～村田町姥ヶ懐	3.7	2	H24	未	90%
大衡仙台線(宮床)	大和町宮床	2.3	2	H24	未	71%
利府中インター線(庚塚)	塩釜市石田～塩釜市庚塚	0.5	2	H21	未	100%
古川登米線(大貫)	大崎市田尻大貫荒屋敷～大崎市田尻大貫上長根	0.9	2	H27	未	48%
石巻雄勝線(雄勝峠)	石巻市真野～石巻市雄勝町雄勝	17.0	2	H23	未	52%
女川牡鹿線(高白)	女川町高白～女川町横浦	1.5	2	H24	未	93%
石巻女川線(浦宿)	女川町浦宿	1.1	2	H20	未	52%
気仙沼唐桑線(化粧坂)	気仙沼市本町一丁目～気仙沼市化粧坂	0.5	2	H26	未	61%
若柳築館線(若柳川南)	栗原市若柳字川南川原～栗原市若柳川南三間堀向	1.3	2	H27	未	37%
大島浪板線(浪板)	気仙沼市大浦～気仙沼市東八幡前	2.7	2	H23	未	81%
大島浪板線(大島)	気仙沼市浦の浜～気仙沼市小々汐	5.3	2	H23	未	82%
女川牡鹿線(大谷川浜小積浜工区)	石巻市大谷川浜～石巻市小積浜	2.1	2	H29	未	1%
仙台村田線 (仮称)菅生スマートIC	村田町菅生～村田町菅生	1.0	2	H29	未	23%

注：仙台市の街路事業分は除く。

No.	29	利用区分	道路
基本方向	生活・生産基盤としての道路整備		
具体的な施策	街路事業の推進		
措置の概要	土地利用転換の適正化		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 街路事業

街路事業も道路事業と同様「道路」を整備する事業であるが、街路事業は原則として都市内（既成市街地内）の都市計画道路を整備する事業である。

なお、既成市街地以外の区域では、次のように道路事業と区分されている。

- ・ 都市計画法に基づき用途地域が指定されている区域は、街路事業者と道路事業者で「協議」のうえ決定
- ・ 用途地域のない都市は、既成市街地の外線からおおむね 500m を含む区域については、街路事業者と道路事業者で「協議」のうえ決定

2 本県の都市計画道路の状況

本県の都市計画道路は、32市町村において総延長約 1,501 kmが都市計画決定されているが、平成 29 年 3 月末現在の整備状況は整備延長約 886 kmで、整備率は 59.0%となっている。

	都市計画 決定延長(km)	改良済延長(km)	整備率(%)
宮城県全域	1,501.73	886.24	59.0
仙台市を除く宮城県域	1,071.33	537.14	50.1
仙台市	430.4	349.1	81.1
全国※	71,998.01	46,485.73	64.6

※ 全国は平成 29 年都市計画年報（平成 28 年度末データ）より

3 都市計画道路の建設状況（仙台市を除く）

（平成 30 年度末現在）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
愛島名取線 (大手町下増田線)	名取市大手町～名取市増田	0.5	4	H19	済	H28 供用
愛島名取線 (植松田高線)	名取市飯野坂～名取市小山	0.4	2	H24	未	94%
岩沼停車場線 (駅前南通線)	岩沼市館下	0.1	2	H24	未	96%
古川佐沼線 (並柳福浦線)	大崎市古川七日町～ 大崎市古川三日町	0.2	2	H25	未	66%
河南築館線 (源光町田線)	栗原市築館字源光～ 栗原市築館字内沢	0.2	2	H26	未	95%
岩沼蔵王線 (小池石生線)	村田町字小池～ 村田町字広畑	0.6	2	H29	未	4%
坂本古川線 (稲葉小泉線)	大崎市古川竹ノ内～ 大崎市古川小泉	1.55	2	H29	未	15%

No.	30	利用区分	道路
基本方向	生活・生産基盤としての道路整備		
具体的な施策	林道開設事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

1 林道開設状況（国有林内林道を除く。）（平成31年3月31日現在）

年度	開設延長 (km)	路線数				
		公共	非公共	県単	その他	
平成23年	2	4	2	—	2	—
平成24年	2	4	4	—	—	—
平成25年	1	3	3	—	—	—
平成26年	1	4	4	—	—	—
平成27年	1	4	4	—	—	—
平成28年	1	4	4	—	—	—
平成29年	1	4	4	—	—	—
平成30年	1	4	4	—	—	—

（参考）林道・林内公道の現況

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
林道(km)	林道(km)	1,455	1,456	1,457	1,458	1,459	1,464	1,465	1,465
	林内公道(km)	3,558	3,558	3,558	3,558	3,560	3,560	3,560	3,560
計		5,013	5,014	5,015	5,016	5,019	5,024	5,025	5,025
民有林面積(千ha)		286	286	286	286	286	286	286	286
林道密度(m/ha)		5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
林内道路密度(m/ha)		17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.6	17.6	17.6

※端数処理の関係で内訳が一致しない場合がある。

2 林道整備の状況（国有林内林道を除く。）

（平成30年度末現在）

路線名	起点～終点	延長 (km)※	車線数	着工 年度	整備 状況	進捗率
女川京ヶ森線	女川町女川浜大原 ～石巻市沢田字折立山	10.9	1	H11	済	100%
登米東和線	登米市登米町日根牛上 羽沢～東和町米谷朝田 貫	4.3	1	H21	未	51%
上嘉太神線	大和町吉田欠入西～吉 田上嘉太神	3.9	1	H23	未	72%

No.	31	利用区分	道路
基本方向	生活・生産基盤としての道路整備		
具体的な施策	農道整備事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農村振興課，農山漁村なりわい課		

施策の概要等																															
1 事業の概要	<p>未舗装箇所の整備や、流通の効率化のための路線整備を行い、農作物の流通コストの軽減や荷傷みの防止など、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を効率的に連絡する農道網の整備を行うことにより、農業生産の近代化と都市・農村間交流や農村地域の活性化、定住の促進を図るもの。</p>																														
2 農道整備の状況	<p>平成22年度策定の「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき、計画期間中（平成23年～令和2年度）、整備実績を以下の事業で管理していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域営農団地農道整備事業，一般農道整備事業，農免農道整備事業，ふるさと農道緊急整備事業 等 <p style="text-align: right;">(単位：km)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>整備 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成17年</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>17.3</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	区分 年度	整備 実績	平成17年	9.3	平成18年	17.3	平成19年	6.9	平成20年	5.0	平成21年	2.0	平成22年	5.7	平成23年	2.5	平成24年	5.1	平成25年	2.4	平成26年	0.3	平成27年	0.0	平成28年	0.0	平成29年	0.0	平成30年	0.0
区分 年度	整備 実績																														
平成17年	9.3																														
平成18年	17.3																														
平成19年	6.9																														
平成20年	5.0																														
平成21年	2.0																														
平成22年	5.7																														
平成23年	2.5																														
平成24年	5.1																														
平成25年	2.4																														
平成26年	0.3																														
平成27年	0.0																														
平成28年	0.0																														
平成29年	0.0																														
平成30年	0.0																														

3 農道整備の状況

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	供用 (予定)	整備 状況	進捗率
(広域農道) 仙南 2 期地区	蔵王町	3.6	2	H17	H27	済	100%
(広域農道) 仙南東部 2 期地区	柴田郡大河原町	0.7	2	H17	H24	済	100%
(基幹農道) 迫南方 2 期地区	登米市	1.2	1	H16	H23	済	100%
(基幹農道) 上沼地区	登米市	3.8	2	H20	H25	済	100%
(一般農道) 浅草地区	登米市	1.2	1	H20	H23	済	100%
(中山間事業) 水流・大沢線	登米市市道水流・大沢 線～登米市市道水流・ 大沢線	0.5	1	H22	H23	済	100%
(中山間事業) 沢尻・平倉線	登米市その他市道平 倉・要害線～登米市一 級市道相川線	0.6	1	H26	H27	済	100%
(中山間事業) 南田・堂山線	国道 346 号～登米市市 道堂山線	0.5	1	H20	H26	済	100%
(中山間事業) 乗越・岩ノ沢線	登米市市道大清水・岩ノ沢 線～登米市市道大清水・岩 ノ沢線	0.4	1	H21	H22	済	100%
(中山間事業) 山桑線	登米市その他市道石橋・菅 浪線～登米市その他市道山 桑線	0.3	1	H18	H26	済	100%

No.	32	利用区分	道路
基本方向	多重防御による防災力向上 防災道路ネットワーク形成		
具体的な施策	高規格幹線道路事業, 地域高規格道路事業の推進		
措置の概要	土地利用転換の適正化		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 本県の概況

県内の高規格幹線道路としては、東北縦貫自動車、東北横断自動車道酒田線、常磐自動車道、仙台東部道路、仙台北部道路、三陸縦貫自動車道の6路線がある。

地域高規格道路としては、仙台南部道路、みやぎ県北高速幹線道路2路線がある。

2 高規格幹線道路の建設状況（平成30年度末現在）

（1）高速自動車国道（道路法第3条第1号の高速自動車国道）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
常磐自動車道 (川口～仙台市)	山元町(福島県境)～山元 IC	10.0	2(4)	H18	済	100% ※2車線供用

（2）一般国道の自動車専用道路

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
三陸縦貫自動車道 (桃生登米道路)	石巻市桃生町太田～登米 市中田町浅水(桃生豊里 IC～登米IC)	13.8	2(4)	H5	済	100% ※2車線供用
三陸縦貫自動車道 (南三陸道路)	南三陸町志津川字小森～ 歌津字白山(志津川IC～ 歌津IC)	7.2	2	H20	済	100%
三陸縦貫自動車道 (歌津本吉道路)	歌津字白山～気仙沼市本 吉町津谷長根(歌津IC～ (仮称)本吉IC)	12.0	2	H23	未	98%
三陸縦貫自動車道 (本吉気仙沼道路(Ⅱ期))	気仙沼市本吉町津谷長根 ～本吉町多丸((仮称)本 吉IC～大谷海岸IC)	4.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道 (本吉気仙沼道路)	本吉町九多丸～気仙沼市 松崎高谷(大谷海岸IC～ 気仙沼中央IC)	7.1	2	H18	済	100%
三陸縦貫自動車道 (気仙沼道路)	気仙沼市松崎高谷～唐桑 町只越(気仙沼中央IC～ (仮称)唐桑南IC)	9.0	2	H23	未	65%
三陸縦貫自動車道 唐桑高田道路	気仙沼市唐桑町館～陸前 高田市竹駒町相川((仮 称)唐桑北IC～陸前高田 IC)	10.0 (県内2.0)	2	H23	済	100%

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台北部道路	利府町加瀬～富谷市富谷(利府 JCT～利府しらかし台 IC～富谷 JCT～国道4号)	13.5	2(4)	H5	済	100% ※2車線供用
仙台東部道路	宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋～仙台市宮城野区中野(亘理 IC～仙台港北 IC)	24.8	2(4)	H8	済	100% ※2車線供用

(3) 地域高規格幹線道路

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台南部道路	仙台市若林区今泉～仙台市太白区茂庭(若林 JCT～仙台南 IC)	12.2	2(4)	S45	済	100% ※2車線供用
みやぎ県北高速 幹線道路(I期)	栗原市築館萩沢～登米市迫町北方(加倉 IC～北方)	8.9	2(4)	H7	済	100% ※2車線供用
みやぎ県北高速 幹線道路(II期)	登米市迫町佐沼～中田町宝江((仮)佐沼 IC～(仮)中田 IC)	4.7	2	H23	済	100%
みやぎ県北高速 幹線道路(III期)	登米市迫町北方～登米市迫町佐沼(北方～(仮)佐沼 IC)	3.6	2	H25	未	58%
みやぎ県北高速 幹線道路(IV期)	登米市迫町佐沼～中田町宝江	1.7	2	H25	済	100%
築館登米線 (仮称) 栗原 IC	栗原市築館萩沢地内	2.2	2	H30	未	4%

No.	33	利用区分	道路
基本方向	道路美化活動の推進		
具体的な施策	みやぎスマイルロード・プログラムの実施		
措置の概要	土地の有効利用の促進，多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 スマイルロード・プログラムの概要

スマイルロード・プログラムとは、地域の人々が道路や公園などの公共スペースを清掃・美化する仕組みのこと。宮城県では行政と県民とがパートナーシップを確立し、ボランティア活動に意欲のある方々に対して、支援を行いながら住民参加のまちづくりのお手伝いをしたいという想いをシステム化したもので、平成13年12月から取組を開始している。

2 仕組みについて

ボランティア活動に意欲を持つ地域の方々や企業の方々に「スマイルサポーター」と認定し、宮城県が管理する道路（仙台市内を除く県道，一部の国道）の一定区間で、定期的に、清掃や緑化作業などの美化活動や歩道の除雪を行っていただくもの。

活動を始める前に、スマイルサポーター，市町村及び道路管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。

活動区間には、スマイルサポーター名を記した表示板が設置される。

3 活動メニュー

原則として、スマイルサポーターの希望で作業内容を決める。具体的には、空き缶等のごみ拾い，除草，花の植栽，樹木の剪定，歩道の除雪（冬季）など。

4 県内のスマイルサポーター

平成30年度末のスマイルサポーターの団体数等は以下のとおり。

参加団体の半数が道路緑化を活動内容に入れている。

参加団体数(個人)数	活動延長	登録人数
378	419,799m	13,085人

No.	34	利用区分	宅地
基本方向	復興まちづくりの推進		
具体的な施策	復興まちづくりのための建築制限		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進，県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等		
○ 災害危険区域		
<p>地方公共団体は，条例で津波，高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するとともに，同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他の制限で災害防止上必要なものを条例で定めることができるとされている。（建築基準法第39条）</p>		
<p><災害危険区域条例の施行状況>（東日本大震災に係るもの）（平成31年3月31日現在）</p>		
市町名	条例の施行日※	災害危険区域
山元町	平成23年11月11日	山寺，浅生原，高瀬及び坂元の各一部 （平成23年11月11日区域指定）
仙台市	平成23年12月16日 （改正）	宮城野区，若林区の各一部（平成23年12月16日区域指定），太白区緑ヶ丘4丁目の一部（平成24年9月10日区域指定），泉区松森字陣ヶ原の一部（平成25年3月15日区域指定）
東松島市	平成24年6月1日	大曲浜地区，浜須賀地区，立沼地区，牛網地区，浜市地区，野蒜地区，中下地区，宮戸地区の各一部 （平成24年6月1日区域指定）
亘理町	平成24年6月18日	荒浜地区，吉田地区の各一部 （平成24年6月18日区域指定）
気仙沼市	平成24年6月29日	気仙沼地区，鹿折地区，松岩地区，階上地区，大島地区，面瀬地区，中井地区，唐桑地区，小原木地区，小泉地区，津谷地区，大谷地区の各一部（平成24年7月9日区域指定）（平成26年8月20日区域追加）
南三陸町	平成27年6月22日 （改正）	歌津地区の一部，志津川地区の一部，戸倉地区の一部 （平成24年4,7,8,9,10月の1日，平成25年6月25日，平成26年6月20日，平成27年6月22日区域追加）
七ヶ浜町	平成24年9月20日	湊浜地区，松ヶ浜地区，菖蒲田浜地区，花淵浜地区，吉田浜地区，東宮浜地区，遠山地区，汐見台南地区の各一部（平成24年9月20日区域指定）（平成28年2月16日区域変更）（平成30年3月15日区域追加）
名取市	平成25年12月24日 （改正）	下増田地区，杉ヶ袋地区，閑上地区，小塚原地区の各一部（平成24年9月25日区域指定）（平成25年6月25日，平成25年12月24日区域追加）
石巻市	平成23年12月26日	市街地，石巻半島地域，河北地域，雄勝地域，北上地域，牡鹿地域の各所（平成24年12月1日区域指定）
女川町	平成24年9月18日	中心部地区・離半島部の各所 （平成24年12月10日区域指定）
岩沼市	平成24年12月17日	下野郷地区，押分地区，早股地区，寺島地区，空港南五丁目の各一部（平成24年12月17日区域指定）（平成25年12月12日区域変更）
塩竈市	平成24年12月19日	寒風沢地区，桂島地区の各一部（平成25年3月1日区域指定）（平成28年12月1日区域追加）

※ 改正のあったものは，直近の改正条例の施行日のみを記載

No.	35	利用区分	宅地
基本方向	復興まちづくりの推進		
具体的な施策	復興整備計画による復興まちづくりの推進		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進，県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	地域復興支援課		

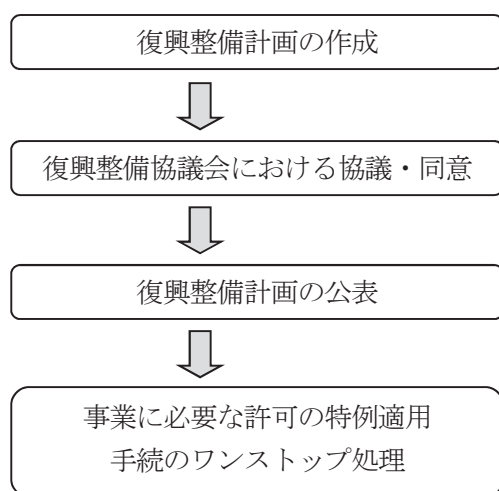
施策の概要等

1 復興整備計画・復興整備協議会の概要

- ・ 東日本大震災復興特別区域法において，被災市町村等は，市街地の整備や農業生産基盤の整備など，地域の円滑かつ迅速な復興を図るため，復興整備計画を作成できるとされている。
- ・ 復興整備計画の作成により，市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置が適用される。また，事業実施に必要な許可手続等のワンストップ化により，通常の手続よりも迅速な処理が可能となる。
- ・ 復興整備計画は，被災市町村，県，国の関係機関等で構成される復興整備協議会における協議・同意を経て公表される。
- ・ 復興整備協議会において協議・同意を経た復興整備計画を公表することで，許可手続やゾーニングの変更（土地利用基本計画の変更，都市計画区域の変更等）等を一括して処理できる（手続のワンストップ化）ほか，市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置の適用を受けることができる。

※復興整備計画に記載する事業の追加や変更等が生じた場合は，その都度復興整備協議会での協議が必要となる。

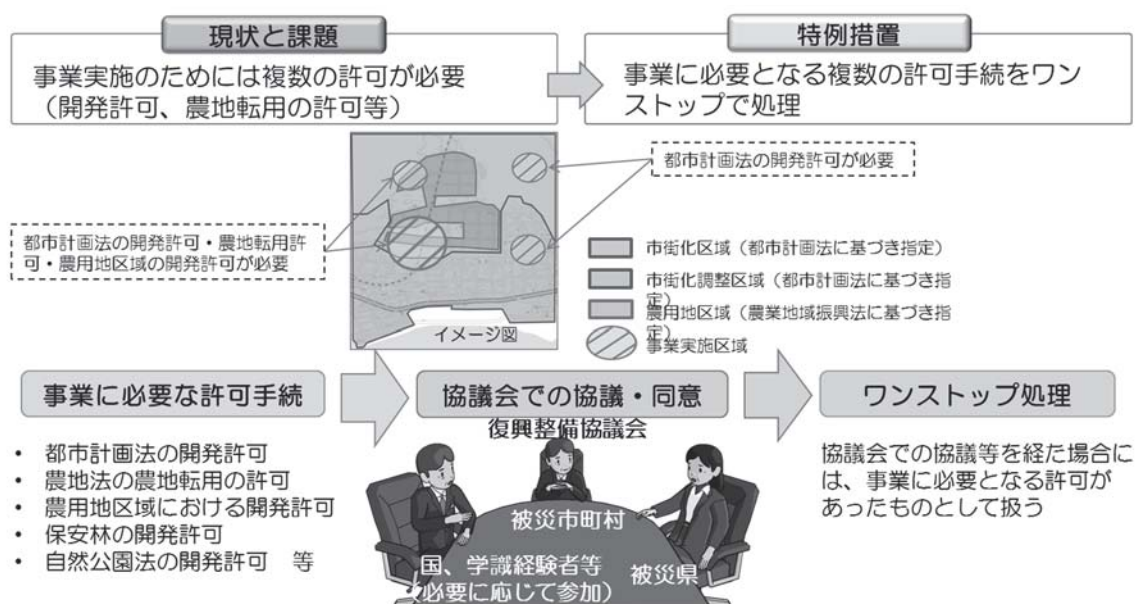
〔手続フロー〕



2 事業実施に必要な許可の緩和の例



3 事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化



4 復興整備計画の事業地区数・公表回数と主な許認可毎の地区数（平成31年3月31日現在）

○沿岸15市町のうち、14市町で下記の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。

市町名	防災集団移転促進事業(地区数)	土地区画整理事業(地区数)	災害公営住宅整備事業(地区数)	津波復興拠点整備事業(地区数)	道路事業(路線数)	その他(事業数)※1	復興整備協議会実施回数	復興整備計画の公表回数
仙台市	13					3	4	17
石巻市	48	15			22	12	26	50
塩竈市	2		4				4	8
気仙沼市	50	4	21	2	13	9	26	88
名取市	2	1	4		6	3	10	21
多賀城市				1			1	3
岩沼市	2	1	1			2	6	11
東松島市	7	2	10	2		2	11	24
亘理町	5		10			3	6	21
山元町	3		5	2	2	1	4	12
七ヶ浜町	5	4	5			1	4	16
利府町			1				1	4
女川町	21	1	15	1	1	1	12	34
南三陸町	26	1	8	2	5	4	20	44
合計	184	29	84	10	49	41	135	353

○主な許認可毎の地区数

- ・農地法の転用許可みなし（12市町 計236地区）
- ・都市計画法の開発許可みなし（13市町 計183地区）
- ・土地利用基本計画の変更みなし（7市町 計72地区）
- ・地域森林計画区域の変更みなし（7市町 計72地区）
- ・自然公園法の行為許可みなし（4市町 計37地区）

※2, 3の図については、東日本大震災復興特別区域法資料（復興庁URL <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/index.html>）を加工して作成。

No.	36	利用区分	宅地
基本方向	復興まちづくりの推進		
具体的な施策	復興まちづくりフォローアップ事業の推進		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進		
担当課	復興まちづくり推進室		

施策の概要等

1 復興まちづくりフォローアップ事業

被災市町の復興まちづくり計画案の検討，計画策定及び事業実施のための支援を行うもの。

2 事業内容

○復興まちづくり計画策定支援事業(平成23年度)

【新しいまちづくりのための計画策定支援と制度の創設】

- ・復興まちづくり検討業務
- ・津波避難計画ガイドライン検討業務

○被災市町復興まちづくりフォローアップ事業(平成24年度)

【復興まちづくりの計画の検証と課題隘路の整理】

- ・沿岸市町復興整備計画作成等支援業務
- ・復興まちづくり施設ネットワーク検討業務

○被災市町復興まちづくりフォローアップ事業(平成25年度)

【事業マネジメントと防集跡地利活用計画の策定】

- ・復興まちづくり進捗管理・対策検討業務
- ・移転元地計画に関する対策検討業務

○被災市町復興まちづくりフォローアップ事業(平成26年度)

【再生期における復興まちづくり事業の加速化と見える化】

- ・復興まちづくり進捗管理・対策検討業務
- ・移転元地計画に関する対策検討業務

○被災市町復興まちづくりフォローアップ事業(平成27年度)

【集中復興期間最終年における事業の進捗管理と精査】

- ・復興まちづくり進捗管理・対策検討業務
- ・移転元土地利用計画の策定
- ・復興交付金事業の精査支援業務

○被災市町復興まちづくりフォローアップ事業(平成28年度)

【復興・創生期間における新たな課題の抽出】

- ・復興まちづくり進捗管理・対策検討業務
- ・復興交付金事業の精査支援業務
- ・「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」作成業務

○被災市町復興まちづくりフォローアップ事業(平成29年度)

【発展期を見据えた復興まちづくり事業の課題整理】

- ・復興まちづくり進捗管理・対策検討業務
- ・移転元地の利活用に関する支援業務
- ・震災前後における各市町の土地利用計画比較検討業務

No.	37	利用区分	宅地
基本方向	復興まちづくりの推進		
具体的な施策	防災集団移転促進事業の推進		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等

1 防災集団移転促進事業の概要

震災により甚大な被害を受けた沿岸地域の市町において、住民の安全確保のため、国の防災集団移転促進事業を活用し、事業主体（市町）が被災住宅の高台等への集団移転促進を図るもの。

2 進捗状況等

(平成31年3月31日現在)

市町名	計画地区数	造成工事着手等地区 (下段：率)	住宅等建築工事可能地区 (下段：率)
気仙沼市	51	51 (100.0%)	51 (100.0%)
南三陸町	26	26 (100.0%)	26 (100.0%)
石巻市	56	56 (100.0%)	56 (100.0%)
女川町	22	22 (100.0%)	22 (100.0%)
東松島市	7	7 (100.0%)	7 (100.0%)
塩竈市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
七ヶ浜町	5	5 (100.0%)	5 (100.0%)
仙台市	14	14 (100.0%)	14 (100.0%)
名取市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
岩沼市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
亶理町	5	5 (100.0%)	5 (100.0%)
山元町	3	3 (100.0%)	3 (100.0%)
合計	195	195 (100.0%)	195 (100.0%)

※計画地区数は、県の数えによる。

※造成工事着手等地区とは、工事契約請負等済みの地区を指す。

※住宅等建築工事可能地区とは、土地を購入又は借地し、住宅を建てられる準備が整った地区を指す。

No.	38	利用区分	宅地
基本方向	復興まちづくりの推進		
具体的な施策	災害公営住宅の早期整備		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進		
担当課	住宅課		

施策の概要等

1 災害公営住宅の概要

- 災害公営住宅とは、災害により住宅を失い、自力での住宅再建が困難な被災者に対して、恒久的な住まいの確保のため、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な公営住宅。
- 整備手法には直接建設、買取り、借上げがあり、民間事業者等と連携し、地域の実情に合わせて整備を行う。
- 整備戸数 平成23年～平成30年度末までの8カ年で、**15,823戸**の災害公営住宅を整備。
- 整備計画（年度別完成戸数） (平成31年3月末時点)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
戸数	-	50	1,301	3,937	4,524	3,972	1,631	408
(累計)	-	(50)	(1,351)	(5,288)	(9,812)	(13,784)	(15,415)	(15,823)

2 災害公営住宅の整備状況について

21市町312地区15,823戸において事業着手し、平成30年度に計画どおり全棟工事が完了（石巻市、名取市及び東松島市が全戸完成）。

■市町別整備状況

(平成31年3月末時点)

市町名	計画戸数	事業着手戸数		うち、工事着手戸数			
			進捗率		進捗率	うち、工事完了戸数	進捗率
01 仙台市	3,179戸	3,179戸	100.0%	3,179戸	100.0%	3,179戸	100.0%
02 石巻市	4,456戸	4,456戸	100.0%	4,456戸	100.0%	4,456戸	100.0%
03 塩竈市	390戸	390戸	100.0%	390戸	100.0%	390戸	100.0%
04 気仙沼市	2,087戸	2,087戸	100.0%	2,087戸	100.0%	2,087戸	100.0%
05 名取市	655戸	655戸	100.0%	655戸	100.0%	655戸	100.0%
06 多賀城市	532戸	532戸	100.0%	532戸	100.0%	532戸	100.0%
07 岩沼市	210戸	210戸	100.0%	210戸	100.0%	210戸	100.0%
08 登米市	84戸	84戸	100.0%	84戸	100.0%	84戸	100.0%
09 栗原市	15戸	15戸	100.0%	15戸	100.0%	15戸	100.0%
10 東松島市	1,101戸	1,101戸	100.0%	1,101戸	100.0%	1,101戸	100.0%
11 大崎市	170戸	170戸	100.0%	170戸	100.0%	170戸	100.0%
12 亘理町	477戸	477戸	100.0%	477戸	100.0%	477戸	100.0%
13 山元町	490戸	490戸	100.0%	490戸	100.0%	490戸	100.0%
14 松島町	52戸	52戸	100.0%	52戸	100.0%	52戸	100.0%
15 七ヶ浜町	212戸	212戸	100.0%	212戸	100.0%	212戸	100.0%
16 利府町	25戸	25戸	100.0%	25戸	100.0%	25戸	100.0%
17 大郷町	3戸	3戸	100.0%	3戸	100.0%	3戸	100.0%
18 涌谷町	48戸	48戸	100.0%	48戸	100.0%	48戸	100.0%
19 美里町	40戸	40戸	100.0%	40戸	100.0%	40戸	100.0%
20 女川町	859戸	859戸	100.0%	859戸	100.0%	859戸	100.0%
21 南三陸町	738戸	738戸	100.0%	738戸	100.0%	738戸	100.0%
計	15,823戸	15,823戸	100.0%	15,823戸	100.0%	15,823戸	100.0%

No.	39	利用区分	宅地
基本方向	安全で快適な居住環境の確保		
具体的な施策	上水道事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	食と暮らしの安全推進課，企業局公営事業課		

施策の概要等

1 上水道事業の課題

- (1) 水道未普及地域の解消の必要がある。
- (2) 水需要に対応する水源確保の必要がある。
- (3) 災害に強い水道構築の必要がある。
- (4) 施設の更新と機能向上の必要がある。
- (5) 安全な水道水確保の必要がある。
- (6) 浄水処理技術の高度化の必要がある。
- (7) 直結給水システム導入推進の必要がある。

2 宮城県年度別水道普及状況

(出典：平成29年度宮城県の水道(H31.3))

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
総人口(人)		2,318,076	2,321,122	2,320,033	2,316,598	2,309,354	2,302,477
給水人口(人)		2,289,307	2,293,679	2,294,396	2,292,669	2,287,301	2,282,001
内訳	上水道	2,246,644	2,254,126	2,255,517	2,254,591	2,253,384	2,273,380
	簡易水道	40,042	37,477	36,257	35,454	31,276	6,089
	専用水道	2,621	2,076	2,622	2,624	2,641	2,532
施設数(箇所)		186	186	187	186	181	149
内訳	上水道	34	34	34	34	34	33
	簡易水道	56	51	51	51	45	14
	専用水道	96	101	102	102	102	102
普及率(%)		98.8	98.8	98.9	99.0	99.0	99.1
全国平均普及率(%)		97.7	97.7	97.8	97.9	97.9	98.0

3 広域水道事業

事業名	目標年度	計画給水量(m ³ /日)	水源	構成市町村数	給水開始
大崎広域水道	未定	120,000	漆沢・南川ダム	10	S55 一部
仙南・仙塩広域水道	未定	553,000	七ヶ宿ダム	17	H2 一部
石巻地方広域水道	H30	142,800	旧北上川	4	H21 一部

4 整備中の広域水道施設(平成30年度末現在)

施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工	整備状況	備考(進捗率)
仙南仙塩広域水道南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山	18.6	県企業局	S52	未	95%

No.	40	利用区分	宅地
基本方向	安全で快適な居住環境の確保		
具体的な施策	下水道事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	都市計画課, 企業局水道経営課		

施策の概要等					
1 本県の下水道事業の概要					
<p>下水道は、健康で安全かつ快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために有効な施設であり、都市部では勿論のこと、農山漁村集落等においても下水道施設整備等の促進が強く求められている。</p> <p>本県の下水道事業は、明治32年に仙台市が開始して以来、現在では、県内35市町村の全てが供用を開始している。</p> <p>また、広域的かつ効率的に公共用水域の水質保全と地方定住圏域の生活環境の改善を目的とした流域下水道事業の制度化を受けて、昭和47年に仙塩流域下水道事業に着手したのを始め、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川、北上川下流、迫川及び北上川下流東部の7流域下水道事業に取り組んでおり、全ての流域下水道が供用を開始している。</p> <p>さらに、下水道事業では、汚水対策と合わせて、安全で安心できるまちづくりに向けた総合的な雨水対策事業も実施しており、県内30市町村において雨水渠やポンプ場の整備を進め、浸水被害の解消に努めている。</p>					
2 下水道整備の状況 (平成30年度末現在)					
区分	汚水			雨水	
	処理面積(ha)	処理区域人口(千人)	普及率(%)	排水区域(ha)	
公共下水道(県計) (特定環境保全公共下水道を含む)	43,965.1	1,872.0	81.6	20,337.0	
上記の内、流域下水道関連分	25,173.8	891.1	82.4	10,090.8	
3 整備中の下水道施設 (平成30年度末現在)					
施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工	整備状況
仙台市 広瀬川浄化センター	仙台市青葉区折立三丁目	4.9	仙台市	S63	未
仙台市 南蒲生浄化センター	仙台市宮城野区蒲生字 八郎兵衛谷地第二	23.5	仙台市	S34	未
仙塩流域下水道 仙塩浄化センター	多賀城市大代六丁目	20.6	県	S47	未
阿武隈川流域流下水道 県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川	18.5	県	S49	未
吉田川流域下水道 大和浄化センター	大和町鶴巢下草字作内田	6.4	県	S63	未

施設名	所在	面積 (ha)	設置主体	着工	整備 状況
大崎市 師山下水浄化センター	大崎市古川師山字丈競	3.0	大崎市	S46	未
鳴瀬川流域下水道 鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新 三ツ星	4.4	県	S57	未
登米市 佐沼環境浄化センター	登米市迫町佐沼大網下	6.9	登米市	S63	未
迫川流域下水道 石越浄化センター	登米市石越町東郷字六反 新田	7.2	県	H5	未
北上川下流東部流域下水道 石巻東部浄化センター	石巻市魚町一丁目	3.0	県	S48	未
北上川下流流域下水道 石巻浄化センター	石巻市蛇田字新ヱ切	7.7	県	H3	未
気仙沼市 気仙沼終末処理場	気仙沼市川口町二丁目	5.2	気仙沼市	S48	未

No.	41	利用区分	宅地
基本方向	安全で快適な居住環境の確保		
具体的な施策	都市公園整備の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保，環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市公園整備の方針

生活様式や価値観の変化に伴う多様なニーズとともに，防災や環境面で緑とオープンスペースの持つ機能の重要性が再認識されており，これらに対応できる種々の都市公園の整備が要求されている。このため，下記の5つの視点により，地域的なバランスを考慮し，都市計画事業はもとより，種々のまちづくりや地域開発等の諸地域計画等と連携させながら進めることが必要であり，特に市街地においては，より効果の高い整備を促進して良好な生活環境を目指すことが重要である。

- ① 優れた自然環境を構成する緑地の保全・整備（環境）
- ② 地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全・整備（歴史文化）
- ③ 優れた景観資源の保全・整備（景観）
- ④ 日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション，コミュニティー活動空間の整備（レクリエーション）
- ⑤ 都市災害防止や緩和及び避難地や防災拠点ともなる緑のオープンスペースの整備（防災）

2 都市公園整備量及び水準の推移

年度	都市公園整備量		都市公園水準	
	面積(ha)	箇所	人口(千人)	1人当たり面積(m ² /人)
H17	3,116.7	2,422	2,019	15.44
H18	3,136.7	2,465	2,041	15.37
H19	3,172.9	2,518	2,052	15.46
H20	3,227.7	2,580	2,028	15.92
H21	3,252.8	2,644	2,042	15.93
H23	3,291.8	2,682	2,056	16.01
H24	3,284.7	2,696	2,074	15.84
H25	3,276.0	2,788	2,061	15.90
H26	3,619.7	2,835	2,049	17.7
H27	3,854.7	2,956	2,047	18.8
H28	3,892.9	3,009	2,083	18.7
H29	4,005.4	3,054	2,078	19.3
全国(H29)	124,829.1	108,873	119,969	10.4

(最新結果：平成29年度末都市公園等整備現況調査)

※東日本大震災の影響によりH22年度末調査は未実施

3 整備中の都市公園（仙台市を除く）

（平成 30 年度末現在）

名称	所在	面積 (ha)	着工 年度	整備 状況	備考 (共用開始率)
十三塚公園	名取市手倉田字山	17.7	S47	済	S57
中央公園	多賀城市市川字館前 他	4.9	H5	済	H16
岩沼海浜緑地	岩沼市下野郷字浜 他	107.3	S56	済	H3
加瀬沼公園	塩竈市大日向町, 多賀城市市川, 利府町加瀬	5.0	S57	済	H8
宮城県総合運動公園	利府町菅谷	90.4	S63	済	H7
万葉クリエートパーク	大衡村大衡字大日向	33.3	H9	済	H15
国営みちのく杜の湖畔公園	川崎町小野字下新田 他	16.5	H25	済	H27
石巻市総合運動公園	石巻市南境字外谷	14.2	H25	済	H27
相野釜緑地	岩沼市下野郷字浜	16.5	H26	済	H26
二野倉緑地	岩沼市押分字須加原	9.5	H26	済	H27
防災緑地 2 号	石巻市渡波町三丁目 他	8.8	H26	未	80.0%
表浜緑地	七ヶ浜町花渕浜字表浜一 他	5.5	H26	済	H30
長谷釜緑地	岩沼市早股字前川 他	13.5	H27	済	H28
新浜緑地	岩沼市寺島字川向	5.5	H27	済	H30
名取市民墓地公園	名取市小塚原字西土手外 他	108.4	H28	未	80.0%
菖蒲田浜海浜公園	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂 他	4.2	H28	済	H29
矢本海浜緑地	東松島市大曲字下台	11.2	H28	済	H30
南三陸町震災復興祈念公園	南三陸町志津川字中瀬町 他	6.3	H28	未	50.0%
石巻南浜津波復興祈念公園	石巻市門脇町 3 丁目 他	22.2	H28	未	50.0%
石巻南浜津波復興祈念公園	石巻市門脇町 4 丁目 他	16.6	H28	未	60.0%

No.	42	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	防火地域及び準防火地域の指定		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	都市計画課		

施策の概要等					
1 防火地域及び準防火地域の概要					
防火地域及び準防火地域は市街地における火災の危険を防除するため定められるものであり、建築基準法により、必要な建築制限がなされる。					
現在、中心商業地域及び周辺の既成市街地等で、防災上重要な地区について定めている。					
2 防火地域及び準防火地域決定状況					
(平成31年3月31日現在)					
都市計画区域名	市町村名	防火地域		準防火地域	
		面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
仙塩広域	仙台市	256.9	H24.9.28 仙台市告示第422号	3,879.6	H30.5.15 仙台市告示第258号
	塩竈市	—	—	210.6	H22.5.18 塩竈市告示第53号
	多賀城市	—	—	10.3	H14.4.9 多賀城市告示第32号
	富谷市	—	—	42.0	H9.5.23 富谷町告示第24号
石巻広域	石巻市	—	—	235.1	H26.8.26 石巻市告示第227号
大崎広域	大崎市	—	—	220.5	H22.3.26 大崎市告示第50号
気仙沼	気仙沼市	0.2	S28.3.31 建告第412号	159.6	H28.12.21 気仙沼市告示第225号
仙南広域	白石市	—	—	105.7	H25.3.29 白石市告示第43号
合計		257.1		4,863.4	

No.	43	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	開発許可制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用，土地利用転換の適正化		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等

1 開発許可制度の概要

「主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を「開発行為」と定義して，下記の規模以上の開発行為について，道路，給排水，敷地の安全性等に関して一定の水準（技術基準）を確保することを目的として許可を義務づけているもの。

なお，市街化調整区域での開発行為については，技術基準に適合しているものであるうえ，さらに例外的にその立地が許容される開発行為を列挙した立地基準を満たす必要がある。

市街化区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000 m²以上
 非線引き都市計画区域及び準都市計画区域・・・・3,000 m²以上
 都市計画区域及び準都市計画区域以外・・・・・・10,000 m²以上
 市街化調整区域・・・・・・・・・・・・・・・・面積に関わらない

2 県内の開発許可の件数・面積（平成31年3月31日現在）

（単位：ha）

年度	件数 (件)	市街化区域・ 非線引都市計画 区域内の用途地域	市街化調整 区域	その他の 都市計画区域	都市計画 区域外	計
平成17年	173	55.9	12.2	23.3	10.2	101.6
平成18年	142	40.4	2.3	13.4	21.5	77.6
平成19年	145	50.1	11.3	9.5	8.3	79.3
平成20年	153	309.5	78.7	2.9	6.3	397.4
平成21年	98	42.0	3.3	48.1	0.0	93.4
平成22年	98	35.4	7.0	22.9	0.0	65.3
平成23年	79	56.6	6.4	7.7	6.5	77.2
平成24年	98	12.1	9.8	21.1	0.0	43.0
平成25年	112	20.8	3.4	62.3	2.8	89.3
平成26年	103	15.4	2.9	33.2	4.1	55.6
平成27年	84	14.8	8.7	25.9	0.0	49.4
平成28年	155	30.8	8.7	26.3	16	81.8
平成29年	131	30.4	34.3	13.3	1.7	79.7
平成30年	131	53.1	6.4	28.8	8.1	96.4

No.	44	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	土地区画整理事業の促進		
措置の概要	土地の有効利用の促進，土地利用転換の適正化		
担当課	都市計画課		

施策の概要等						
1 土地区画整理事業の概要						
土地区画整理事業は，道路，公園，河川等の公共施設を整備・改善し，土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることを目的としている。						
2 土地区画整理事業の施行状況						
(1) 土地区画整理事業（通常）（仙台市を除く） (平成30年度末現在)						
事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
愛島東部第二	名取市愛島	45.8	組合	H11	済	H28完了
多賀城駅周辺	多賀城市中央	8.2	多賀城市	H11	済	H29完了
三軒茶屋西	岩沼市押分	31.0	組合	H11	済	H28完了
高屋敷	富谷市高屋敷	21.4	〃	H26	済	H29完了
朝日	岩沼市栄町	9.7	〃	H20	済	H29完了
野中南	利府町加瀬	9.6	〃	H15	済	換地処分完了・登記未了
新中道	利府町新中道	32.7	〃	H25	未	95%
吉岡南第二	大和町吉岡	68.2	〃	H13	済	H30完了
已待田	大崎市鹿島台平渡	4.6	〃	H14	済	H28完了
(2) 被災市街地復興土地区画整理事業（復興）（仙台市を除く）						
事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
鹿折	気仙沼市西みなと町	42.0	気仙沼市	H24	未	97%
南気仙沼	気仙沼市幸町	32.5	〃	H24	未	79%
魚町・南町	気仙沼市南町	11.3	〃	H25	未	87%
松崎方浜	気仙沼市松崎方浜	4.8	〃	H30	未	23%
志津川	南三陸町志津川	60.0	南三陸町	H25	済	H30完了
新蛇田	石巻市蛇田	46.5	石巻市	H24	済	H29完了
新蛇田南	石巻市蛇田	27.4	〃	H25	未	84%
新蛇田南第二	石巻市蛇田	13.7	〃	H26	未	94%
新渡波	石巻市渡波	17.8	〃	H24	済	H28完了
新渡波西	石巻市渡波	11.1	〃	H25	済	H28完了
あけぼの北	石巻市蛇田	5.6	〃	H25	済	H28完了
上釜南部	石巻市門脇	37.6	〃	H26	未	96%
下釜第一	石巻市三ツ股	12.1	〃	H25	済	H30完了
下釜南部	石巻市大街道東	25.4	〃	H26	未	92%

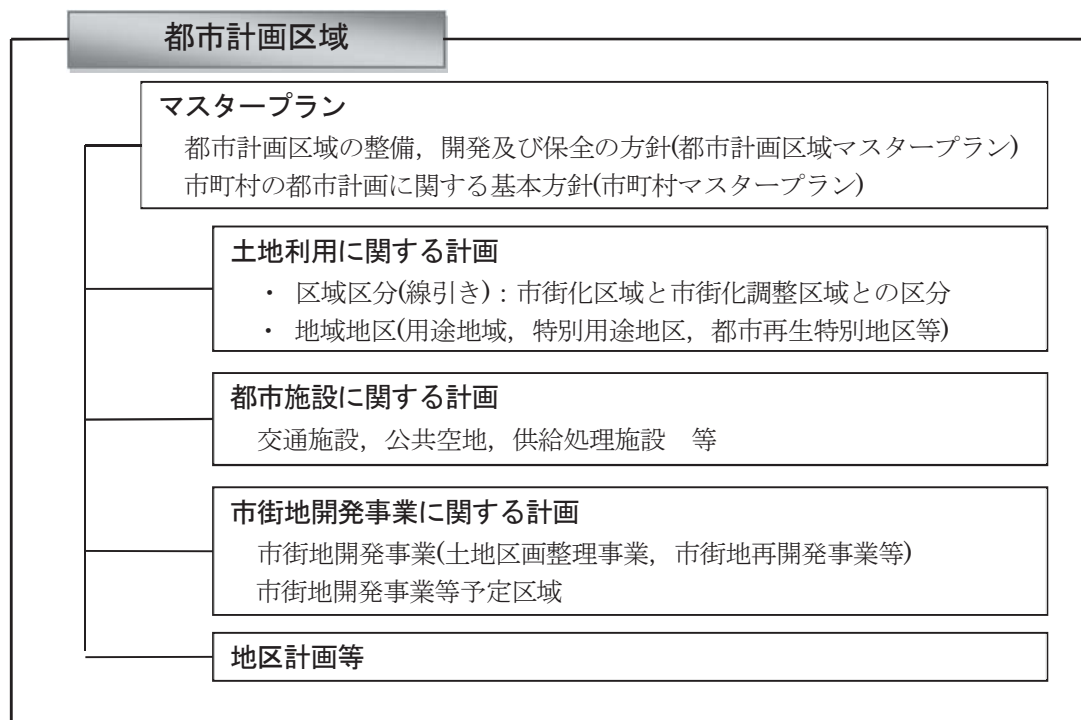
事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
新門脇	石巻市門脇	23.7	石巻市	H25	済	H30 完了
湊西	石巻市大門町	40.4	〃	H25	未	85%
湊東	石巻市大門町	29.6	〃	H25	未	98%
湊北	石巻市湊町	14.8	〃	H25	未	99%
中央一丁目	石巻市中央一丁目	1.5	〃	H25	済	H29 完了
中央二丁目	石巻市中央二丁目	1.4	〃	H28	未	72%
女川(宮ヶ崎)	女川町宮ヶ崎	14.0	〃	H24	済	H29 完了
女川(中心部)	女川町石浜	198.0	〃	H24	未	96%
野蒜北部丘陵	東松島市野蒜	91.5	東松島市	H24	済	H29 完了
東矢本駅北	東松島市矢本	22.0	〃	H24	済	H28 完了
大曲浜	東松島市大曲	51.2	〃	H26	未	74%
北浜	塩竈市北浜	5.1	塩竈市	H25	未	92%
藤倉二丁目	塩竈市藤倉	1.0	〃	H25	済	H29 完了
菖蒲田浜	七ヶ浜町菖蒲田浜	4.1	七ヶ浜町	H25	済	H30 完了
花渕浜	七ヶ浜町花渕浜	9.8	〃	H25	未	96%
代ヶ崎浜 A	七ヶ浜町代ヶ崎浜	4.7	〃	H25	済	H30 完了
代ヶ崎浜 B	七ヶ浜町代ヶ崎浜	7.4	〃	H25	未	91%
宮内	多賀城市宮内	7.1	多賀城市	H24	済	H29 完了
閑上	名取市閑上	56.8	名取市	H25	未	97%
閑上東	名取市閑上	57.7	〃	H28	未	64%
西原	岩沼市西原	5.6	岩沼市	H27	済	H29 完了

No.	45	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	都市計画制度の適切な運用		
措置の概要	地域整備施策の推進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市計画制度の概要

都市計画制度は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活の確保、機能的な都市活動の確保及び適正な制限のもと土地の合理的な利用が図られることを基本理念として土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるもの。



2 各種制度の指定状況

(平成31年3月31日現在) (単位: ha)

都市計画名	市町村名	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	特別用途地区	当初指定年月日
仙塩広域	仙台市	44,296	18,006	26,290	18,006	2,659	T14.3.11
	塩竈市	1,737	1,291	446	1,291	—	S10.8.30
	名取市	9,817	1,773	8,044	1,785	—	S24.10.15
	多賀城市	1,969	1,350	619	1,350	10	S10.8.30
	岩沼市	6,045	1,132	4,913	1,132	38	S10.8.30
	富谷市	4,918	1,167	3,751	1,166	—	S45.7.7
	松島町	5,352	288	5,064	288	—	S20.5.5
	七ヶ浜町	1,319	416	903	416	—	S10.8.30
	利府町	4,489	968	3,521	989	—	S10.8.30
	大和町	6,190	957	5,233	957	—	S43.3.30
	大衡村	2,802	502	2,300	525	—	S43.3.30
石巻広域	石巻市	13,004	3,316	9,689	3,316	562	S10.4.11
	東松島市	10,186	677	9,510	677	84	S24.8.19
	女川町	3,851	338	3,513	338	—	S9.5.17
河北	石巻市	1,508	—	—	—	—	S50.4.8
大崎広域	大崎市	11,460	—	—	2,118	13	S11.4.22
	加美町	1,197	—	—	—	—	S24.10.15
	涌谷町	1,340	—	—	—	—	S23.9.16
	美里町	1,929	—	—	463	—	S23.1.1
栗原	栗原市	9,016	—	—	826	—	S13.2.17
	登米市	125	—	—	—	—	S42.5.24
登米	登米市	8,066	—	—	535	—	S24.4.21
気仙沼	気仙沼市	4,682	—	—	1,560	222	S10.4.11
志津川	南三陸町	900	—	—	138	—	S12.3.6
大郷	大郷町	3,832	—	—	—	—	H2.5.25
仙南広域	白石市	6,498	—	—	956	56	S11.4.22
	角田市	3,612	—	—	911	—	S24.8.19
	柴田町	3,200	—	—	1,072	—	S13.2.16
	大河原町	2,501	—	—	650	10	S13.6.23
	村田町	6,775	—	—	298	—	S24.4.21
	川崎町	7,312	—	—	33	—	S24.8.19
	蔵王町	4,713	—	—	—	—	S37.1.23
	丸森町	1,927	—	—	—	—	S40.4.10
亘理	亘理町	7,000	—	—	652	—	S25.6.9
山元	山元町	6,448	—	—	—	—	S56.3.20
合計		210,016	32,180	83,795	42,445	3,654	

※ 宮城県内には、35市町村のうち33市町村で12の都市計画区域が指定されている。

※ 端数処理の関係上、合計と内訳は必ずしも一致しない。

No.	46	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の策定		
措置の概要	地域整備施策の推進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の概要

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は，都市計画法第6条の2に基づき策定するもので，主に広域的，根幹的な都市計画に関する事項を定める都市計画であり，都市の将来像，区域区分の有無及び土地利用・都市施設等の主要な都市計画の決定方針を明らかにし，都市計画の総合性，一体性を確保しようとするものである。また個々の都市計画はこの方針に即して定める必要がある。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針には，次に掲げる事項を定めることとされている。

① 都市計画の目標	人口の現状及び将来の見通し	産業の現状及び将来の見通し
② 区域区分を定める際の方針	区域区分の有無	区域区分の方針
③ 主要な都市計画の決定の方針	土地利用に関するもの	自然環境の整備又は保全に関するもの
	都市施設に関するもの	市街地開発事業に関するもの

2 本県の策定状況

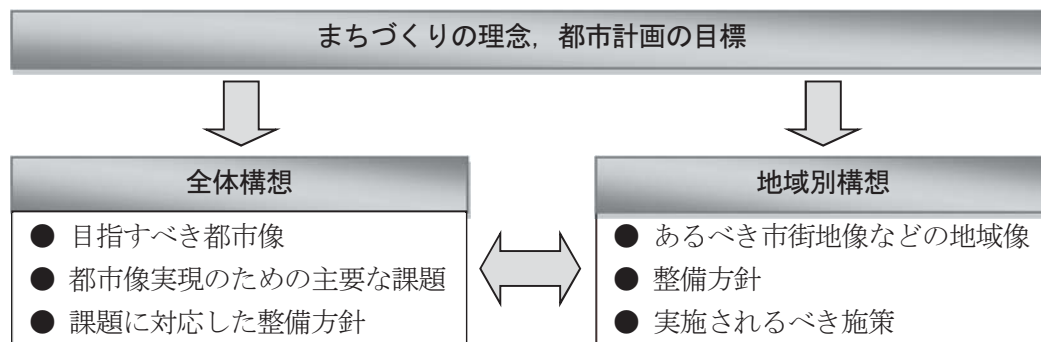
(平成 31 年 3 月 31 日現在)

都市計画区域	市町村名	決定年月日
仙塩広域	仙台市, 塩竈市, 名取市, 岩沼市, 多賀城市, 富谷市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大衡村	平成 30 年 5 月 15 日
石巻広域	石巻市, 東松島市, 女川町	平成 28 年 5 月 24 日
河北	石巻市	平成 30 年 3 月 13 日
大崎広域	大崎市, 加美町, 美里町, 涌谷町	平成 30 年 3 月 13 日
栗原	栗原市, 登米市	平成 30 年 3 月 13 日
登米	登米市	平成 30 年 3 月 13 日
気仙沼	気仙沼市	平成 29 年 9 月 26 日
志津川	南三陸町	平成 29 年 4 月 28 日
大郷	大郷町	平成 30 年 3 月 13 日
仙南広域	白石市, 角田市, 柴田町, 大河原町, 村田町, 川崎町, 蔵王町, 丸森町	平成 25 年 3 月 29 日
亘理	亘理町	平成 29 年 4 月 28 日
山元	山元町	平成 29 年 4 月 28 日

〔参考〕市町村の都市計画に関する基本方針（市町村マスタープラン）

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市町村が策定するもの。市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

なお、本県では平成 30 年度末現在、都市計画区域を有する県内 33 市町村のうち、26 市町村で策定済みである。



No.	47	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	地区計画制度の推進		
措置の概要	地域整備施策の推進，多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等											
<p>1 地区計画制度の概要</p> <p>地区計画は、住民に身近な地区を単位として住民の意向を反映しつつ、建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模などについても、一体的、総合的に計画することができる都市計画・建築規制制度で、地区の特性に応じて定めるまちづくりの計画である。</p>											
<p>2 地区計画制度の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>地区計画</td> <td>(根拠法令)都市計画法 建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。</td> </tr> <tr> <td>防災街区整備地区計画</td> <td>(根拠法令)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。</td> </tr> <tr> <td>歴史的風致維持向上地区計画</td> <td>(根拠法令)地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。</td> </tr> <tr> <td>沿道地区計画</td> <td>(根拠法令)幹線道路の沿道の整備に関する法律 道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>集落地区計画</td> <td>(根拠法令)集落地域整備法 集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。</td> </tr> </table>		地区計画	(根拠法令)都市計画法 建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。	防災街区整備地区計画	(根拠法令)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。	歴史的風致維持向上地区計画	(根拠法令)地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。	沿道地区計画	(根拠法令)幹線道路の沿道の整備に関する法律 道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。	集落地区計画	(根拠法令)集落地域整備法 集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。
地区計画	(根拠法令)都市計画法 建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。										
防災街区整備地区計画	(根拠法令)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。										
歴史的風致維持向上地区計画	(根拠法令)地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。										
沿道地区計画	(根拠法令)幹線道路の沿道の整備に関する法律 道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。										
集落地区計画	(根拠法令)集落地域整備法 集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。										

3 地区計画等の決定状況

● 地区計画

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

都市計画区域	市町村名	箇所数	面積 (ha)
仙塩広域	仙 台 市	113	3,013.8
	塩 竈 市	2	6.0
	名 取 市	14	923.9
	多賀城市	6	118.9
	岩 沼 市	5	147.4
	富 谷 市	10	623.0
	松 島 町	1	53.7
	七ヶ浜町	5	106.5
	利 府 町	10	339.7
	大 和 町	4	148.6
	大 衡 村	3	81.6
石巻広域	石 巻 市	13	353.9
	東松島市	5	75.1
河北	石 巻 市	1	19.4
大崎広域	大 崎 市	5	156.2
	美 里 町	1	34.3
栗原	栗 原 市	1	30.3
登米	登 米 市	2	49.4
気仙沼	気仙沼市	6	123.0
志津川	南三陸町	5	49.8
仙南広域	柴 田 町	3	63.1
	大河原町	1	37.8
	村 田 町	1	32.1
	川 崎 町	1	33.0
山元	山 元 町	3	55.7
計	24 市町村	221	6,676.2

● 集落地区計画

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

都市計画区域	市町村名	箇所数	面積 (ha)
大崎広域	大 崎 市	1	68.3

No.	48	利用区分	宅地
基本方向	秩序ある市街地形成		
具体的な施策	仙台北部中核都市の建設		
措置の概要	地域整備施策の推進		
担当課	産業立地推進課		

施策の概要等														
1 基本構想														
仙台北部中核テクノポリス開発計画において開発区として位置づけられている大和町及び大衡村において、両町村にまたがる約 1,230ha を開発整備区域として整備し、仙台市の高次の都市機能を活用しながら、先端技術産業や研究開発産業等を集積させ、宮城県はもとより東北地方における工業開発の中核的拠点の形成を図る。														
2 開発整備区域の土地利用構想														
(単位：ha 平成 20 年 3 月仙台北部中核都市（奥田地区）に係る基本構想等一部見直し調査による。)														
区分	産業系								居住系					合計
	生産機能						流通機能		住宅機能					
	松坂	奥田	衡南	大童	平場	松坂南	吉岡東	大和 I C	奥田	吉岡南	吉岡市街地	大童	平林(※)	
面積	300	312	45	10	35	35	71	45	14	128	160	50	25	1,230
※ 平林は居住機能を含むコミュニティセンター														
3 整備の状況														
(1) 松坂地区（第一仙台北部中核工業団地）														
仙台北部中核都市の中核的生産活動拠点として、第一仙台北部中核工業団地（300ha）を昭和 59 年 9 月から地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）と県の共同事業として整備を開始し、平成 6 年度には造成が完了している。平成 20 年度には、中小企業基盤整備機構の土地の持ち分全てを宮城県土地開発公社が買い取り、第二仙台北部中核工業団地、大和流通・工業団地とあわせて県が主体的に企業誘致を推進している。分譲は昭和 63 年 10 月から開始しており、平成 31 年 3 月現在、43 社が立地している。														
(2) 奥田地区（産業系：第二仙台北部中核工業団地）														
重点整備地区に位置付けられている奥田地区については、平成 4 年度に産業系（第二仙台北部中核工業団地）、居住系、公園系の基本設計調査を実施している。このうち産業系については、平成 9 年度に地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）と県の共同事業として整備を開始し、平成 13 年度に第 1 期（63ha）、平成 16 年度に第 2 期（15ha）の分譲を開始した。その後、企業の立地規模が大規模化し、県内の既存工業団地ではその用地需要に応えることが困難な状況になったことから、平成 20 年度に奥田地区(居住系)の相当面積を工業用地に変更し、工業団地を整備することとした。整備にあたっては、中小企業基盤整備機構の土地の持ち分を土地開発公社が全て買い取って造成し、県が主体となって戦略的な企業誘致にあたった。平成 31 年 3 月現在、11 社が立地している。														

(3) 松坂南地区 (大和流通・工業団地)

松坂南地区は、平成 13 年に、大和インターチェンジに近接する利点を生かし、第一仙台北部中核工業団地、第二仙台北部中核工業団地の流通機能を担う団地として宮城県土地開発公社が事業主体となり整備した。しかし、大和町、大衡村に自動車関連産業の集積が進みつつあり、大規模な生産機能用地の需要が高まったことから、平成 20 年度に当団地の用途を工業専用地域に変更し、工業団地の機能も併せ持つ団地に位置付けた。用途変更に伴い、既存の区画道路を整理する等の再造成を行った。平成 31 年 3 月末現在、8 社が立地している。

(4) 奥田地区 (居住系)

富県戦略の実現に向けた取り組みの一環として、平成 19 年度に居住系用地の相当面積を産業系用地に転用した。開発面積は減少したものの、奥田地区周辺においては自動車関連産業の集積が進みつつあり、これらの従業者等の住宅需要に応える住宅地として、平成 21 年度に宮城県住宅供給公社が事業主体となり開発に着手した。平成 22 年度から分譲開始した。

No.	49	利用区分	宅地
基本方向	土地利用の高度化 低未利用地の有効活用		
具体的な施策	高度利用地区の指定		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

高度利用地区の概要

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため地区指定を行い、容積率の最高限度等を定めるものである。

県内では、仙台市、石巻市、塩竈市、多賀城市、名取市、気仙沼市及び大河原町の26地区が指定されている。
(平成31年3月31日現在)

計画都市	市町村名	地区名	面積(ha)	決定(変更)年月日	上限・下限	容積率の上限	建ぺい率の上限	建築面積の下限	制限	壁面位置の制限	
仙塩広域	仙台市	仙台駅東第一地区	約0.4	S51.12.15	○	○	○	—			
		中央一丁目第一地区	約1.5	S51.12.15	○	○	○	○			
		仙台駅東第一・2号地区	約1.2	S53.8.15	○	○	○	○			
		一番町四丁目第一地区	約1.6	S59.12.4	○	○	○	○			
		仙台駅北部第一南地区	約1.7	S61.10.7	○	○	○	○			
		花京院一丁目地区	約1.4	H18.4.28	○	○	○	○			
		長町三丁目地区	約0.2	S63.4.11	○	○	○	○			
		河原町一丁目西地区	約0.5	H2.11.16	○	○	○	○			
		花京院一丁目第二地区	約0.8	H17.12.16	○	○	○	○			
		国分町三丁目第一地区	約0.4	H4.8.20	○	○	○	○			
		北仙台駅第一地区	約3.4	H6.11.1	○	○	○	○	—		
		長町駅前第一地区	約1.2	H6.11.1	○	○	○	○	○		
		本町二丁目2番地区	約0.2	H8.9.13	○	○	○	○	○		
		泉中央駅前地区	約5.3	H25.3.8	○	○	○	○	○		
		中央一丁目第二地区	約0.6	H15.7.23	○	○	○	○	○		
		一番町二丁目四番地区	約0.3	H21.5.22	○	○	○	○	○		
	塩竈市	塩竈市中央地区	約0.5	S61.12.23	○	○	○	—			
		塩竈市海岸通地区	約1.2	H26.3.25	○	○	○	—			
	多賀城市	多賀城駅北地区	約0.8	H20.3.28	○	○	○	—			
		多賀城駅南地区	約0.6	H26.7.7	○	○	○	—			
	名取市	名取駅前地区	約0.8	H28.2.24	○	○	○	○			
	石巻広域	石巻市	中央三丁目1番地区	約0.5	H24.11.22	○	○	○	○		
			立町二丁目5番地区	約0.3	H25.3.22	○	○	○	○		
			中央一丁目14・15番地区	約0.5	H25.10.25	○	○	○	○		
	気仙沼	気仙沼市	三日町三丁目地区	約0.4	H16.2.27	○	○	○	—		
	仙南広域	大河原町	大河原駅前地区	約0.7	H25.3.29	○	○	○	○		
合計			約27.0	※ 「○」は定めあり。							

No.	50	利用区分	宅地
基本方向	土地利用の高度化 低未利用地の有効活用		
具体的な施策	市街地再開発事業等の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 市街地再開発事業の概要

市街地再開発事業は、既成市街地内の低層木造建築物等が密集し、生活環境が悪化した地区及び駅前広場、街路等の公共施設の整備が必要な地区で土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、① 細分化された宅地の統合 ② 不燃性の共同建築物の建築 ③ 公園・緑地・広場及び街路等の公共施設の整備 を目的として総合的・一体的な市街地整備、安全で快適な都市環境の確保を図ろうとするものである。

2 市街地再開発事業等の実績

(1) 災害復興市街地再開発事業（復興）

(平成30年度末現在)

地区名	地区面積 (ha)	実施年度 (予定含む)	総事業費 (億円)	補助対象事業費 (百万円)	事業内容
中央三丁目1番(石巻市)	0.5	H25～H28	約32	1,686	分譲住宅・店舗等
立町二丁目5番(石巻市)	0.3	H25～H28	約18	934	災害公営・福祉施設等
中央一丁目14・15番(石巻市)	0.5	H25～H28	約34	496	災害公営・生活支援施設等
海岸通1・2番(塩竈市)	0.8	H25～R2	約39	1,922	分譲住宅・店舗等
名取駅前(名取市)	0.7	H26～R元	約64	2,561	分譲住宅・公益施設等

※平成27年度準備組合解散。(立町一丁目4・5番地区 H27.5.27 解散, 中央二丁目3番地区 H27.7.6 解散, 中央二丁目4番地区 H27.5.26 解散)

(2) 市街地再開発事業（通常）（仙台市を除く）

(平成30年度末現在)

地区名	地区面積 (ha)	実施年度	総事業費 (億円)	補助対象事業費 (百万円)	事業内容
塩竈市中央(塩竈市)	0.50	S61～H2	約23	661	公益施設等
大河原駅前(大河原町)	0.72	H6～H11	約26	1,541	店舗・駐車場等
八日町(登米市(旧迫町))	0.14	H13～H14	約4	179	店舗・共同住宅等(優良)
三日町三丁目(気仙沼市)	0.41	H14～H17	約16	451	住宅・老人福祉施設等
台町(大崎市(旧古川市))	1.80	H13～H17	約31	2,396	シネコン・住宅・店舗等
多賀城駅北(多賀城市)	1.0	H19～H28	約68	2,320	公益施設・店舗等
古川七日町西(大崎市)	1.2	H30～R元	約59	2,753	公益施設・住宅・店舗等

No.	51	利用区分	宅地
基本方向	地域産業活性化を見据えた必要な用地の確保		
具体的な施策	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	産業立地推進課		

施策の概要等

1 年別工場立地の動向（工場・研究所建設を目的とする用地取得（1,000 m²以上）の状況）

年次区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
立地件数	32	31	26	27	26	16	34	34	48	23	29
敷地面積 (ha)	143.4	73.1	71.3	31.2	34.6	7.8	43.5	49.4	68.5	24.7	22.0

（※電気業を除く。）

2 工場適地の状況（平成30年度末現在）

地域特性に見合った工場立地を図るため、県内を7工業地区に分け、22の工場適地（造成済又は造成中のもの）を配しており、ブロック毎に1年に1度見直しを行っている。

区分	地区	仙南	仙塩	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	合計
適地数		3	11	4	1	2	8	1	30
適地面積 (ha)		43.7	773.5	9.3	7.5	11.8	392.5	0.9	1,239.2
立地未定面積 (ha)		23.2	113.7	8.3	3.4	11.8	51.4	0.9	212.7

3 農村産業法に基づく産業導入地区の状況（平成30年度末現在）

農業と調和を図りながら工業等の導入を進めるため、農村地域工業等導入実施計画を策定し、農工団地を設定しており、64団地が指定されている。

団地数	面積	導入済面積	導入企業数
64	1,152.1ha	1,022.2ha	287

4 整備中の工業団地等

・工業団地, 商業・流通施設団地

(平成 30 年度末現在)

事業名	所在	面積(ha)	着工年度
石巻港雲雀野地区	石巻市雲雀野地先	148.8	H3
志津川地区	南三陸町志津川	60.1	H25
湊西地区	石巻市湊地区	40.4	H26
大曲浜産業用地	東松島市大曲字下台ほか	51.2	H26
閑上地区	名取市閑上	58.0	H26
蒲生北部地区	仙台市宮城野区蒲生一丁目ほか	92.1	H27
上釜南部・下釜南部地区	石巻市門脇地区	63.0	H28
矢野目西地区	岩沼市下野郷字出雲屋敷	13.0	H29
利府しらかし台インターシティ	利府町沢乙字白石沢 32-10 ほか	14.3	H29
三本木 SIC 東部	大崎市三本木桑折字推路山	4.1	H30

※ 造成中の工業団地, 商業・流通施設団地について記載した。

No.	52	利用区分	宅地
基本方向	地域産業活性化を見据えた必要な用地の確保		
具体的な施策	集団化事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	中小企業支援室		

施策の概要等

1 集団化事業の概要

集団化事業は、市街地等で事業を営んでいる中小企業者が、公害・作業環境の改善・事業所の拡張等の諸問題を解決するために適地に集団移転、施設を整備し、経営基盤の強化を図るものである。

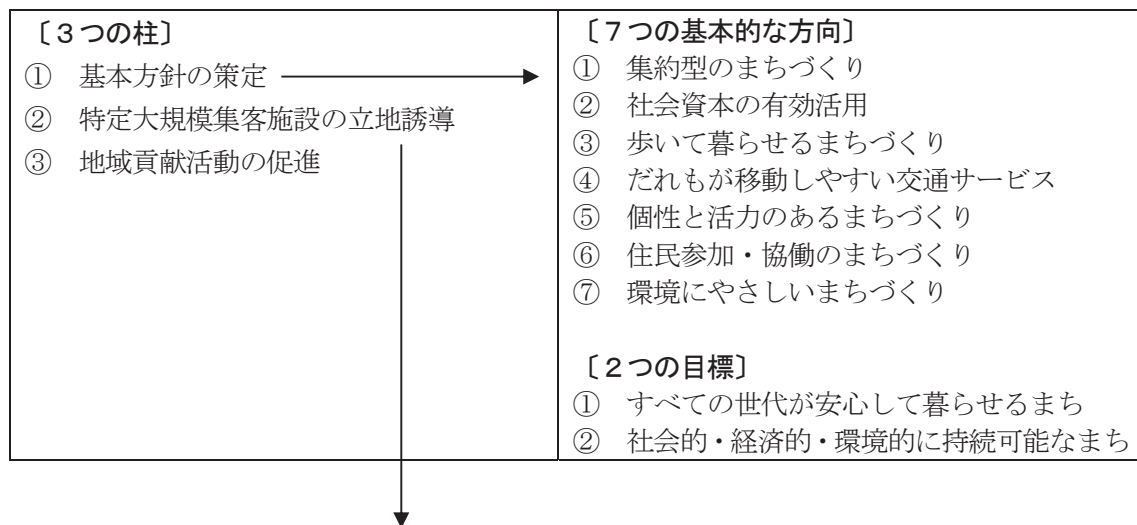
2 集団化事業（工場等移転）の実績（平成元年度以降分）

貸付年度	工場団地名	貸付先	貸付の内容
H元	仙台印刷団地	仙台印刷工業団地協同組合の4組合員	工場・事務所等 9,592.30 m ²
	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合	組合会館 1,079.82 m ²
H2・H3	なし		
H4	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の2組合員	工場・事務所等 933.55 m ²
H5	同上	仙台自動車整備工業団地協同組合の4組合員	工場・事務所等 5,455.50 m ²
H6	同上	同上	工場・事務所等 1,704.72 m ²
H7・H8	なし		
H9	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の2組合員	工場・事務所等 1,809.36 m ²
H10	同上	同上	工場 1,637.93 m ²
	同上	仙台自動車整備工業団地協同組合の1組合員	工場 1,230.00 m ²
H11	仙台印刷団地	仙台印刷工業団地協同組合及び1組合員	土地 3,329.79 m ² 組合食堂 263.50 m ²
	同上	仙台印刷工業団地協同組合の5組合員	土地 3,037.02 m ² , 工場・事務所等 6,345.16 m ²
H12	同上	同上	同上
H13～H18	なし		
H19	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の1組合員	土地 1,284.61 m ²
H20～H29	なし		
H30	仙台工業団地	仙台工業団地協同組合	土地 69,991 m ²

No.	53	利用区分	宅地
基本方向	地域産業活性化を見据えた必要な用地の確保		
具体的な施策	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	商工金融課		

施策の概要等

1 「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例」の概要



2 特定大規模集客施設の新設等に関する届出制度の概要

- 特定大規模集客施設¹の新設等を行う場合には、県への事前の届出が必要となる。
- 立地する場所が立地誘導地域²の場合は、手続きが不要。

1) 特定大規模集客施設

集客施設（劇場、店舗、展示場、遊技場等）であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル超又は店舗面積（※大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積）の合計が6,000平方メートル超のもの（同一敷地内の複数棟で構成される施設等は、合計した面積で判断されます）

2) 立地誘導地域

- ・ 都市計画法に定める近接商業地域及び商業地域
- ・ 中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域
- ・ 市町村の申請に基づき知事が指定した地域 など

3 特定大規模集客施設の届出状況

- ・ 立地誘導地域の指定 0件
- ・ 特定大規模集客施設の新設 9件

No.	54	利用区分	その他の区分等
基本方向	沿岸域の保全・安全性の向上と総合的利用		
具体的な施策	漁港整備事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保, 土地の有効利用の促進		
担当課	水産業基盤整備課		

施策の概要等

1 漁港施設現況 (平成31年3月31日現在)

種別	漁港	施設延長		合計(m)
		外かく施設(m)	係留施設(m)	
第4種	1	1,662.9	1,679.5	3,342.4
特定第3種	3	16,283.7	10,697.1	26,980.8
第3種	2	7,597.8	5,238.9	12,836.7
第2種	21	50,333.5	16,285.0	66,618.5
第1種	115	80,201.5	27,323.5	107,525.0
合計	142	156,079.4	61,224.0	217,303.4

2 漁港施設災害復旧事業の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県内の大部分の漁港施設が被災し、漁業者及び水産関係者と協議を行い、優先順位を決め、順次災害復旧事業を実施中である。

○災害復旧費 (平成31年3月31日現在)

管理者別	件数	決定額
県管理	594件	1,800億円
市町管理	801件	1,450億円
合計	1,395件	3,249億円

※決定額については四捨五入による端数処理を行っています。

○災害復旧事業着手状況 着手漁港数/漁港数 (平成31年3月31日現在)

県管理漁港	市町管理漁港	合計
100% (27港/27港)	100% (113港/113港)	100% (140港/140港)

No.	55	利用区分	その他の区分等
基本方向	沿岸域の保全・安全性の向上と総合的利用		
具体的な施策	海岸保全事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	河川課, 港湾課, 農村整備課, 水産業基盤整備課		

施策の概要等

1 概況

本県の沿岸は、牡鹿半島を境に南北に二分され、北はリアス式海岸の三陸南沿岸、南は平均的な砂丘状の海岸線を形成している仙台湾沿岸で、その海岸線延長は約800kmに達している。

台風や低気圧の通過に伴う高潮及び高波による被害を防止するため、海岸の全区域を指定し、堤防工、消波工及び護岸堤等の防護施設を築造している。

本県の海岸保全事業は、昭和25年から始まっており、昭和35年のチリ地震津波を契機にその整備が急速に進んだ。

2 海岸の所管別内訳

(平成30年度末現在)

所管別		国土交通省			農林水産省			合計	
			水管理・国土保全局	港湾局		農村振興局	水産庁		
海岸線延長(m)		538,949	414,330	124,619	289,324	29,581	259,743	828,273	
要保全海岸延長(m)		152,214	92,835	59,379	145,733	29,581	116,152	297,947	
海岸保全区域延長(A)(m)		152,214	92,835	59,379	134,403	29,581	104,822	286,617	
有施設延長(B)(m)		113,812	68,905	44,907	75,856	28,319	47,537	189,668	
(B)/(A) (%)		74.8	74.2	75.6	56.4	95.7	45.4	66.2	
保全施設	堤防護岸	96,649	61,991	34,658	75,137	28,319	46,818	171,786	
	突堤	基	36	27	9	25	3	22	61
		有効延長(m)	14,253	13,242	1,011	1,142	226	916	15,395
	離岸堤	基	63	40	23	30	11	19	93
有効延長(m)		11,749	6,051	5,698	3,790	1,619	2,171	15,539	

※ 国土交通省水管理・国土保全局編 海岸統計 平成30年度版 (平成29年度末現在)

No.	56	利用区分	その他の区分等
基本方向	沿岸域の保全・安全性の向上と総合的利用		
具体的な施策	港湾整備事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保，土地の有効利用の促進		
担当課	港湾課		

施策の概要等

1 本県の港湾の概況

本県の港湾は，国際拠点港湾として仙台塩釜港（仙台港区，塩釜港区，石巻港区，松島港区）及び地方港湾として気仙沼港，女川港，など7港ある。港湾における取扱貨物量は，平成30年で49,297千トン，うち，外貿取扱量は15,720千トンとなっている。

2 港湾事業の推移

(単位：千円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30
国際拠点港湾改修	(2,389,473) 3,489,857	(2,112,991) 2,373,463	(2,050,000) 2,356,666	(2,492,140) 3,113,668	(1,853,615) 1,853,615
重要港湾改修	0	0	0	0	0
地方港湾改修	0	0	0	0	0
港湾局部改良 港湾改修	12,652	51,295	95,475	95,538	96,737
港湾環境整備	41,380	101,945	20,000	97,237	270,277
海域環境創造費	0	0	0	0	0
産業関連施設整備	0	0	0	0	0
港湾計画調査	4,675	1,854	11,332	7,622	30,201
合計	3,548,564	2,528,557	2,528,557	3,314,065	2,250,830

注：（）は国直轄事業負担金で内数

3 整備中の港湾整備事業（平成30年度末現在）

港湾名称 (整備事業)	所在	面積 (ha)	用途	事業 主体	埋立 免許 取得	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率)
仙台塩釜港（仙台港区）向洋地区	仙台市宮城野区蒲生字町地先公有水面 外	2.3	埠頭用地	県	H30	未	未	0%
仙台塩釜港（仙台港区）向洋地区	仙台市宮城野区中野字高松地先公有水面 外	1.3	埠頭用地	国	H30	H30	未	0%
仙台塩釜港（石巻港区）雲雀野地区	石巻市潮見町地先公有水面 外	148.8	埠頭用地 外	県	H3	H3	未	48%
女川港石浜地区	牡鹿郡女川町石浜字高森地先公有水面 外	3.9	埠頭用地 外	女川町	H25	H25	未	0%

No.	57	利用区分	その他の区分等
基本方向	沿岸域の保全・安全性の向上と総合的利用		
具体的な施策	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施		
措置の概要	多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	河川課		

施策の概要等

1 スマイルビーチ・プログラムの概要

県土木事務所が管理する公共海岸におけるボランティア活動の活性化及び海岸に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的に、平成20年1月よりアダプト制度として「みやぎスマイルビーチ・プログラム」を実施。

2 スマイルビーチ・プログラムの仕組み

県は、県管理海岸の全部又は一部の区域において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な海岸環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルビーチサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行う。

活動を始める前に、スマイルビーチサポーター、市町村及び海岸管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。

活動区間には、スマイルビーチサポーター名を記した表示板が、スマイルビーチサポーターの希望に応じ設置される。

3 活動メニュー

県管理海岸の空き缶やゴミの回収、草刈、清掃、緑化など。

4 県内のスマイルビーチサポーター

平成30年度末のスマイルビーチサポーターの団体数等は以下のとおり。

参加団体数	登録人数
19 団体	601 人

No.	58	利用区分	その他の区分等
基本方向	耕作放棄地や震災により発生した低未利用地等の有効活用		
具体的な施策	耕作放棄地対策の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農山漁村なりわい課，農業振興課，農村振興課，農村整備課		

施策の概要等

耕作放棄地対策の概要

(1) 改正農地法等による農地の有効利用の促進（法律名がないものは全て「農地法」）

- ・農地の権利を有する者の責務の明確化（第2条の2）
- ・耕作放棄地対策の強化（第30条～第35条，第43条）
- ・農地を利用する者の確保・拡大
（第2条第3項第2号，第3条第3項，農協法第11条の31）
- ・農地の面的集積の促進（農地利用集積円滑化事業）（基盤法第4条第3項）

(2) 耕作放棄地再生利用緊急対策

荒廃農地調査で，基盤整備等を実施すれば農業利用が可能とされた荒廃農地のうち，農用地区域内にあるものについて，以下の事業を実施するもの。

- ・再生利用活動に対する支援
- ・施設等補完整備に関する支援

(3) 農業農村整備事業

- ・農地整備事業（経営体育成型）
- ・中山間ふるさと・水と土保全対策事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業 等

※ 平成 30 年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の概要

荒廃農地の位置と状況を把握するため、平成 30 年度に調査を実施し、荒廃農地を以下のとおり区分したものを。

なお、A分類と判断されたもののうち、農用地区域内にあるものは、耕作放棄地再生利用緊急対策の事業対象となる。

○ 本県における調査結果

A 分類	農用地区域内	B 分類(※)		計	農用地区域内
			農用地区域内		
3,114	1,722	3,739	1,639	6,853	3,361

※非農地判断済み農地除く

【A分類】 ※平成 23 年度までの調査項目では「緑＋黄」の面積に当たる。

再生利用が可能な荒廃農地。具体には、人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地、あるいは、草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地。

【B分類】 ※平成 23 年度までの調査項目では「赤」の面積に当たる。

再生利用が困難と見込まれる荒廃農地。森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地（農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合等）。

注：平成 24 年度から、それまでの「耕作放棄地全体調査」から「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に変更された。これは、農林業センサスにおける「耕作放棄地」の定義との違いを明確化するためであり、呼称も「荒廃農地」に変更された。具体には、農林業センサスの「耕作放棄地」は農家の自己申告によるものであるが、本調査の対象農地は実際の土地の現状に基づき市町村、農業委員会が判断しているもので、農家の意思は含んでいない。

なお、2015 年農林業センサスにおける耕作放棄地面積は 11,692 ha となっている。

No.	59	利用区分	その他の区分等
基本方向	公用・公共用施設用地の確保		
具体的な施策	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	地域復興支援課		

施策の概要等

1 公有地の拡大の推進に関する制度の概要

公有地の計画的な確保を図るため、公有地の拡大の推進を図り都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律が昭和47年に制定され、都市計画区域内の一定規模以上の土地を譲渡しようとするときの届出や土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望するときの申出等が制度化された。その趣旨は、公共施設等の整備のために届け出された土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立ち、土地の買取りの協議の機会を与えようとするものである。

2 公有地の拡大の推進に関する法律による届出等状況

【上段：面積（ha）、下段：件数（件）】

区分	年度						
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
届出	105.2	78.2	135.3	103.7	130.0	69.7	55.5
	58	47	34	60	79	68	54
申出	26.5	5.9	4.8	2.9	0.8	1.7	5.5
	4	11	5	12	5	8	13
計	131.7	84.1	140.1	106.6	130.8	71.4	61.0
	62	58	39	72	84	76	67
買取協議通知	1.7	2.6	0.3	0.9	0.7	1.0	1.9
	5	6	4	8	4	9	11
買取協議成立	1.7	2.6	0.3	0.9	0.7	1.0	1.9
	5	6	4	8	4	9	10
買取協議不成立	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

※仙台市を除く。

No.	60	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	市町村国土利用計画策定(変更)の支援		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	地域復興支援課		

施策の概要等

1 市町村国土利用計画の概要 (→P7)

2 市町村国土利用計画の策定(変更)の支援

県は市町村の計画策定(変更)を支援するため、「市町村国土利用計画策定(変更)のための参考資料」を平成22年4月に作成し、平成24年5月にはその改訂版を発行した。また、利用区分別土地利用の現況についての情報提供や、市町村と県関係課との意見調整の機会を設けるなどし、策定(変更)の支援に努めている。

3 市町村国土利用計画の策定(変更)状況

(平成31年3月現在)

市町村名	現計画策定(変更)年月日	基準年次	目標年次	市町村名	現計画策定(変更)年月日	基準年次	目標年次
仙台市	— 未策定	—	—	柴田町	3次 H13. 2. 20	H10	H22
石巻市	— 未策定	—	—	川崎町	4次 H23. 3. 10	H20	R2
塩竈市	1次 H 8. 6. 25	H2	H12	丸森町	4次 H29. 3	H27	R7
気仙沼市	1次 H23. 3. 2	H21	H28	亘理町	4次 H28. 11	H25	R7
白石市	2次 H 4. 3. 19	S60	H12	山元町	4次 H25. 4. 25	H22	H30
名取市	4次 H22. 11. 8	H19	R2	松島町	4次 H28. 3	H26	R7
角田市	3次 H13. 12. 20	H12	H22	七ヶ浜町	4次 H22. 12. 9	H20	R2
多賀城市	3次 H12. 12. 7	H12	H22	利府町	4次 H30. 3. 4	H22	R2
岩沼市	5次 H27. 3	H22	R5	大和町	4次 H21. 3. 6	H18	R5
登米市	1次 H19. 9. 27	H16	H27	大郷町	4次 H29. 4	H27	R7
栗原市	2次 H29. 2. 28	H26	R8	大衡村	4次 H22. 3. 5	H19	R2
東松島市	2次 H28. 3	H25	R7	色麻町	4次 H23. 3. 29	H20	R2
大崎市	2次 H30. 2. 5	H27	R8	加美町	2次 H29. 3	H26	R6
富谷市	1次 H29. 9. 15	H27	R7	涌谷町	3次 H22. 6. 17	H19	R2
蔵王町	4次 H21. 6. 18	H18	H30	美里町	— 未策定	—	—
七ヶ宿町	1次 S57. 3. 12	S50	H2	女川町	3次 H18. 3. 2	H12	H27
大河原町	4次 H31. 3. 13	H27	R11	南三陸町	2次 H29. 2	H24	R7
村田町	4次 H23. 3. 3	H21	R2				

No.	61	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	土地利用基本計画の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	地域復興支援課		

施策の概要等

1 土地利用基本計画の概要 (→P8, P164)

2 五地域面積

(面積：ha, 割合：%)

区分	H30.3.31 時点		変更 増減	H31.3.31 時点		
	面積	割合		面積	割合	
五地域	都市地域	210,083	28.8	0	210,083	28.8
	農業地域	304,062	41.8	△51	304,011	41.7
	森林地域	415,607	57.1	△89	415,518	57.1
	自然公園地域	171,201	23.5	0	171,201	23.5
	自然保全地域	8,574	1.2	0	8,574	1.2
計	1,109,527	152.4	△140	1,109,387	152.3	
白地地域	9,439	1.3	37	9,476	1.3	
県土面積	728,234	100.0	—	728,234	100.0	

※ H30.3.31 時点及び H31.3.31 時点の県土面積は、平成 28 年 10 月 1 日及び平成 29 年 10 月 1 日現在の国土地理院公表の県土面積に、公有水面埋立未竣功認可分 (12ha) を加えたものである。

※ 重複地域が存在するため、合計値は県土面積とは一致しない。

3 重複地域の状況

(面積：ha, 割合：%)

区分	H30.3.31 時点		変更 増減	H31.3.31 時点		
	面積	割合		面積	割合	
重複のない地域	327,329	44.9	98	327,231	44.9	
重複地域	二重複地域	323,490	44.4	77	323,413	44.4
	三重複地域	43,654	6.0	△84	43,770	6.0
	四重複地域	1,040	0.1	0	1,040	0.1
重複地域合計	368,216	50.6	△7	368,209	50.6	
白地地域	9,439	1.3	37	9,476	1.3	
県土面積	728,234	100.0	—	728,234	100.0	

No.	62	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	環境影響評価制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用，環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	環境対策課		

施策の概要等

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者自らが、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、環境の保全のための措置を検討した上で、環境影響を総合的に評価するものである。

環境影響評価制度は、事業者自らが、調査・予測・評価を行い、環境保全の見地からの意見を広く聴きながら、環境に配慮していく手続を定めたものであり、環境悪化を未然に防止し、環境を保全していくための重要な施策である。

2 本県の環境影響評価制度

本県では昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」（旧要綱）、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」（以下「新要綱」という。）を制定し、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導している。

また、制度を充実・強化した「環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を平成10年3月に制定し、平成11年6月から施行している。さらに、近年の電力システム改革等を背景に小規模火力発電所の設置計画が全国的に増加してきていることに鑑み、平成29年2月に環境影響評価条例施行規則を改正し、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業に追加しており、条例に基づき1件の火力発電所が環境影響評価手続を行っている。

3 条例による環境影響評価の実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
大和リサーチパーク造成事業	(社)宮城県土地開発公社	大和町	78.5ha	H12.10.5 方法書 H15.3.17 準備書 H15.10.6 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1ha	H13.2.7 方法書 H14.12.24 準備書 H15.7.10 評価書
仙台松島道路4車線化事業	(社)宮城県道路公社	利府町 松島町	11.5km	H15.10.10 方法書 H19.7.11 準備書 H20.3.3 評価書
(仮称)富谷町成田二期北土地区画整理事業	富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会	富谷町	199.8ha	H20.10.31 方法書
気仙沼市民の森風力発電事業	株式会社気仙沼市民の森風力発電所	気仙沼市	7,480kW	H25.5.17 方法書 H26.1.23 準備書 H26.8.1 評価書
(仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業	アマテラス・ソーラー合同会社	白石市	401.8ha	H29.3.9 方法書 H31.2.14 準備書
(仮称)石巻港バイオマス発電事業	株式会社レノバ	石巻市	74,950kW	H29.11.28 方法書 H30.11.6 方法書② H31.2.27 準備書
G-B i o 石巻須江発電事業	合同会社G-B i o 石巻須江	石巻市	102,750kW	H30.12.25 方法書
オニコウベ発電所建設事業	PurpleSol合同会社	大崎市	331.36ha	H31.1.30 方法書

No.	63	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	廃棄物の適正処理等の推進		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用，環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	循環型社会推進課		

施策の概要等

1 「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」

平成18年3月に策定した第1期宮城県循環型社会形成推進計画が，平成27年度で計画期間の10年を終了したことから，平成28年度を初年度とする第2期計画を策定した。

〔循環型社会の形成に向けた目標と達成状況（産業廃棄物）〕

（単位：％，排出量のみ千t）

区分	年度							
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R2 (目標)
排出量（千トン/年）	9,958	10,343	11,168	11,997	10,576	12,239	10,930	10,000
再生利用率（％）	42.1%	41.6%	44.0%	42.0%	40.2%	40.6%	39.5%	35.0%
減量化率（％）	55.7%	56.5%	54.0%	55.8%	57.9%	57.7%	58.8%	—
最終処分率（％）	2.2%	2.0%	2.0%	2.1%	1.7%	1.7%	1.6%	1.0%

※その他量（保管等）は減量化量に含む。

2 廃棄物処理施設設置状況（平成30年度末現在）

区 分		箇所数
一般廃棄物処理施設 (市町村分)	焼却施設（溶融施設含む。）	19
	粗大ごみ処理施設	13
	資源化等施設	19
	保管施設	19
	最終処分場	31
	し尿処理施設	16
	コミュニティプラント	4
	リユース・リペア施設	2
	堆肥化施設	1
	その他施設	1
合 計		125

※環境省「日本の廃棄物処理（H29年版）」より（H29年度末現在）

区 分		箇所数
一般廃棄物処理施設 (民間分)	ごみ処理施設	62
	最終処分場	2
合 計		64

※一般廃棄物処理施設台帳より（H30年度末現在）

区 分		箇所数
産業廃棄物処理施設	中間処理施設	997
	最終処分場	18
合 計		1,015

※「令和元年宮城県環境白書」より（H30年度末現在）

3 造成中の産業廃棄物処理施設（処分場のみ、仙台市分を除く。）

（平成 30 年度末現在）

施設名	所在	面積 (ha)	設置 主体	着工	整備 状況	備考 (埋立済容量)
クリーンプラザ みやぎ	大和町鶴巣小鶴沢字大沢 5	61.4	民間	S52	未	93.0%

No.	64	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	地価に関する調査の推進		
措置の概要	県土に関する調査の推進と成果の普及啓発		
担当課	地域復興支援課		

施策の概要等

地価調査と地価公示

公的機関による地価の調査としては、国土利用計画法施行令に基づき都道府県が行う地価調査と地価公示法に基づき国土交通省土地鑑定委員会が行う地価公示がある。

地価公示が公示区域内に限定されているのに対し、地価調査は、国土利用計画法に基づく土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため県内全域にわたって行われるもので、地価公示とともに一般の土地取引価格の指標となるものである。

なお、県が実施する地価調査の結果については、地域復興支援課HPで公表するほか、各市町村等で閲覧できるようにしている。

区分	地価調査	地価公示
根拠法令	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項	地価公示法(昭和44年法律第49号)
実施主体	宮城県	国土交通省(土地鑑定委員会)
価格の名称	標準価格	公示価格
地点(画地)の名称	基準地	標準地
調査対象区域	県内全域 (35市町村)	公示区域 (都市計画区域を有する33市町村)
調査方法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国(土地鑑定委員会)が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385地点 林地 20地点 計 405地点	宅地及び宅地見込地 575地点
価格の判定基準日	令和元年7月1日	平成31年1月1日

○ 令和元年度宮城県地価調査（地域別・用途別平均変動率¹）

（単位：％）

	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途	林地
県全体	0.9	2.7	4.9	1.3	1.9	▲1.8
仙台市	6.0	－	10.5	5.7	7.5	－
仙台市周辺市町村 ²	3.2	2.9	3.1	4.8	3.2	－
その他の市町 ³	▲1.4	2.4	▲0.9	▲0.4	▲1.3	－

- 1) 平均変動率とは、前年度と同一調査地点の変動率を合計したものを、その調査地点数で割って算出したものである。
- 2) 仙台市周辺市町村とは、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町及び大衡村の9市町村である。
- 3) その他の市町とは、仙台市及び仙台市周辺市町村を除く25市町である。

〔結果概要〕

- ・ 県全体における全用途の平均変動率は1.9%となり、7年連続の上昇となった。
- ・ 地域別の全用途では、仙台市が7.8%、仙台市周辺市町村が3.2%となり、ともに8年連続の上昇となった。その他の市町は▲1.3%となり5年連続の下落となった。
- ・ 県全体の用途別では、林地以外の用途は全て上昇となった。林地は▲1.8%と前年度と同じ下落率となった。

○ 平成31年地価公示（地域別・用途別平均変動率¹）

（単位：％）

	住宅地	商業地	工業地	全用途
県全体	3.5	5.9	4.8	4.2
仙台市	5.8	10.7	8.5	7.1
仙台市周辺市町村 ²	3.0	1.9	3.2	2.8
その他の市町 ⁴	▲0.6	▲0.6	0.0	▲0.6

- 4) その他の市町とは、仙台市及び仙台市周辺市町村を除く25市町から、都市計画区域のない色麻町と七ヶ宿町をさらに除いた23市町である。

〔結果概要〕

- ・ 県全体における全用途の平均変動率は4.2%となり、7年連続の上昇となった。
- ・ 地域別の全用途では、仙台市の平均変動率が7.1%となり7年連続で上昇し、仙台市周辺市町村が2.8%となり6年連続の上昇となった。その他の市町は▲0.6%となり4年連続で下落となった。

No.	65	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	国土調査の推進		
措置の概要	県土に関する調査の推進と成果の普及啓発		
担当課	地域復興支援課		

施策の概要等

1 国土調査の体系

国土調査は、土地分類調査、水調査、地籍調査の3つに大別される。それぞれの概要は以下のとおり。

調査名	調査の概要	本県の実施状況等
土地分類調査	地形、表層地質及び土壌等の自然条件や土地条件を科学的かつ総合的に調査するもの。	平成9年度までに完了済み。
水調査 (都道府県水調査)	主要な二級水系との周辺地域を対象に水文(降水量及び地下水位観測等)・利水(農業用取・排水及び上水道一覧表等)・治水(ダム及び水力発電一覧表等)に関する既存資料を収集整備し、その結果を「都道府県水調査書」と「利水現況図」に取りまとめるもの。	未実施
地籍調査 (実施主体： 主に市町村)	一筆の土地(一区画)ごとに、その所有者、地番及び地目(宅地、田、畑等)の調査や、境界に関する測量・面積測定(境界点測量)を行い、その成果を基に地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成する土地の基礎調査である。これらの成果は、認証承認後に登記所に送付され、備え付けの登記簿や地図が書き換えられることとなっている。	実施中 (進捗率 89.1%) H30年度末現在

2 地籍調査の実施状況(平成30年度末現在)

地籍調査の対象面積は、県土面積 7,285.75km²のうち国有林野及び公有水面の面積 1,501.45km²を除く 5,784.30km²であり、このうち、緊急に地籍を明確にすべき地域は、5,603.13km²である。

平成22年5月に策定した第6次十箇年計画に基づき調査を実施しており、平成30年度末時点の調査完了面積は、5,152.09km²で、進捗率は89.1%と全国第5位の進捗状況である。

県内35市町村のうち4市町で実施中、3市で休止中であり、残りの28市町村は全域完了あるいは緊急完了※1となっている。

※1：緊急完了とは、19条5項指定予定地(土地区画整理事業等)や、防衛施設等の地籍調査対象除外地を除く、緊急に地籍を明確にすべき地域の調査が完了している状態。

〔実施市町別進捗率〕（平成 30 年度末現在）

（単位：％）

実施市町	進捗率	対前年度	備考
仙台市	29.6	0.0	休止中
石巻市	95.3	0.0	休止中
気仙沼市	93.8	+0.1	
白石市	93.3	+0.6	
名取市	94.3	0.0	休止中
大崎市	99.8	+0.1	
川崎町	77.6	+0.6	

〔計画別進捗率〕（平成 30 年度末現在）

区分	計画		実績		達成率 (%)
	期間	面積(k㎡)	期間	面積(k㎡)	
任意方式	—	—	S27～S31	56.50	
特定計画	S32～S41	900	S32～S37	67.00	7.4
第1次10か年計画	S38～S47	800	S38～S44	349.82	43.7
第2次10か年計画	S45～S54	1,900	S45～S54	1,847.46	97.2
第3次10か年計画	S55～H元	2,300	S55～H元	1,846.79	80.3
第4次10か年計画	H2～H11	700	H2～H11	497.06	71.0
第5次10か年計画	H12～H21	407	H12～H21	268.33	65.9
第6次10か年計画	H22～R元	300	H22～H30	65.03	21.7
計			66年間	4,997.99	

※地籍調査のみの面積を計上(19条5項指定面積を除く)

参考資料

1 宮城県国土利用計画（第五次）

平成 27 年 3 月 18 日
宮城県議会議決

※本文中の元号，市町村名などは平成 27 年 3 月策定当時のまま掲載しています。

宮城県国土利用計画（第五次）の概要

県土利用の基本方針

よりよい状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる

「持続可能な県土管理」

創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に
主眼を置いた土地利用の推進

創造的な復興のための土地利用

- ・防災機能の強化を重視した県土利用
- ・コミュニティの維持に配慮した県土利用

県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- ・【低未利用地】有効利用の促進
- ・【人口減少下の土地利用】住み続けることによる国土の維持
- ・【自然的土地利用】適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用
- ・【土地利用転換】自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮の下で計画的に実施

県土利用の質的向上

- ・安全で安心できる県土利用
- ・自然との共生・循環を重視した県土利用
- ・美しくゆとりある県土利用

県土利用をめぐる新たな動きへの対応

- ・震災復興計画・ビジョンに基づいた災害に強い県土利用
- ・沿岸部の復興まちづくり
- ・県土の強靱化
- ・人口減少を見据えた地方創生の取組に配慮した土地利用

地域類型別の県土利用の基本方向

都市	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における土地利用の高度化 ・農山漁村との交流 ・低未利用地の有効利用の促進 ・コンパクトなまちづくり ・災害に強い都市構造の形成
農山漁村	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農用地及び森林の確保 ・農地の利用集積の推進 ・効率性・安全性を重視した土地利用
自然維持地域	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐれた自然の風景地等の適正な保全 ・環境に配慮したまちづくり ・自然とのふれあいの場

利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分	利用方向
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い農業・農村づくり
森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備及び保全 ・ 林業・木材産業の活力回復
原野等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全, 再生, 自然環境への配慮
水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下に伴う低平地の治水安全度の向上
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災道路ネットワークの早期形成
宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全安心のまちづくり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低未利用地の再利用 ・ 耕作放棄地の有効利用 ・ 沿岸部における多重防御によるまちづくり

前文（見直しにあたって）

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定に基づき、宮城県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して、「宮城の将来ビジョン」との整合性を図りながら必要な事項を定めるものであり、県内の市町村が、その区域について定める国土の利用に関する計画及び宮城県土地利用基本計画の基本となるものである。この計画（第五次）（平成22年3月改定）について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）によって土地利用の現況に大きな変化があったことを踏まえ、復興の状況に即して見直すこととする。また、第五次改定からおおむね5年を迎えることから総合的な点検を行うこととし、今後も復旧・復興に係る進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1 県土利用の基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

このため、「宮城県震災復興計画（以下「震災復興計画」という。）」を着実に推進し、「創造的な復興」の実現を目指す中で、県内市町村の震災復興計画等との調和が保たれた県土利用を図っていく必要がある。

2 県土利用の現状と課題

（1）県土利用の現況

平成25年（今回基準年次）における本県の県土面積は約7,286 km²であり、土地利用の状況は、森林が57.2%、農地が17.8%、宅地が6.2%、水面・河川・水路が4.5%、道路が4.4%、原野等が0.5%、その他9.4%となっており、平成19年（当初基準年次）と比較し、構成比に大きな変化はみられないものの、震災による作付可能な農地の減少や災害危険区域への指定等により、利用目的の定まらない土地などが増え、「その他」地目が増えている。

自然的土地利用から都市的土地利用への転換の推移については、ここ数年緩やかに推移していたところであるが、震災後は復興事業に伴う需要により大幅な増加となっている。

(2) 県土利用の現状からみた諸課題

今後の県土利用に当たっては、県土利用の基本理念に照らし、以下のような県土利用上の諸課題を考慮する必要がある。

イ 震災による基本的条件の変化

震災により沿岸部を中心に人口が減少し、今なおその状態が続いており、平成26年12月現在の本県推計人口は232万人余にとどまっている。震災により多くの住宅や社会資本・産業資本が失われ、今なお7万人余が応急仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、道路や公共施設等インフラの早期復旧、安全・安心な住環境の確保・整備が急がれている。特に沿岸部においては、現地での再建のほか、高台及び内陸地への移転による復興まちづくりが進められ、復興事業等により森林及び農地が減少、宅地、道路及びその他公益的施設用地等が増加した。農地については、津波により大きな被害を受けたが、除塩・農地復旧事業が進んでいる。また、津波等の被害により「災害危険区域」に指定された地域や移転元地などにおいては利用目的の定まらない土地が増えたことから、それらの有効利用を図る必要がある。

ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

被害の大きい沿岸部を中心に、引き続き人口減少と高齢化が進む中で、中心市街地の空洞化が一層進むことにより空き店舗・空き地等の低未利用地が増加し、また、都市機能の分散が懸念され、このことで環境負荷が増え、新たなコストの発生が予想される。

工場、研究所建設等を目的とする用地取得のほか、太陽光発電のための大規模な用地取得等も増加傾向にあり、土地の有効利用が見込まれる。また、農地については、復旧と併せて整序化及び利用集積を図る必要がある。

地目間の土地利用の転換は、震災前までは低調な推移であったが、震災からの復旧・復興により、都市計画区域における開発許可件数、林地開発許可件数、自然公園法、農地法等に基づく許可・届出件数が大幅に増加している。土地の効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図るとともに、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、地目間の土地利用転換については慎重な配慮の下で計画的に行う必要がある。

ハ 県土利用の質的向上

(イ) 県土の安全性に対する要請のさらなる高まり

大規模災害を経験したことにより、安全な住環境の確保、防災機能の再構築の必要性が改めて認識され、県土の安全性に対するさらなる意識の高まりがみられる。今後同等の災害が起きた場合でも、減災・防災の観点から多重防御システムにより被害を最小限に食い止める必要がある。また、管理の不十分な農地や森林の増加などによって県土の管理水準が低下し、県土保全そのものの機能の低下が懸念されている。大津波による浸水が想定される地域では、発生頻度や被害想定の大きさに対応した防災対策を講じるとともに、内陸・山間部においては、山崩

れや土砂災害を防止する取組を進めるなど、安全かつ合理的な県土利用を図ることが求められる。

(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用への要請の高まり

震災で多くの地域資源が失われ、環境の変化による生態系への影響も少なからずあることから、生態系の破壊、生物多様性の喪失が懸念され、県自然環境保全地域等についてモニタリング調査が行われている。深刻化する地球温暖化など環境問題への対応、再生可能エネルギー等への関心がさらに高まってきている。また、閉鎖性水域への対策の推進や水源涵養等の健全な水循環を保全する必要がある。一方、震災により生じたがれきの再生資材等が防災林復旧に活用されるなど、循環を重視した県土利用が進んでいる。

(ハ) 美しい景観の形成等に対する要請の高まり

これまで美しい景観が保全されてきた山地や海岸地域を中心に、震災による被害が広範囲に生じており、復興に伴う土地利用の見直しによって景観が大きく変わることが予想される。その他の地域においても、宅地開発や耕作放棄地等の拡大、古民家などの歴史的資源の消失等による景観の悪化が危惧されるため、県土の美しさを総合的に高めていく取組が求められている。

二 県土利用をめぐる新たな動き

震災によって、土地利用における災害への備えの重要性が改めて認識されたことから、従来の土地利用の状況あるいは社会基盤の整備状況等を考慮しつつも、高台・内陸部への移転、災害危険区域の指定等による規制、嵩上げ、高盛土及び幹線道路を活用した多重防御等を組み合わせた復興のまちづくりが進められている。一方で、移転等により地域のコミュニティの弱体化が懸念されることから、中長期的な視点においてもその維持が図られるまちづくりが求められている。

被災地を中心に、さらに被災地のみならず人口減少と超高齢化が加速する流れの中で、これらを克服すべく地方創生の取組が進められるにあたって、地域の活性化につながる土地利用のあり方が必要となっている。また、国土強靱化の理念に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土利用の実現に向け、県土の強靱化を推進するとともに、震災復興計画等ビジョンに沿ったまちづくりの再構築に向けて地域の実情に基づいた創意工夫ある取組を促進していく必要がある。

3 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現という基本方針のもと、震災からの復旧にとどまらない抜本的な再構築と創造的な復興に向け、「安全性の強化と質の向上」に主眼をおいた土地利用の推進を図ることとする。

イ 創造的な復興のための土地利用の推進

震災からの創造的な復興に向けて、震災復興計画はもとより各分野の復興ビジョンに基づき、災害に強い県土づくりに資するため、防災機能の強化とコミュニティの維持に配慮した県土利用を進める。

ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

(イ) 震災からの復旧・復興に伴い、増加することが見込まれる都市的土地利用においては、低未利用地の有効利用を引き続き促進する。

(ロ) 国土強靱化の理念に基づき、人口が減少していく中でも、住み続けることにより国土を維持するとの基本スタンスのもと土地の有効利用を図る。

(ハ) また、これまで同様、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動と自然環境を享受する場として、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図り、循環と共生を重視した土地利用を推進する。

(ニ) 森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮の下で計画的に行う。

ハ 県土利用の質的向上

震災からの復興を目指す中で、災害に強い県土づくりに向けた防災機能の強化、とりわけ多重防御による防災・減災の取組が求められ、かつコミュニティの維持に配慮した土地利用のあり方の検討が必要であることから、これら相互の関連性に配慮していく。

(イ) 安全で安心できる県土利用

震災によって、より災害に強い県土づくりの必要性が再認識された。このことから、高台移転や多重防御等により被害を最小限に抑える減災・防災を目指し、空間的・多面的な県土利用の推進を図る。その際、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、地域コミュニティの維持に配慮するとともに、防災拠点の整備、防災ネットワークの形成、防潮堤の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保及びライフラインの多重化・多元化を図る。また、水系の総合的管理、農業や森林の持つ県土保全機能の向上を図ることにより、県土の安全性を総合的に高める。

(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用

人と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減及び都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮を促進する。また、生物の多様性を確保する観点から生態系ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出等を図ることにより自然のシステムにかなった県土利用を推進する。また、自然環境を活かした再生として、津波からの緩衝地域の適切な配置、再生資材の活用など、循環を重視した県土利用を進める。

(ハ) 美しくゆとりある県土利用

人や自然の営み又はそれらの相互作用が相まって作り出された空間的な広がり良好な状態にあることを県土の美しさとし、地域が主体となってその質を総合的に高める。このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的な風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた美しい景観を保全・形成する。震災からの復興に当たっては、復興に伴う新たな人々の生活との調和に配慮するとともに、美しい景観を保全するという視点も重視し、安全で安心できる県土利用や自然との共生・循環を重視した県土利用も含め総合的に県土利用の質を高める。

二 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

震災のみならず局地的な集中豪雨などの災害が増加する傾向にあり、震災復興計画、地域防災計画等を核とした災害に強い県土づくりに向けた土地利用が求められている。各施設等の耐震性、耐災性強化はもとより、ICTを活用した防災力の強化につながるまちづくりへの配慮も必要となっている。沿岸部のまちづくりの再構築にあたっては、これまでの「職住一体」型から「職住近接」「職住分離」型への転換を図るなど、防災に配慮した土地利用の観点から、地域資源を活用した社会資本整備や災害危険区域における公園整備等のほか再生を目指す企業の立地を促すなど地域の実情に基づいた土地利用を推進する。

震災によって人口の流出が加速した市町村においては、定住化を促進する取組を進め、都市機能のバランスに配慮しながら地域の孤立化を防止するとともに、地域間連携を促進する道路網の強化、海岸、道路及び津波避難施設等の整備を進める。なお、人口減少への対応は、県全体の課題であることから、全県的な社会政策を講じていくほか、地域の特性に応じた産業政策などにより地域の活性化を図ることとし、被災地域においては、企業誘致等により雇用創出を強力に進めるほか、地域産業の競争力強化や若者等の起業の促進などの施策を被災市町とともに進めていく。また、既存産業の復興はもとよりものづくり産業の誘致や再生可能エネルギー等新たな産業創出にも配慮した県土利用を図る。

- (イ) 土地利用の相互の関係性の深まりを踏まえ、郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整の円滑な推進など、土地利用の影響の広域性に配慮した地域間の適切な調整を図る。
- (ロ) 地域内外の住民や企業等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理など直接的な県土管理への参加や緑化活動への寄附など間接的に県土管理につながる取組等により、県民一人一人が県土管理の一翼を担う主体的な取組を促進する。
- (ハ) 土地利用諸制度に係る市町村への必要に応じた権限移譲等を通じて、地域特性に応じた県土利用を推進する。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用に当たっての基本方向は以下のとおりとする。なお、これらの地域の相互の関係性を考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。

イ 都市

都市においては、以下の基本方向により土地利用を図る。

- (イ) 都市機能にひずみが生じないよう中心市街地等における都市機能の集積等を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図るとともに、農山漁村との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。
 - (ロ) 新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、無秩序な郊外への市街地拡大の抑制と土地利用の集約を図り、農地や森林等の自然的土地利用からの転換については慎重な配慮の下で計画的に行いながら、地域再生につなげる。
 - (ハ) 沿岸部における新たな市街地形成にあたっては、高齢化や人口減少に対応したコンパクトなまちづくり、公共交通の確保充実、最先端の情報通信網の構築や防犯・環境に配慮する。
- (二) 自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により防災性を向上させ、災害に強い都市構造の形成を図る。
- (ホ) 住宅地、商業地等の適切な配置、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置等により都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

(へ) 美しく良好な街並み景観の形成，豊かな居住環境の創出，緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生等により，美しくゆとりある環境の形成を図る。

ロ 農山漁村

農山漁村においては，以下の基本方向により土地利用を図る。

(イ) 自然と共生した農林水産業の持続的発展及び就業機会を確保し，活力に満ちた地域社会を築き，農業や森林の持つ県土保全機能の向上を図る。

このため，優良農地及び森林を確保し，その整備と利用の高度化を図るとともに，地域住民を含む多様な主体の参画等により，農地や森林等の県土資源の適切な管理を促進する。

(ロ) 農林業等の担い手の確保及び生産基盤の整備，効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農地の利用集積を推進する。さらに，耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐等の手入れの不十分な森林の増加の防止に努め，それらの有効利用を図る。

(ハ) 震災により，沿岸部にあつては津波被害を受けた農地の復旧が進むとともに，大区画化や整序化が図られつつあるが，なお復旧困難箇所（災害危険区域）や農地整備事業が導入されない地域の土地利用が課題となっている。市町が策定する「農業・農村に関する復興計画」に基づき，効率的かつ安全性を重視した土地利用（ゾーニング）や農業経営の形態，地域農業のあり方など，農業者の意向や実情を反映した生産基盤の早期復旧に取り組む。

(ニ) 二次的自然としての農山漁村における景観，県土の生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに，都市との機能分担や交流・連携を促進する集落地域においては，生活サービス機能等を集約した「小さな拠点」の形成・活用を推進し，効率的な土地利用を図る。

(ホ) 農地と宅地が混在する地域においては，地域住民の意向に配慮しつつ，農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め，農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう，地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ハ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育地，すぐれた自然の風景地など，自然環境の保全を旨として維持すべき地域（以下「自然維持地域」という。）においては，以下の基本方向により土地利用を図る。

(イ) 自然維持地域については、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

(ロ) 従来の自然環境の保全に向けた地域指定等による規制的手法に加え、適正な配慮の下で自然環境の持続可能な利用を図る。

(ハ) 震災により、沿岸部を中心に自然環境に大きな影響を与えたことから、生態系ネットワークや自然環境等については劣化を食い止めるための取り組みを進めるとともに、復興に当たっては再生可能エネルギーの導入を図るなど、環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、自然公園等の区域内において実施される社会資本の整備などの各種開発行為に係る規制について、自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう留意する。

(ニ) 適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、自然との共生・循環を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する。

イ 農地

震災の経験を踏まえ、災害に強い主要な食料供給基地として復興し、持続可能な農業・農村を実現するため、必要な農地の確保と整備を進めるとともに、農地の面的な集約、経営の大規模化を図っていく。また、農産物の長期的な需給動向に対応した農地の利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化及び不断の良好な管理を通じ農地の効率的な利用と生産性の向上に努め、県土保全等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

津波による被災地域の農地については、優良農地としての復旧・復興に努め、効率的な土地利用による地域農業の再構築など農業構造の改革を進めるとともに、被災した農地や施設を「原形復旧」することにとどまらず、防災対策も意識しながら大区画化・汎用化した水田を整備するなど、効率的な農業経営に向けた土地利用を推進する。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図る。

ロ 森林

温室効果ガス吸収源対策としての適切な森林施業の実施，間伐等の手入れの不十分な森林の増加，森林資源の成熟化，木材の需給動向の変化等を踏まえ，将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう，緑豊かで美しい森林づくりに向けて，多様で健全な森林の整備と保全を図る。無秩序な森林の乱開発の監視強化に努め，原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については，その適正な維持・管理を図る。また，都市及びその周辺の森林については良好な生活環境を確保するため緑地等の緑資源の積極的な保全及び整備を図るとともに，農山漁村集落周辺の森林については地域社会の活性化に加え多様な県民的要請について配慮しつつ，適正な利用を図る。

震災で被害を受けた森林・林業・木材産業の活力回復に向け，効率的な森林整備を推進し，海岸防災林の再生や造林未済地の解消促進・多様な森林の育成を図る。

ハ 原野等

湿原，水辺植生，野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては，生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし，劣化している場合は再生を図る。その他の原野については，地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ，適正な利用を図る。

ニ 水面・河川・水路

河川氾濫地域及び土砂災害危険箇所における安全性の確保，より安定した水供給のための水資源開発，農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに，施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて，既存用地の持続的な利用を図る。また，水面，河川及び水路の整備に当たっては，流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ，水質の保全等自然環境の保全・再生に配慮するとともに，自然の水質浄化作用，生物の多様な生息・生育環境，潤いのある水辺環境，都市における貴重なオープンスペース，熱環境改善など多様な機能の維持・向上を図る。

震災で津波によって河川堤防が甚大な被害を受け，地盤沈下のために洪水被害の危険性が高まった沿岸部の低平地は，遊水地，放水路，河道掘削及び堤防整備を加速的に進めるとともに，人口や資産が集中する都市部河川については，市町村が進める市街地整備と連携しながら一連区間の整備を推進する。

ホ 道路

一般道路については，地域間の交流・連携を促進し，県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため，必要な用地の確保を図るとともに，施設の適切な維持管理・更新を通じて，既存用地の持続的な利用を図る。

被災した公共土木・建築施設のうち道路については多重防御に資する道路や新たなまちづくりを支援する道路をはじめ整備が進んでおり，今後は防災道路ネットワークの早期形成により安全性の強化を図るとともに，防災・減災に有効な高盛土構造，海岸保全施設と組み合わせた多重防御機能を効果的に発揮することで，粘り強い

県土整備を図る。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図る。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

なお、これらの道路の整備に当たっては、交通安全施設等の整備を推進し、交通の安全と円滑の確保に配慮する。

へ 宅地

震災で、多くの住宅が壊滅的な被害を受けたことから、高台等への防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等により復興まちづくりが進められており、今後はより快適で安全・安心に暮らせる住まいづくりに向け「将来を見据えた新しいまちづくり」の導入を支援するほか、災害危険区域を含め、移転元地の利活用を進める。住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現及び秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。また、既成市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用による緑地空間等のオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

工業用地については、環境の保全等に配慮し、県民所得の向上、就業機会の確保及び地域人口の定住化を図り、県土の均衡ある発展を目指し、グローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場の移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壤汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備及び商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所、店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

ト その他の区分等

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設及び交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性と国際化、高度情報化、人口の高齢化等によるニーズの多様化を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空き店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に考慮して、計画的な整備と有効利用を進める。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

低未利用地のうち、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進すること等により、農地等としての活用を積極的に図る。なお、農地等としての活用が困難な場合には、それぞれの地域の状況に応じて、森林等農地以外への転換による有効利用を図る。都市の低未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。なお、震災で新たに発生した低未利用地については、土地区画整理事業や農地整備事業により土地を整序化した上で、産業、農業用地としての雇用創出を促す利活用のほか、公園用地やエネルギー関連施設として利用を検討するなど、今後の維持管理や環境に配慮した土地利用を推進する。

海岸及び沿岸海域については、恵まれた漁場、美しい三陸海岸、松島、仙台湾海浜を有し、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境及び文化財の保全と県民に開放された親水空間としての利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、津波被害の軽減等県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

特に、震災による沿岸部の被災は大きく、まち全体の復興を図るにあたっては、海岸保全施設等との多重防御によるまちづくりを進める。

4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- イ 計画の目標年次は、平成32年とし、今回基準年次は平成25年とする。
- ロ 平成32年における人口及び一般世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用するものとし、人口については、およそ226万9千人と想定する。一般世帯数は、およそ91万6千世帯と想定する。
- ハ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。
- ニ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、震災の影響や将来人口、各種計画及び森林育成対策等の諸施策による面積の増減を考慮して、必要な土地面積を利用区分ごとに予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。
- ホ 県土の利用に関する基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。
なお、以下の数値については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：km²，%)

区分	平成19年	平成25年	平成32年	構成比		
				19年	25年	32年
農地	1,372	1,297	1,286	18.8	17.8	17.6
森林	4,161	4,165	4,148	57.1	57.2	56.9
原野等	39	37	37	0.5	0.5	0.5
水面・河川・水路	327	326	333	4.5	4.5	4.6
道路	313	322	334	4.3	4.4	4.6
宅地	448	452	472	6.2	6.2	6.5
住宅地	277	272	282	3.8	3.7	3.9
工業用地	27	27	31	0.4	0.4	0.4
その他の宅地	144	153	159	2.0	2.1	2.1
その他	625	687	677	8.6	9.4	9.3
合計	7,286	7,286	7,287	100.0	100.0	100.0
市街地	235	243	211	—	—	—

- (注) (1) 区分について、利用区分の定義の変更により、「採草放牧地」が「原野等」に含まれることとなり、「農用地」が「農地」に変更されている。
- (2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- (3) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等である。
- (4) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。なお、平成19年欄の市街地面積は平成17年、平成25年欄の市街地面積は平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
- (5) 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

- イ 地域別の利用区分ごとの規模の目標は、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ地域間の均衡ある発展が図られるように設定した。
- ロ 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を考慮して県中南部地域、県北西部地域、県北東部地域の3地域区分とする。それぞれの地域の範囲は以下のとおりとする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡 (広域仙南圏) 白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡

- ハ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。
平成32年における地域別の人口は、県中南部地域がおおよそ167万人、県北西部地域がおおよそ25万8千人、県北東部地域がおおよそ34万2千人と想定する。
- ニ 平成32年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

(イ) 県中南部地域

本地域は、東北地方における中枢管理機能の集積する仙台市を擁し、蔵王国定公園、県立自然公園松島、名取川、阿武隈川、阿武隈山地等のすぐれた自然景観や温泉地を有した観光資源にも恵まれている。東北新幹線、東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の高速交通網を軸に、仙台塩釜港の整備、国際化にも対応した仙台空港の整備、臨海都市及び臨空都市の整備、高度技術産業の誘導を図る仙台北部中核都市の整備促進、常磐・三陸縦貫自動車道の建設等のほか、特に、仙台北部地域では、自動車関連企業等の工場立地等に伴う産業の集積等、仙台空港周辺地域では空港の民営化を契機とした周辺開発の進展等による都市的土地利用の拡大が見込まれる。

このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われるように土地利用を図る。あわせて、稲作、畜産、園芸等に必要な農地の確保、緑資源の保全、創出、観光の振興等に資するすぐれた自然景観の保全を図る。

震災により、沿岸部を中心に人口の流出が続いており、内陸部においても過疎化の加速度が増した市町村もあることから、引き続き定住化を促進していく。また、津波等により不通となっていた鉄道の復旧、さらには高速道路網の整備が進みつつあることから、今後はこれらを前提としたまちづくりを進めていく。

農地については、宅地、道路等への転換はあるものの、被災農地の復旧、優良農地等の保全により 417 km²程度となる。

森林については、宅地、道路等への転換により減少し、1,882 km²程度となる。

水面・河川・水路については、河川の改修等により増加し 120 km²程度となる。

道路については、高速道路等の整備により増加し 153 km²程度となる。

宅地のうち、住宅地については、災害公営住宅等の整備により増加し 157 km²程度に、工業用地については、工業団地の整備等により増加し 18 km²程度、事務所、店舗等のその他の宅地については 105 km²程度となる。

その他については、低未利用地等の利活用が図られることにより、333 km²程度となる。

市街地の面積については、都市の人口の減少により、169 km²程度となる。

(ロ) 県北西部地域

本地域は、大崎及び金成耕土等の優良農地を擁し、豊富な森林資源に恵まれているほか、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰、鳴瀬川等のすぐれた自然景観、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けている伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼や鳴子温泉郷等のすぐれた観光資源にも恵まれている。

このため東北新幹線、東北縦貫自動車道の高速交通網を軸に、みやぎ県北高速幹線道路、地域の拠点となる中心都市、工業団地等の整備や食料供給基地としての農業の振興と豊富な森林資源を活用した林業の振興等により、地域の特性を生かした土地利用を図る。

震災及び岩手・宮城内陸地震の経験を踏まえ、豪雨等による山崩れや土砂流出、地すべり等山地災害を防止する取組を進めるとともに、過疎化・高齢化の進行により、特に農村部においては後継者不足が深刻となっていることから、定住を促進し、地域コミュニティの維持に配慮する。

農地については、地域の特性に留意して優良農地の保全に努めるものの、宅地、道路等への転換により 543 km²程度となる。

森林については、宅地、道路等への転換により減少し、1,286 km²程度となる。

水面・河川・水路については、ダムの建設、河川の改修、ほ場整備の進展等により 116 km²程度となる。

道路については、高速道路網の整備等により増加し 93 km²程度となる。

宅地については、それぞれ増加し、住宅地については 68 km²程度、工業用地については 7 km²程度、事務所、店舗等のその他の宅地については、26 km²程度となる。

その他については、低未利用地等の転換による減少はあるものの、172 km²程

度となる。

市街地の面積については、都市の人口の減少により、8 km²程度となる。

(ハ) 県北東部地域

本地域は、金華山三陸沖漁場と本県の代表的な気仙沼、女川、石巻等の良港を擁し、水産資源に恵まれているほか、三陸復興国立公園、南三陸金華山国定公園、硯上山万石浦県立自然公園、北上川、北上山地等のすぐれた自然景観、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けている伊豆沼・内沼等の観光資源及び北上川流域の登米耕土等の優良農地や北上山地の森林資源にも恵まれている。このため三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の高速交通網、物流拠点港石巻港の整備等を活用した地域の拠点となる中心都市及び工業団地等の整備や稲作、園芸、畜産を主体とした農業と豊富な森林資源を活用した林業の振興、漁港の整備や漁場の開発保全等沿岸域の有効利用を推進し、地域の特性を生かした土地利用を図る。

また、今後もその発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、海岸保全施設の整備を推進し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図る。

震災で甚大な津波被害を受けた沿岸部においては、高台移転や多重防御等により防災・減災を目指すこととし、居住地は高台や内陸地へ、また、沿岸部の非可住地域については、工業や農業・漁業、観光拠点などの産業エリアとして避難体制を確立の上、土地利用調整を図る。

農地については、被災農地復旧後の土地利用転換及び耕作放棄地の再生等により、326 km²程度となる。

森林については、防災集団移転等の復興事業の需要等による土地利用転換により、980 km²程度となる。

水面・河川・水路については、ダム建設、河川の改修、ほ場整備の進展等により増加し、97 km²程度となる。

道路については、復興道路等の整備により増加し88 km²程度となる。

宅地のうち住宅地については、高台等への移転を進めるも、沿岸部における非可住地域の発生等により減少し、57 km²程度となる。また、工業用地については、産業集積等による増加で6 km²程度、事務所、店舗等のその他の宅地については、27 km²程度となる。

その他については、震災で生じた移転促進区域等の利活用による低未利用地等の減少等により172 km²程度となる。

市街地の面積については、都市の人口の減少により34 km²程度となる。

5 本計画を達成するために必要な措置の概要

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「自然との共生・循環を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」等の観点を総合的に考慮した上で実施を図る。

(1) 創造的な復興のための土地利用の推進

震災復興計画に基づき、被災地において着実に創造的な復興を進めるとともに、県内市町村の復興関連事業や地域の実情等に応じ未来を見据えた土地利用を推進、支援する。特に、津波により甚大な被害を受けた被災地において、海岸堤防の整備・防災緑地・海岸防災林(防潮林)などを組み合わせた多重防御による防災力向上の取組や、防災集団移転や被災市街地復興土地区画整理による宅地の整備、災害公営住宅整備などについて円滑かつ迅速な実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法(平成元年法律第84号)、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を実現するため、拠点となる中心都市を整備するなど、地域の特性を生かした地域整備諸施策を推進することにより、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保

イ 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害、高潮、土砂災害、豪雪及び火山噴火への対応に配慮しつつ、適正な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

特に、震災の教訓を踏まえ、大規模地震対策や津波、洪水・土砂災害対策及び水系ごとの治水施設等の整備など県土保全施設の整備を推進するとともに、森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図り、津波被災地における適正で円滑な土地利用調整を図る。

ロ 森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理、治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図るとともに、海岸防災林の復旧・再生に努める。その際、

路網や機械化など効率的な作業システムの整備，地域材の利用並びに生産，流通及び加工段階における条件整備を進めるとともに，間伐等の手入れの不十分な森林の増加を防ぐために，森林管理への県民の理解と参加，林業の担い手の育成，山村における生活環境の向上を図る等の基礎条件を整備する。

- ハ 人口，産業及び諸機能の集積している市街地等において，災害に配慮した県土利用への誘導，県土保全施設や地域防災拠点の整備，オープンスペースの確保，ライフラインの多重化・多元化，危険地域についての情報の周知等を図る。

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

イ 地球温暖化対策を加速し，低炭素社会の構築を目指すとともに，良好な大気環境の保全を推進するため，地域特性を生かしたバイオマス，地熱，太陽光等の再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントの導入，都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置，公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築，低炭素型物流体系の形成等に取り組み，環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図るとともに，二酸化炭素を吸収する機能を有する森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。また，スマートシティやエコタウンといった復興を契機とした先進的なまちづくりに向けた市町村の取組を支援する。

ロ 循環型社会の形成に向け，廃棄物の発生抑制(リデュース)，再使用(リユース)，再生利用(リサイクル)の3Rを一層進めるとともに，発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため，環境の保全に十分配慮しつつ，必要な用地の確保を図る。また，廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ハ 生活環境の保全を図るため，大気汚染，騒音等の著しい交通施設等の周辺において，緑地帯の設置，倉庫，事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また，緩衝緑地の設置や住居系，商業系，工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

ニ 災害に強い農業・農村づくりに向け，復旧を終えた農地を含め，農地の大区画化や宅地の高台等への集団移転と連携した農地整備を推進する。農地や森林の適切な維持管理，雨水の地下浸透の促進，環境用水の確保，水辺地等の保全による河川，湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復，地下水の適正な利用等を通じ，水環境への負荷を低減し，健全な水循環系の構築を図る。特に閉鎖性水域に流入する流域において，水質保全のため，生活排水，工場・事業場等の排水による汚濁負荷及び市街地，農地等からの面源負荷の削減対策を進めるとともに，緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。また，土壌汚染の防止と汚染土壌の拡散防止により地下水汚染の未然防止に努める。

ホ 震災により，海岸林の大規模な消失や新たな湿地の出現等自然環境における変化がみられたことから，実施中の現況調査やモニタリング調査を踏まえ，適正な環

境保全の在り方について検討するとともに、原始的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じてその維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生、創出及び保全を図る。これらの取組に当たっては、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系ネットワークの形成に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る。

へ 安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸浸食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河、海岸の保全・再生を図る。

加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観の保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切な管理を図る。

ト 歴史的・文化的な風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

チ 良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地の有効利用の促進

イ 農地

農地等生産基盤の早期復旧を図り、営農の再開を促すとともに、復興計画に基づき、生産性の高い農業の実現に向けた土地利用を推進する。

ほ場の大区画化など農業生産基盤整備を推進し、農地中間管理事業等により担い手への農地集積を図るとともに、異業種からの農業参入や耕作放棄地の発生防止など、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

ロ 森林

復興に向けた木材供給の確保、被災住宅・拠点施設復旧への支援を進めるとともに、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう適切な整備・保全を推進し、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、防災機能の強化に向けて、海岸防災林等の早期復旧・再生に努めるとともに、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

さらに、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林につ

いては、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

ハ 水面・河川・水路

海岸堤防及び排水施設等の早期復旧を図り、治水及び利水の多面的機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

二 道路

災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早期形成に取り組むとともに、公共・公益施設の共同溝等への収容、電線類の地中化、道路緑化等の推進を通じて、良好な道路景観を形成し、道路空間の有効利用を図る。

ホ 宅地

住宅地については、復興事業推進による居住環境の整備や需要に応じた適正規模の宅地の供給に取り組むとともに、まちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる住まいづくりを推進する。加えて、既存の住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地における街なか居住の促進や郊外の住宅団地の再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場の整備を通じて、持続的な利用を図る。また、既成市街地においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、自然環境の保全に配慮するとともに、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

へ 低未利用地等

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農地等としての活用を促進する。なお、農地等としての活用が困難な場合には、それぞれの地域の状況に応じて、森林等農地以外への転換による有効利用を図る。都市における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、再開発用地等としての再利用を図る。

また、農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、元に戻すことが困難であることから、新たな土地需要がある場合には、優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然と共生する計画的かつ適正な活用を促進する。

ト その他

土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう誘導するとともに、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。

また、復興まちづくりにおいては、移転元地等の利活用が円滑に行われるよう土地利用調整に努め、地域コミュニティの再構築が円滑となる土地利用を推進する。

(7) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないことから、その影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を考慮して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、農地や森林等の自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮して、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用を維持することを基本とする。

なお、震災で生じた災害危険区域等の非可住地域については公園等住宅以外の利用等の検討を含め、適正な土地利用の転換を図るものとする。

イ 農地

食料生産の確保、農業経営の安定や地域景観、自然環境等に及ぼす影響に配慮し、優良農地の確保、保全に十分留意しながら、他の土地利用との計画的な調整を図る。被災した農地等については、原形復旧にとどまらず効率的な土地利用のあり方を再構築することとする。

ロ 森林

復興事業の需要に即しつつも、自然災害による被害を最小限にする県土づくりの観点から、多面的機能の高い森林の保全に努め、環境の悪化や国土保全・二酸化炭素吸収等森林の公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

ハ 大規模な土地利用の転換

周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想等の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ニ 農地と宅地の混在する地域等

農地と宅地が混在している地域においては、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度の適正な運用等により、農地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域に

において、上記制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国、県及び市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、農林業団体、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加又は地元農産品の購入や緑化活動への寄附などの県土管理を推進する。また、地域における計画的な土地利用推進の担い手となる市町村の果たす役割が高くなってきていることを考慮して、土地利用諸制度に係る市町村への権限移譲を一層推進する。

(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発

県土を科学的かつ総合的に把握するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、土地所有者の高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。さらに、県民による県土への理解を促し、本計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(10) 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、今後の県土の利用をめぐる社会経済情勢の変化に対応するため、本計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を行う。

(参考付表) 地域別の利用区分ごとの規模の目標 (単位: ha, %)

区分	県中南部地域				県北西部地域				県北東部地域						
	平成25年	平成32年	増減	構成比		平成25年	平成32年	増減	構成比		平成25年	平成32年	構成比		
				25年	32年				25年	32年			25年	32年	
農地	418	417	▲1	13.1	13.0	551	543	▲8	23.7	23.3	327	326	▲1	18.6	18.5
森林	1,888	1,882	▲6	59.0	58.8	1,290	1,286	▲4	55.4	55.2	986	980	▲6	56.1	55.7
原野等	16	15	▲1	0.5	0.5	16	17	1	0.7	0.8	5	5	0	0.3	0.3
水面・河川・水路	118	120	2	3.7	3.7	115	116	1	4.9	5.0	93	97	4	5.3	5.5
道路	148	153	5	4.6	4.8	90	93	3	3.9	4.0	84	88	4	4.8	5.0
宅地	271	280	9	8.5	8.7	99	102	3	4.3	4.3	82	90	8	4.7	5.1
住宅地	153	157	4	4.8	4.9	67	68	1	2.9	2.9	52	57	5	3.0	3.2
工業用地	16	18	2	0.5	0.6	6	7	1	0.3	0.3	5	6	1	0.3	0.3
その他の宅地	101	105	4	3.2	3.3	26	27	1	1.1	1.1	26	27	1	1.5	1.5
その他	341	333	▲8	10.6	10.5	168	172	4	7.2	7.4	180	172	▲8	10.2	9.9
合計	3,200	3,200		100.0	100.0	2,329	2,329		100.0	100.0	1,757	1,758		100.0	100.0
市街地	196	169	▲27	—	—	9	8	▲1	—	—	38	34	▲4	—	—

注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

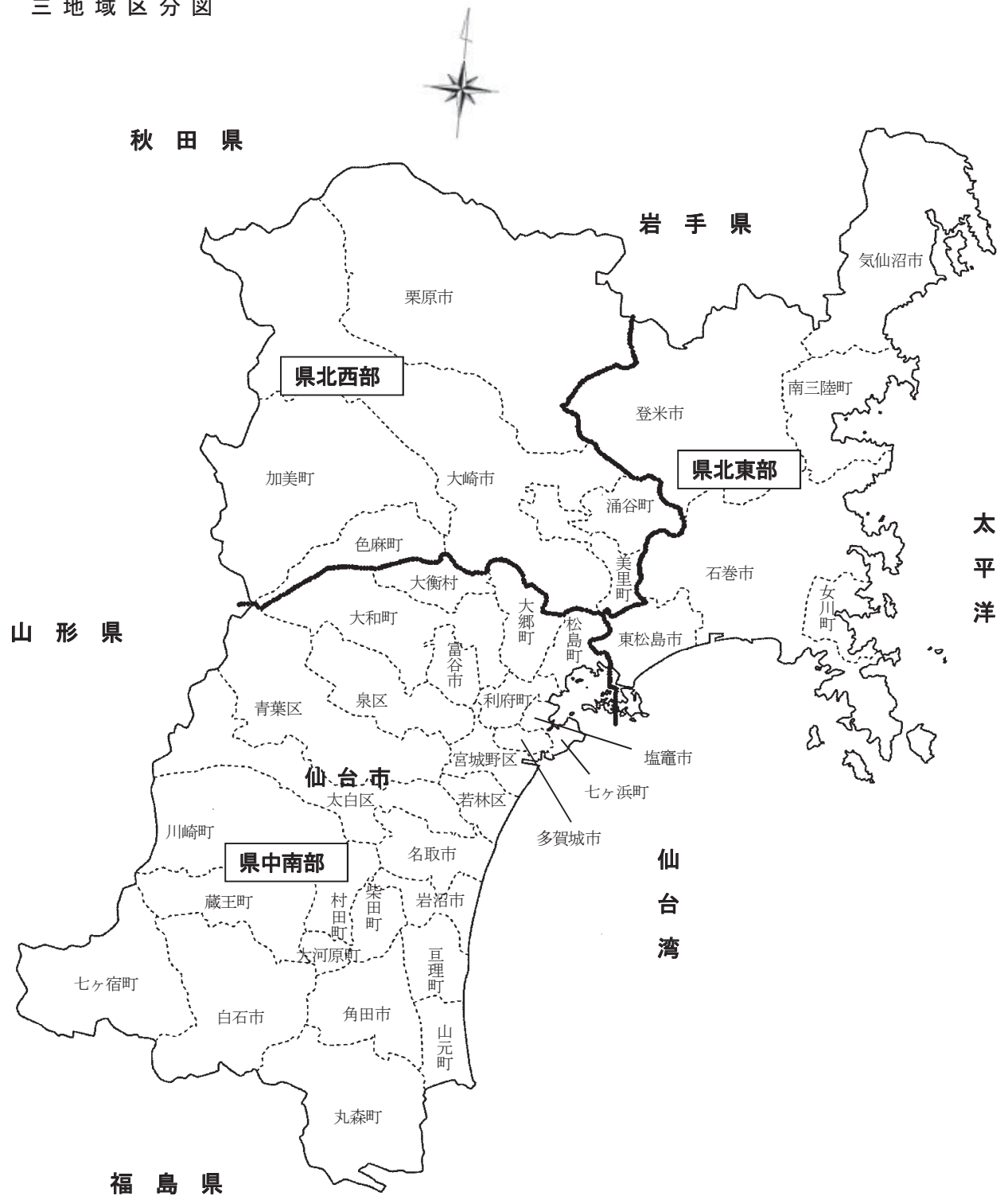
(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等である。

(3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

(4) 四捨五入の関係で、計が内訳と一致しない場合がある。

宮城県国土利用計画（第五次）参考資料

(1) 三地域区分図



(2) 人口・一般世帯数の推移と見通し

①人口

区 分	平成17年	平成22年	平成25年	平成32年	構 成 比				伸び率 32/25
					平成19年	平成22年	平成25年	平成32年	
全 県	千人 2,360	千人 2,348	千人 2,328	千人 2,269	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% △ 2.5
中 南 部 地 域	1,654	1,674	1,689	1,669	70.1	71.3	72.6	73.6	△ 1.2
北 西 部 地 域	299	286	280	258	12.7	12.2	12.0	11.4	△ 7.9
北 東 部 地 域	407	389	359	342	17.2	16.6	15.4	15.1	△ 4.7

資料：総務省「国勢調査結果(各年10月1日現在)」，県統計課「推計人口統計年報(各年10月1日現在)」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」

②一般世帯数

区 分	平成17年	平成22年	平成32年	伸び率
				32/22
全 県	千世帯 859	千世帯 900	千世帯 916	% 1.8

資料：総務省「国勢調査結果(各年10月1日現在)」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成26年4月推計)」

(3) 利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

利用区分	平成25年	平成32年	構成比		増減 (H25～H32)	H32 /H25	年平均 増加率	(参考)実績※	
			H25	H32				増減 (H19～H25)	年率
農地	129,713	128,586	17.8	17.6	▲ 1,127	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 8,615	▲ 0.9
田	105,740	104,794	14.5	14.4	▲ 946	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 6,324	▲ 0.8
畑	23,973	23,792	3.3	3.3	▲ 181	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 2,291	▲ 1.4
森林	416,468	414,762	57.2	56.9	▲ 1,706	▲ 0.4	▲ 0.0	▲ 1,383	0.0
原野等	3,703	3,703	0.5	0.5	0	0.0	0.0	▲ 198	▲ 0.9
水面・河川・水路	32,599	33,335	4.5	4.6	736	2.3	0.2	630	▲ 0.1
水面	5,968	6,257	0.8	0.9	289	4.8	0.4	382	0.3
河川	20,169	20,315	2.8	2.8	146	0.7	0.1	152	0.0
水路	6,462	6,763	0.9	0.9	301	4.7	0.4	96	▲ 0.5
道路	32,199	33,409	4.4	4.6	1,210	3.8	0.3	2,131	0.5
一般道路	23,000	23,983	3.2	3.3	983	4.3	0.3	2,057	0.8
農道	7,461	7,619	1	1	158	2.1	0.2	14	▲ 0.3
林道	1,738	1,807	0.2	0.2	69	4.0	0.3	60	▲ 0.1
宅地	45,203	47,176	6.2	6.5	1,973	4.4	0.3	2,380	0.2
住宅地	27,221	28,241	3.7	3.9	1,020	3.7	0.3	504	▲ 0.3
工業用地	2,651	3,082	0.4	0.4	431	16.3	1.2	426	▲ 0.0
その他の宅地	15,331	15,853	2.1	2.2	522	3.4	0.3	1,450	1.0
その他	68,695	67,692	9.4	9.3	▲ 1,003	▲ 1.5	▲ 0.1	5,144	1.6
合計	728,580	728,663	100	100	83	0.0	0.0	89	0.0
市街地	24,291	21,054	—	—	▲ 3,237	▲ 13.3	▲ 1.1	▲ 2,416	0.6

※第五次計画変更（平成27年3月）前基準年次から新基準年次までの実績を参考掲載

(4) 地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

区分	県中南部地域				県北西部地域				県北東部地域						
	平成25年	平成32年	増減		平成25年	平成32年	増減		平成25年	平成32年	増減				
			25年	32年			25年	32年			25年	32年			
農地	41,821	41,768	▲ 53	13.1	13.0	55,174	54,304	▲ 870	23.7	23.3	32,718	32,514	▲ 204	18.6	18.5
森林	188,784	188,203	▲ 581	59.0	58.8	129,038	128,802	▲ 236	55.4	55.2	98,646	97,757	▲ 889	56.1	55.7
原野等	1,671	1,501	▲ 170	0.5	0.5	1,574	1,744	170	0.7	0.8	458	458	0	0.3	0.3
水面・河川・水路	11,773	12,051	278	3.7	3.7	11,523	11,609	86	4.9	5.0	9,303	9,675	372	5.3	5.5
道路	14,770	15,317	547	4.6	4.8	9,037	9,333	296	3.9	4.0	8,392	8,759	367	4.8	5.0
宅地	27,057	28,142	1,085	8.5	8.7	9,880	10,133	253	4.3	4.3	8,266	8,901	635	4.7	5.1
住宅地	15,296	15,735	439	4.8	4.9	6,663	6,783	120	2.9	2.9	5,262	5,723	461	3.0	3.2
工業用地	1,583	1,919	336	0.5	0.6	619	678	59	0.3	0.3	449	485	36	0.3	0.3
その他の地	10,178	10,488	310	3.2	3.3	2,598	2,672	74	1.1	1.1	2,555	2,693	138	1.5	1.5
その他	34,119	33,013	▲ 1,106	10.6	10.5	16,662	16,963	301	7.2	7.4	17,914	17,716	▲ 198	10.2	9.9
合計	319,995	319,995		100.0	100.0	232,888	232,888		100.0	100.0	175,697	175,780		100.0	100.0
市街地	19,638	16,879	▲ 2,759	—	—	909	772	▲ 137	—	—	3,744	3,403	▲ 341	—	—

注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等である。
(3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
(4) 四捨五入の関係で、計が内訳と一致しない場合がある。

2 県土の利用区分ごとの主な関係指標の推移と目標（震災前年（平成22年）以降）

（1）農地

（震災前）

（単位：ha）

	平成22	23	24	25	32
県全体	136,347	126,186	127,889	129,713	128,586
県中南部	45,968	39,012	40,093	41,821	41,768
県北西部	55,232	55,213	55,213	55,174	54,304
県北東部	35,147	31,961	32,583	32,718	32,514

（2）森林

（震災前）

（単位：ha）

	平成22	23	24	25	32
県全体	416,179	416,327	416,427	416,468	414,762
県中南部	188,874	188,732	188,825	188,784	188,202
県北西部	128,642	128,820	128,809	129,038	128,801
県北東部	98,663	98,775	98,793	98,646	97,756

（3）水面・河川・水路

（震災前）

（単位：ha）

	平成22	23	24	25	32
県全体	32,767	32,832	32,484	32,599	33,335
県中南部	11,879	11,588	11,642	11,773	12,051
県北西部	11,547	11,557	11,568	11,523	11,609
県北東部	9,341	9,237	9,274	9,303	9,675

(4) 道 路

(震災前)

(単位 : ha)

		平成 22	23	24	25	32
県全体	道 路	32,078	31,888	31,993	32,199	33,409
	一般道路	22,701	22,879	22,902	23,000	23,983
	農 道	7,634	7,272	7,344	7,461	7,619
	林 道	1,743	1,737	1,747	1,738	1,807
県中南部	道 路	14,739	14,566	14,657	14,770	15,317
	一般道路	11,535	11,641	11,673	11,695	12,092
	農 道	2,533	2,261	2,314	2,400	2,536
	林 道	671	664	670	675	689
県北西部	道 路	8,852	8,911	8,956	9,037	9,333
	一般道路	5,114	5,171	5,189	5,264	5,570
	農 道	3,168	3,170	3,187	3,208	3,158
	林 道	570	570	580	565	605
県北東部	道 路	8,487	8,411	8,380	8,392	8,759
	一般道路	6,052	6,067	6,040	6,041	6,321
	農 道	1,933	1,841	1,843	1,853	1,925
	林 道	502	503	497	498	513

(5) 宅 地

(震災前)

(単位 : ha)

		平成 22	23	24	25	32
県全体	宅 地	45,984	43,165	44,257	45,203	47,176
	住宅地	28,509	25,863	26,686	27,221	28,241
	工業用地	2,732	2,687	2,665	2,651	3,082
	その他の宅地	14,743	14,615	14,906	15,331	15,853
県中南部	宅 地	26,737	25,752	26,433	27,057	28,142
	住宅地	15,660	14,691	15,019	15,296	15,735
	工業用地	1,567	1,550	1,707	1,583	1,919
	その他の宅地	9,510	9,511	9,707	10,178	10,488
県北西部	宅 地	9,836	9,843	9,870	9,880	10,133
	住宅地	6,622	6,631	6,647	6,663	6,783
	工業用地	639	619	563	619	678
	その他の宅地	2,575	2,593	2,660	2,598	2,672
県北東部	宅 地	9,411	7,570	7,954	8,266	8,901
	住宅地	6,227	4,541	5,020	5,262	5,723
	工業用地	526	518	395	449	485
	その他の宅地	2,658	2,511	2,539	2,555	2,693

(6) 利用区分別県土利用の推移

(単位: ha)

	農地		森林	原野等	水面・河川・水路			道路			宅地			その他	合計			
	田	畑			水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地					
																3,901	32,705	20,163
平成19	137,201	111,118	26,083	416,145	3,901	32,705	20,163	6,667	31,278	21,926	7,605	1,747	44,796	2,656	14,403	62,548	728,574	
20	136,760	110,819	25,941	416,089	3,901	32,635	20,163	6,651	31,576	22,199	7,631	1,746	45,265	2,694	14,531	62,349	728,575	
21	136,512	110,464	26,048	416,246	3,901	32,648	20,168	6,650	31,789	22,431	7,622	1,736	45,788	2,705	14,694	61,691	728,575	
22	136,347	110,277	26,070	416,179	3,901	32,767	20,168	6,655	32,078	22,701	7,634	1,743	45,984	2,732	14,743	61,320	728,576	
23	126,186	101,900	24,286	416,327	3,703	32,382	20,168	6,258	31,888	22,879	7,272	1,737	43,165	2,687	14,615	74,926	728,577	
24	127,889	103,715	24,174	416,427	3,703	32,484	20,168	6,355	31,993	22,902	7,344	1,747	44,257	2,665	14,906	71,824	728,577	
25	129,713	105,740	23,973	416,468	3,703	32,599	20,169	6,462	32,199	23,000	7,461	1,738	45,203	2,651	15,331	68,695	728,580	
平成19	46,281	33,247	13,034	188,798	1,624	11,916	7,635	1,962	14,270	11,088	2,515	667	26,115	1,510	9,397	30,991	319,995	
20	46,114	33,118	12,996	188,778	1,624	11,880	7,635	1,956	14,407	11,216	2,522	669	26,365	1,540	9,425	30,827	319,995	
21	46,075	32,890	13,186	188,891	1,624	11,884	7,640	1,946	14,555	11,355	2,530	670	26,587	1,528	8,490	30,378	319,995	
22	45,968	32,739	13,229	188,874	1,624	11,879	7,640	1,941	14,739	11,535	2,533	671	26,737	1,567	9,510	30,174	319,995	
23	39,012	26,824	12,188	188,732	1,671	11,588	7,640	1,656	14,566	11,641	2,261	664	25,752	1,550	9,511	38,674	319,995	
24	40,093	27,978	12,115	188,825	1,671	11,642	7,640	1,710	14,657	11,673	2,314	670	26,433	1,509	9,707	36,674	319,995	
25	41,821	29,808	12,013	188,784	1,671	11,773	7,640	1,802	14,770	11,695	2,400	675	27,057	1,583	10,178	34,119	319,995	
平成19	55,346	48,160	7,186	128,763	1,742	11,442	1,937	2,890	8,785	5,050	3,155	580	9,430	6,379	623	2,428	17,380	232,888
20	55,317	48,150	7,167	128,720	1,742	11,422	1,918	2,889	8,844	5,081	3,181	582	9,605	6,470	629	2,506	17,238	232,888
21	55,231	48,050	7,181	128,655	1,742	11,427	1,918	2,894	8,811	5,078	3,164	569	9,819	6,611	651	2,557	17,203	232,888
22	55,232	48,040	7,192	128,642	1,742	11,547	2,032	2,900	8,852	5,114	3,168	570	9,836	6,622	639	2,575	17,037	232,888
23	55,213	48,040	7,173	128,820	1,574	11,557	2,039	2,903	8,911	5,171	3,170	570	9,843	6,631	619	2,593	16,970	232,888
24	55,213	48,030	7,183	128,809	1,574	11,568	2,044	2,909	8,956	5,189	3,187	580	9,870	6,647	563	2,660	16,898	232,888
25	55,174	48,010	7,164	129,038	1,574	11,523	1,996	2,912	9,037	5,264	3,208	565	9,880	6,663	619	2,598	16,662	232,888
平成19	35,574	29,711	5,863	98,584	535	9,347	1,619	1,815	8,223	5,788	1,935	500	9,251	6,150	523	2,578	14,177	175,692
20	35,329	29,551	5,778	98,591	535	9,333	1,614	1,806	8,325	5,902	1,928	495	9,295	6,169	526	2,600	14,284	175,692
21	35,205	29,524	5,681	98,700	535	9,337	1,614	1,810	8,423	5,998	1,928	497	9,382	6,209	526	2,647	14,110	175,692
22	35,147	29,498	5,649	98,663	535	9,341	1,614	1,814	8,487	6,052	1,933	502	9,411	6,227	526	2,658	14,109	175,693
23	31,961	27,036	4,925	98,775	458	9,237	1,625	1,699	8,411	6,067	1,841	503	7,570	4,541	518	2,511	19,282	175,694
24	32,583	27,707	4,876	98,793	458	9,274	1,625	1,736	8,380	6,040	1,843	497	7,954	5,020	395	2,539	18,252	175,694
25	32,718	27,922	4,796	98,646	458	9,303	1,641	1,748	8,392	6,041	1,853	498	8,266	5,262	449	2,555	17,914	175,697

2 宮城県土地利用基本計画書

昭和 50 年 6 月 30 日 内閣総理大臣承認
【最終改定：平成 28 年 3 月 22 日 国土交通大臣同意】

※本文中の市町村名は平成 28 年 3 月策定当時のまま掲載しています。

土地利用の原則

都市地域（都市計画区域）

- ・ 良好な都市環境の確保，形成
- ・ 誰もが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成

農業地域（農業振興地域）

- ・ 農用地の保全と有効利用，計画的確保と整備
- ・ 耕作放棄地の復元の促進

森林地域（国有林，地域森林計画対象民有林）

- ・ 森林の整備・保全と多面的機能の高度発揮
- ・ 自然環境の保全を図るべき森林の適正な維持・管理

自然公園地域（国立公園，国定公園，県立自然公園）

- ・ 豊かで多様な自然環境と生態系の保全
- ・ 自然環境の持続可能な範囲内での利用

自然保全地域（県自然環境保全地域）

- ・ 生物多様性の確保と優れた自然環境の保全
- ・ 自然環境の状況に対応した適正な保全

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分 細区分		都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域											
	市街化調整区域											
	その他											
農業地域	農用地区域	×	←	←								
	その他	×	←	←								
森林地域	保安林	×	←	←	×	←						
	その他	↑	←	←	↑	←						
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域	↑	←	←	○	○	○	○				
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	←	←	○	○	○	○	×	×		

〔凡例〕

× 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

← 矢印方向の土地利用を優先する。

← 矢印の方向の土地利用を優先するが、他方の土地利用を認める。

← 土地利用の現況に留意しつつ、矢印の方向の利用との調整を図りながら、他方の土地利用を認める。

← 矢印の方向の土地利用に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。

○ 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。

前文 土地利用基本計画策定の趣旨

本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、宮城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び宮城県計画）を基本として定めるものである。

このたび、東日本大震災（以下「震災」という。）による土地利用の現況変化を受け、平成27年3月に宮城県国土利用計画（第五次）が変更されたことを踏まえ、本基本計画を見直すものである。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となる計画である。

すなわち都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもある。

したがって、県土の利用は、県民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

2 県土利用の基本方向

本県の県土利用については、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画（以下「震災復興計画」という。）の着実な推進によって創造的な復興を目指すに当たり、その効果が最大となるよう平成27年10月に策定された「宮城県地方創生総合戦略」（以下「県総合戦略」という。）の取組が円滑に行われるよう配慮した土地利用を図るものとする。

このため、震災からの復旧にとどまらない抜本的な再構築と創造的な復興に向けた「安全性の強化と質の向上」に主眼を置き、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくり等、現代社会や地域を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりを目指しながら、より良い状態で県土を次の世代へ引き継ぐことができるよう「安全・安心かつ持続可能な県土管理」の実現に向け、次の基本方向による県土利用を進めていく。

(1) 創造的な復興のための土地利用

創造的な復興に向けて、震災復興計画及び県総合戦略はもとより各分野の復興ビジョンに基づき、災害に強い県土づくりに資するため、防災機能の強化とコミュニティの維持に配慮した県土利用を進める。

(2) 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

イ 本県の総人口は平成15年をピークに減少を始め、今後少なくとも数十年にわたり減少が継続すると見込まれており、さらに震災により仙台都市圏を除いた人口の流出が加速している。このことから、国土強靱化の理念に基づき、人口が減少していく中でも住み続けることにより国土を維持するとの基本スタンスの下で土地の有効利用を図る。

ロ 人口減少下においても増加している都市的土地利用については、地域の実情を踏まえながら、行政、医療、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、空洞化が進む中心部では、市街地の再開発や空き店舗・空き家対策等により土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進し、集約型市街地の形成を推進する。また、郊外部の拡散的な開発を抑制しつつ、大規模集客施設の立地等特定の土地利用が他の土地利用に及ぼす影響の広域性に配慮し、地域間の適切な調整を引き続き図っていく。

ハ 農林業・農山村の復興に当たっては、単なる復旧にとどまらず、生産力向上に資する取組に努めるとともに、災害に強い土地利用の在り方を再構築する。また、農林業従事者の減少及び高齢化等に伴う耕作放棄地や手入れがされない森林の増加等を踏まえ、農地利用集積の推進により優良農地の確保と有効利用を図るとともに、適正な保全と多面的機能の維持に配慮した土地利用を進める。

ニ 森林・農地・宅地等の相互の土地利用の転換は、一旦転換した後に元の地目に戻すことは容易でないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等について慎重に配慮した上で計画的に行う。

(3) 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる県土利用」、「自然との共生・循環を重視した県土利用」及び「美しくゆとりある県土利用」を図ることを基本とする。

イ 安全で安心できる県土利用

安全で安心できる県土利用については、震災の教訓を踏まえ、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町の復旧・復興を進めて行く上で、震災復興計画はもとより各分野の復興ビジョンに基づき、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策等、沿岸防災の観点から被災教訓を生かした「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築を推進する。また、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本として、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、地域コミュニティの維持に配慮するとともに、防災拠点の整備、防災ネットワークの形成、防潮堤の整備、被害拡大の防止や復旧・復興の備えとしてのオープンスペースの確保及びライフラインの多重化・多元化を図る。

ロ 自然との共生・循環を重視した県土利用

自然との共生・循環を重視した県土利用については、人と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減及び都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮を促進する。また、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ること等を通じ、生態系ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出を図る。さらに、自然環境を生かした再生として、津波からの緩衝地域の適切な配置、再生資材の活用等、循環を重視した県土利用を進める。また、震災が沿岸部を中心に自然環境に大きな影響を与えたことから、生態系ネットワークや自然環境等については劣化を食い止めるための取組を進めるとともに、復興に当たっては再生可能エネルギーの導入を図る等、環境に配慮したまちづくりを推進する。

ハ 美しくゆとりある県土利用

美しくゆとりある県土利用については、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的な風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた美しい景観の保全・形成や、地域の個性ある美しい景観を活用した魅力ある地域づくりを行い、観光資源としての有効活用等を進める。また、震災からの復興に当たっては、復興に伴う新たな生活との調和に配慮するとともに、美しい景観を保全するという視点も重視する。

(4) 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

地震のみならず火山災害、土砂災害、水害や局地的集中豪雨等が頻発化・激甚化する傾向があり、一層の安全性の強化と防災力向上のため、地域間連携を促進する道路網の強化や海岸、道路及び避難施設等の整備を進める。また、ICTを活用した防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導、幹線道路を活用した多重防御等、安全性を優先的に考慮する土地利用を図る。

さらに、既存産業の復興や、ものづくり産業の誘致を進めるだけでなく、太陽光・水力・風力・バイオマス等のクリーンエネルギー産業の創出により、経済と環境との両立に向けた土地利用を推進する。

これらの取組に加え、安定した雇用や移住の促進、中山間地域等における「小さな拠点」やコンパクトシティの形成等、時代に合った安全・安心な暮らしの実現に向けた地方創生への取組が効果的に行われるよう配慮した土地利用を図る。

3 地域類型別の土地利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の土地利用に当たっての基本方向は、次のとおりとする。

なお、これらの地域の相互の関係性を考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。

(1) 都市

都市においては、次の基本方向による土地利用を図る。

イ 安全で快適な居住環境の確保

災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図るため、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導や諸機能の分散配置、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により防災性を向上させる。また、住宅地、商業地等の適切な配置、健全な水循環の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置等により都市活動による環境への負荷の低減に努め、美しく良好な街並み景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等により、ゆとりある快適な都市環境の形成を図る。

ロ 都市機能の集約、土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用

中心市街地等への都市機能の集約を進めつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、無秩序な郊外への市街地拡大の抑制と土地の集約を図り、農地や森林等の自然的土地利用からの転換については慎重に配慮した上で計画的に行いながら、地域再生につなげる。また、市街地形成に当たっては、高齢化や人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを進めることとし、公共交通の確保の充実、最先端の情報通信網の構築や防犯・環境等に配慮した土地利用を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村においては、次の基本方向による土地利用を図る。

イ 優良農地と森林の確保

農地の利用集積を進めるとともに、優良農地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図る。さらに、地域住民を含む多様な主体の参画等により、農地や森林等の県土資源の適切な管理を促進する。あわせて、耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐の手入れの不十分な森林の増加防止や景観の保全に努め、それらの有効利用を図る。

ロ 多面的機能の維持と環境への負荷軽減への配慮

食糧等を安定供給するための生産の場や地域住民の生活の場、県土保全機能等農山漁村の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮し、豊かで美しい農山漁村における景観及び県土の生態系ネットワークの維持・形成を図るよう効率的な土地利用に努める。

ハ 安全性に配慮した効率的かつ機能向上に資する土地利用

地震や津波等への備えとともに風水害等の自然災害による被害を最小限にとどめ、安全な暮らしができ、安心して水産業及び農業生産を継続できるよう、水産業集積拠点や漁港整備を行い農林水産業の基盤整備を進めるとともに、防潮堤の背後に緑地帯や公園を整備する等津波の緩衝地帯としての整備を促進する。さらに、地域資源を生かした産業振興、地域産業6次化の取組や都市との機能分担及び交流・連携を促進することを通じ、農山漁村の活性化と機能の向上を図る。

なお、優良農地の確保の観点から、農地の効率的かつ安全性を重視した土地利用を図るとともに、津波により被災した農地については、地力回復も含めた復旧・復

興に努めることとする。また、防災対策を意識しながら大区画化・汎用化した水田を整備するとともに、畑地、園芸施設用地等の生産基盤を整備し、効率的な農業経営に向けた土地利用を推進する。

(3) 自然維持地域

本県は三陸復興国立公園、蔵王国定公園及び県立自然公園松島に代表されるように、広大で豊かな自然環境に恵まれている。このような高い価値を有する原生的な自然を含む地域等自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、無秩序な森林の乱開発の監視強化に努め、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ適正な管理の下で、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。また、従来の自然環境の保全に向けた地域指定等による規制的手法に加え、適正な配慮の下で自然環境の持続可能な利用を図る。

4 地域別の土地利用の基本方向

地域の区分は、県土の自然的、社会的及び経済的諸条件を考慮して県中南部地域、県北西部地域及び県北東部地域の3地域区分とする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡 (広域仙南圏) 白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市, 加美郡, 遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市, 東松島市, 牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市, 本吉郡

(1) 県中南部地域

この地域は、東北地方における中枢管理機能の集積する仙台市を擁しており、広域仙台圏を中心として他の地域よりも都市的土地利用の割合が高い一方で、森林が面積の約6割を占め、蔵王国定公園、県立自然公園松島、名取川、阿武隈川、阿武隈山地等の優れた自然景観や温泉地を有した観光資源にも恵まれている。この地域特性を生かし、持続可能な集約市街地の形成、東北圏の発展を先導する中枢都市圏の形成、安全かつ効率的な土地利用、豊かな自然と共生し、都市と自然とが調和した生活空間の形成を図るものとする。

(持続可能な集約市街地と東北圏の発展を先導する中枢都市圏の形成)

仙台都心を中心とした東北圏の発展を先導する中枢都市圏として、世界に開かれた産業、観光等の多様な都市機能の集積及び高度化を目指すとともに、多様な都市機能がコンパクトにまとまり、人口減少社会にあっても持続可能な集約市街地の形成を目指す。また、広域高速交通軸のインターチェンジや都市間を結ぶ幹線道路、鉄道、路線バス等、各種交通関連施設の機能更新や連携強化により都市間ネットワークを充実させるとともに、空港、幹線道路沿道及びインターチェン

ジ周辺等産業立地に有利な地域への産業集積や、公共交通軸上に集約型市街地を誘導する等、交通軸を生かした土地利用を図る。また、仙台空港民営化を契機に、国際的な産業交通拠点となる仙台空港臨空都市として周辺地域の活性化を推進する土地利用を図る。

(安全かつ効率的な土地利用)

亘理・山元のいちご生産等園芸作物をはじめ、農作物の生産性向上と高付加価値化を図るため、経営の大規模化、ほ場の大区画化や担い手への農地の集約等により、農地の効率的な利用を図る。また、津波被害の減災の観点から、防潮堤の背後に緑地帯や公園を整備する等津波の緩衝地帯としての整備を促進し、安全性を重視した土地利用を図る。さらに、安全で質の高い生活空間作りに向けて、防災拠点の整備やオープンスペースの確保等により安全性の向上に努めるとともに、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策等を推進し、沿岸防災の観点から災害に強いまちづくりを進める。

(都市と自然との調和)

都市的土地利用の割合が高い一方で豊富な森林資源を有するこの地域では、森林の適切な整備・保全を図るとともに、林業の振興に加え、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努める。また、緑地や水辺空間の保全及び創出を促進し、潤いのある快適な都市環境の形成を図りながら、土地利用の高度化と低未利用地の有効利用を促進し、都市周辺地域における自然的土地利用との調和を図る。

(2) 県北西部地域

この地域は、豊かな農用地と森林が面積の約8割を占め、大崎耕土、金成耕土等の優良農地を擁しているほか、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰、鳴瀬川等の優れた自然景観、特に水鳥の生息地としてラムサール条約の指定を受けている伊豆沼、内沼、蕪栗沼及びその周辺水田、化女沼や鳴子温泉郷等の優れた観光資源にも恵まれている。これらの地域特性を生かし、大崎市古川地域の中核的都市機能と各市街地との広域連携機能の強化を図るとともに、環境と調和した快適な生活空間の整備を促進し、地域資源や高速交通網を生かした産業の育成・集積を進めるものとする。

(豊かな自然とともに安全に暮らす地域の形成)

この地域は険しい山間部から中山間部及び平野部まで広がる多様な地形を内在していることから、岩手・宮城内陸地震、震災及び平成27年9月関東・東北豪雨の経験を踏まえ、大規模地震や豪雨・豪雪等の自然災害による山崩れや土砂流出、地すべり等山地災害を防止する取組や、堤防等治水施設の整備を促進することで災害に強い地域形成を進め、総合的な防災力の向上を図る。また、林業の振興に加え、県土保全及び保健文化等の諸機能が高度に発揮されるよう、地域住民を含む多様な主体の参画等により森林や湖沼等の県土資源の適切な整備・保全を図るとともに、優れた自然景観及び歴史・文化資源を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努める。

(優良農地の確保と高度利用の推進)

地域の主要産業である農業の生産性向上と高付加価値化を図るため、広大で肥沃な大崎耕土、金成耕土等の優良農地の確保と高度利用を図るとともに、ほ場の大区画化や担い手への農地の集約等を推進し、効率的な農業生産基盤の整備を推進する。あわせて、耕作放棄地の有効活用及び発生防止に努め、美しい農村景観

の保全・復元を進め、魅力ある田園空間の形成に努める。

(各地域の広域連携機能の強化と快適な生活空間の整備促進)

東北縦貫自動車道をはじめとした広域高速交通軸のインターチェンジや都市間を結ぶ幹線道路、東北新幹線、鉄道、路線バス等、各種交通関連施設の機能更新や連携強化により都市間ネットワークの充実を図る。また、地域間交流と連携を促進し、既存産業の良好な事業環境の整備とともに、高速交通網を生かし、大規模な低未利用地を利用した産業業務地の整備を図る。さらに、防災拠点の整備やオープンスペースの確保等により安全性の向上に努め、緑地や水辺空間の保全及び創出を促進し、潤いのある快適な都市環境の形成を図る。

(3) 県北東部地域

この地域の沿岸部については、震災の津波により甚大な被害を受け、多くの社会資本・産業資本が失われたことから、道路や公共施設等インフラの早期復旧及び安全・安心な住環境の確保が急がれている。また、この地域では金華山三陸沖漁場とリアス式海岸を生かした本県の代表的な気仙沼、女川、石巻等の良港を擁し、水産資源に恵まれているほか、三陸復興国立公園、硯上山万石浦県立自然公園、北上川、北上山地等の優れた自然景観、ラムサール条約の指定を受けている伊豆沼・内沼等の観光資源及び北上川流域の登米耕土等の優良農地にも恵まれていることから、歴史や文化及び景観といった魅力あふれる地域資源の活用と保全に努めるものとする。

(災害に強いまちづくりと持続可能な集約型市街地の形成)

震災時に救急救命活動や緊急物資輸送等重要な役割を果たした三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の高速交通網、物流拠点港石巻港等の整備促進を図るとともに、石巻市、気仙沼市及び登米市の中核的都市機能と各市街地との連携を強化する。また、鉄道やバス等の公共交通ネットワークの維持・充実に努め、居住地や福祉・医療等の都市機能の一層の集約を促進し、今後の人口減少・高齢社会に対応した持続可能な集約型市街地の形成と、港湾及び漁港や三陸縦貫自動車道インターチェンジ周辺地区を核とした産業機能の集積及び強化を推進する。

浸水を受けた地域等については、災害危険区域に指定し居住を制限しつつ、高台及び内陸部への移転や職住分離を促進する。災害危険区域の移転元地は、産業用地としての雇用創出を促す利活用や、市街化調整区域への編入、公園等住宅以外の利用等の検討を含め、適正な土地利用の転換を図るものとする。また、幹線道路や鉄道等の交通インフラを高盛土構造とし堤防機能を付与するとともに、防潮堤の背後に防災緑地・防災林を設ける等の多重防御による大津波対策を推進する。さらに、安全で質の高い生活空間作りに向けて、防災拠点の整備やオープンスペース、避難経路の確保等により災害に強いまちづくりを進める。

(優良農地の確保、生産基盤の整備と地域資源の活用と保全)

震災からの農業・農村の復興と併せて、農業従事者の減少や高齢化、農村の人口減少による集落機能の低下等といった課題に対応するため、水田の大区画化や農地の利用集積により生産性の向上と高付加価値化を図るとともに、広大で肥沃な登米耕土等、北上川流域を中心として優良農地の確保と生産基盤の整備を推進する。また、三陸復興国立公園等の優れた自然景観と文化資源を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるとともに、林業の振興に加え、県土保全及び保健文化等の諸機能が高度に発揮されるよう森林の適切な整備・保全を図る。

5 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域については、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じて総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び人口減少と高齢化の進展に対応した誰もが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図るものとする。また、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林等の自然的土地利用からの転換については、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

なお、震災の津波により新たに発生した災害危険区域等の非居住地域は産業用地としての雇用創出を促す利活用や、市街化調整区域への編入、公園等住宅以外の利用等の検討を含め、適正な土地利用の転換を図るものとする。

イ 市街化区域

市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）については、安全性、快適性、利便性等を十分配慮するとともに、既存の社会資本を最大限に活用しながら、日常生活で必要となる多様な都市機能が揃い、交通体系の整備を進めることにより自動車を使わなくても生活できる利便性の高い市街地の形成を図るものとする。また、住宅地、商業地等の適切な配置及び熱環境改善に資する緑地・水面の保全・創出と適切な配置により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るものとする。

なお、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも保全を視野に入れ、計画的な利用を図るものとする。

ロ 市街化調整区域

市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ）については、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ハ その他の都市計画区域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることを考慮して、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

なお、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地への復元を積極的に促進するものとする。ただし、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて法令を遵守しつつ有効な土地利用への転換を図るものとする。

イ 農用地区域

農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。)については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考慮して、土地改良、農用地造成等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

ロ その他の農業地域

その他の農業地域(農用地区域を除く農業地域をいう。以下同じ。)については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画を尊重するものとするが、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地(以下「優良農地」という。)は極力転用しないものとする。

なお、農業以外の土地利用計画との調整が整わない地域及び農業以外の土地利用計画が存在しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の多面的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることを考慮して、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が高度に発揮されるよう多様な主体の参加を促進しつつ、適切な整備・保全を図るものとする。

なお、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

イ 保安林

保安林(森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項による保安林をいう。以下同じ。)については、県土保全、水源のかん養、生活環境の保全等の

諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考慮して、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

ロ その他の森林地域

その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ）については、多面的機能の維持増進を図るため適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化等の支障を来さないよう十分配慮するとともに、生物多様性の保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して、周辺の土地利用との調和を図るものとする。

（４）自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、豊かで多様な自然環境と生態系を守り、次世代に引き継いでいくため、積極的にその保全に取り組むものとする。また、自然とふれあうマナーやルールを学び、自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っていることから、自然環境の持続可能な範囲内で利用するものとする。

イ 特別保護地区

特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、原生的自然が残る地域等、特に嚴重に自然景観を維持する必要がある地域であるため、厳正な保護を図るものとする。

ロ 特別地域

特別地域（自然公園法第20条第1項又は県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）第10条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、次の区分（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の2又は県立自然公園条例施行規則（昭和35年宮城県規則第59号）第3条による特別地域の区分をいう。）に応じた土地利用を図るものとする。

（イ）第1種特別地域

第1種特別地域については、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であるため、現在の景観を極力維持するものとする。

（ロ）第2種特別地域・第3種特別地域

第2種特別地域・第3種特別地域については、その風致の維持を図るべきものであることを考慮して、都市的土地利用を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ハ 普通地域

普通地域（自然公園法第33条第1項又は県立自然公園条例第12条第1項による普

通地域をいう。以下同じ。)については、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発,その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、生物多様性を確保し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民にその優れた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

イ 特別地区

特別地区(自然環境保全法第25条第1項又は自然環境保全条例(昭和47年宮城県条例第25号)第17条第1項による特別地区をいう。以下同じ。)については、原生林や湿原、貴重な野生動植物の生息・生育地等の指定の趣旨を考慮して、その特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

ロ 普通地区

普通地区(自然環境保全法第28条第1項又は自然環境保全条例第21条第1項による普通地区をいう。以下同じ。)については、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第1の2及び3に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先する。

ロ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域とその他の農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先する。

- 市街化区域及び用途地域とその他の森林地域とが重複する場合
都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
 - ハ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域とその他の森林地域とが重複する場合
森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- イ 市街化区域及び用途地域と普通地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持しながら都市的利用を図る。
 - 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先する。
 - ハ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と普通地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先する。
 - 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と普通地区とが重複する場合
自然環境の保全に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
- イ その他の農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先する。
 - 農用地区域とその他の森林地域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するが、森林としての利用を認める。
 - ハ その他の農業地域とその他の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- イ 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先する。
 - 農業地域と普通地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図る。
- (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- イ 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先する。

ロ 農業地域と普通地区とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図る。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図る。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図る。

2 土地利用調整上留意すべき事項

適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して行うことが求められている。

とりわけ本県においては、震災により土地利用の現況が大きく変わり、創造的な復興に向けたまちづくりが進められており、これを円滑に進めるに当たって、住民の意向等地域の実情を踏まえ、市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用を図る必要がある。

このことから、土地利用調整上留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 復興の円滑な推進に資する土地利用

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき、開発許可や農地転用の許可等、事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理する等、土地利用再編のための特例を最大限に活用するとともに、復興まちづくりに当たっては、地域のコミュニティ形成・維持のため、既存集落とのつながりにも十分配慮の上、生活利便性を備えたコンパクトな市街地形成を目指し、地域の活性化に資する土地利用を図る。

(2) 災害に強いまちづくりのための土地利用

安全・安心な暮らしを実現するため、高台移転、職住分離、多重防御等といった復興まちづくりの基本的考え方に基づいた土地利用を図る。また、災害リスクに対応した土地利用計画の下、震災の津波により新たに発生した災害危険区域等の非居住地域は産業用地としての雇用創出を促す利活用や、市街化調整区域への編入、公園等住宅以外の利用等の検討を含め、適正な土地利用の転換を図る。あわせて、緑地・公園化等のバッファゾーン（緩衝地帯）の設定等、農地の効率的かつ安全性を重視したゾーニングを円滑に実施する土地利用を図る。

(3) 大規模な土地利用転換と自然的土地利用の共存・調和

震災後、特に太陽光発電施設設置事業や土砂採取等による大規模土地開発が増加する傾向が見られることから、森林地域等において大規模な土地利用転換を図る場合には、復興事業等の需要に即しつつも開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮して、周辺地域を含めた土地利用の状況や自然的・社会的条件等について十分な調査を行うとともに、住民の意向も尊重し、安全性の確保や国土の保全、二酸化炭素吸収等森林の公益的機能の維持、さらには景観等に配慮した適正な土地利用を図る。

(4) 郊外部における計画的な土地利用誘導

高齢化や人口減少に伴い中心市街地の空洞化が進み、低未利用地が増加する一方、用途地域外での農地転用の増加及び宅地造成・店舗立地等郊外部における開発が進んでおり、土地利用の効率の低下が懸念されている。

このことから、空き家等の有効利用を進めるとともに、都市地域と農業地域が連係の上、郊外部への拡散的な開発の抑制と用途地域内への誘導を原則として都市機能を集約する。あわせて、郊外部においては、自然的土地利用の中で新たな用途の在り方を工夫する等地域の実情に応じた適切な土地利用を図る。

第3 公的機関の開発保全整備計画

豊かで住みよい県土を創造し、更に発展させるためには、今後も自然環境の保全に配慮し、生活環境の整備を充実しながら、国や地方公共団体等による公的機関の開発保全整備計画の実施を推進するものとする。

そのため、別表に掲げる公的機関による開発保全整備計画については、その社会的目標を確保するため当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、土地利用上配慮するものとする。

別表

計画名	事業目的	規模(ha)	位置	計画主体	事業主体
王城寺原演習場周辺緑地整備計画	緑地整備	259	黒川郡大和町	東北防衛局	東北防衛局

3 宮城県国土利用計画審議会

(1) 国土利用計画審議会条例（昭和49年10月15日・宮城県条例第39号）

（設置）

第1条 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、前条第2項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別委員会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員並びに特別委員会の長は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、特別委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前条の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「会長」とあるのは、「特別委員会の長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(2) 審議会所掌事務

- ① 県国土利用計画に関すること。(国土利用計画法第7条第3項)
- ② 県土地利用基本計画に関すること。(国土利用計画法第9条第10項)
- ③ 市町村国土利用計画に関すること。(国土利用計画法第8条第6項)
- ④ 県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項(国土利用計画法第38条第1項)
- ⑤ 国土調査に関する重要事項(国土調査法(昭和26年法律第180号)第15条)

(3) 審議会委員名簿

[13人] (任期：平成29年4月1日から令和2年3月31日まで)

分野	氏名	現職名
学 識	増田 聡	東北大学教授
	奥村 誠	東北大学教授
	山本 和恵	東北文化学園大学教授
	齊藤 千映美	宮城教育大学教授
農 業	竹中 智夫	宮城県農業協同組合中央会常務理事
林 業	浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務
商 工 業	西條 多美子	前宮城県商工会女性部連合会監事
社会福祉	佐藤 善子	前社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 宮城県介護研修センター所長
土 地	青田 令子	不動産鑑定士
市 町 村	山田 裕一	白石市長(宮城県市長会)
	浅野 元	大和町長(宮城県町村会)
そ の 他	武藤 順子	宮城県青年会議所幹事
	大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長

※平成31年4月1日現在

【参考】国土利用計画法(抄)

(審議会)

第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

4 宮城県土地利用審査会

(1) 土地利用審査会条例（昭和49年10月15日・宮城県条例第40号）

（趣旨）

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数等）

第2条 審査会の委員の定数は、7人以内とする。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもつて決する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

【参考】国土利用計画法（抄）

（土地利用審査会）

第39条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた次項を処理する。

3 土地利用審査会は、委員5人以上で組織する。

4から9まで （略）

10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(2) 宮城県土地利用審査会所掌事務

区分	事後届出	事前届出			許可
		注視区域	監視区域	事前確認	
区域の指定・解除・減少		注視区域の指定・解除・減少について意見を述べること (法27の3②, ④, ⑤)	同左 (法27の6②, ④, ⑤) 届出面積要件に係る規則の制定について意見を述べること (法27の7④)		規制区域の指定・解除・減少が相当であることの確認 (法12⑥, ⑬, ⑮)
勧告	知事が勧告する場合に意見を述べること (法24①)	同左 (法27の5①)	同左 (法27の8①)		
	【審査基準】 利用目的	【審査基準】 価格・利用目的	【審査基準】 価格・利用目的・投機的取引		
不許可処分についての審査請求					土地取引の不許可処分についての審査請求に対する裁決 (法20①～③)
事前確認申請についての不確認				予定対価の額が著しく適正を欠く (国土事務次官通達)	
許可についての意見					規制区域における土地取引について許可基準に該当するものとして知事が許可する場合に意見を述べること (法16②)
遊休土地	利用計画の届出に対して知事が勧告する場合に意見を述べること(法31①)				

(3) 審査会委員名簿

〔7人〕（任期：平成28年12月23日から令和元年12月22日まで）

分野	氏名	現職名
自然環境保全	○平吹 喜彦	東北学院大学教授
都市計画	寺島 洋子	一級建築士
法律実務	富澤 秀行	弁護士
不動産鑑定	◎青田 令子	不動産鑑定士
農業	竹中 智夫	宮城県農業協同組合中央会常務理事
林業	浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務
経済	西條 多美子	前宮城県商工会女性部連合会監事

◎ 会長 ○ 会長職務代理者

5 宮城県国土利用計画における利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「宮城の農作物統計」（東北農政局）の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計
2 森林	<p>国有林と民有林の合計である。 なお、林道面積は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林 <ul style="list-style-type: none"> イ 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの ロ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ハ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 ・ 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの 	<p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」（うち、林道及び貸地内の放牧採草地の面積を除く。）の合計である。</p> <p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計である。</p> <p>関係地方行政機関照会</p> <p>県林業振興課照会 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の合計である。</p>
3 原野等 (原野, 採草放牧地)	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	<p>「森林以外の草生地（合計）¹」 －「森林以外の草生地（国有のうちの林野庁）¹」 ＋「採草放牧地（国有林野貸付使用地）²」</p> <p>※1 「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」により求める。 ※2 「国有林野事業統計書」による。</p>
4 水面・河川・水路 (1) 水面	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>湖沼（天然湖沼及び人造湖）並びにため池の満水時の水面。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然湖沼 面積10ha以上の天然湖沼を対象とする。 ・ 人造湖 堤高15m以上のダムで、各年4月1日時点で竣工しているものを対象とする。 ・ ため池 堤高15m未満の農業用ため池である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100ha以上：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）の「湖沼面積」による。 ・ 10ha以上100ha未満：「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完） 「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完） <p>「ため池台帳」（県農村振興課）</p>

利用区分	定義	把握方法
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川，同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	河川現況調査及び河川管理総括資料を基に，河川改修実績等による変化量を加減（県河川課照会）
(3) 水路	農業用排水路。	以下の算式により面積を算出 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率）
5 道路	一般道路，農道及び林道の合計である。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	「道路統計年報」の基礎資料（県道路課照会）
(2) 農道	ほ場内農道及びほ場外農道の合計である。	ほ場内農道面積及びほ場外農道面積は，以下の算式により算出 <ul style="list-style-type: none"> ほ場内農道面積＝水田地域におけるほ場内農道面積（A）＋畑地域におけるほ場内農道面積（B） A＝（整備済水田面積×整備済水田の農道率）＋（未整備水田面積×未整備水田の農道率） B＝（整備済畑面積×整備済畑の農道率）＋（未整備畑面積×未整備畑の農道率） ほ場外農道面積＝一定要件農道の延長×一定幅員
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道の合計のうち，林道規定第4条の自動車道を対象とする。	国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出 <ul style="list-style-type: none"> 国有林林道の延長 「国有林野事業統計書」における自動車道の延長を用いる。 民有林林道の延長 「森林・林業統計要覧」の民有林の延長を用いる。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地籍を加えたもの。（村落地区については，地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正量を推計し，加える。）
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に，非課税地積のうち，都道府県営住宅用地，市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	○ 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積（村落地区については地籍調査進捗状況，地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。） ○ 公営住宅用地及び公務員住宅用地 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県営住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課）

利用区分	定義	把握方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村営住宅用地： 県市町村課照会 ・ 国家公務員住宅用地： 国有財産情報公開システム（財務省ホームページ） ・ 県職員住宅用地： 「財産現在高明細書」（県管財課） ・ 市町村職員住宅用地： 各市町村照会
(2) 工業用地	従業員 4 人以上の事業所敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員 30 人以上の事業所敷地面積： 「工業統計調査」の事業所敷地面積（県統計課照会） ・ 従業員 4 人以上 29 人以下の事業所敷地面積： 以下の算式により算出（従業員 4 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額等） ÷ （従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等） × （従業員 30 人以上事業所の敷地面積）
(3) その他の宅地	「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所用地、店舗用地等）	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積
7 その他	県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
8 県土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）
9 市街地	「国勢調査」による人口集中地区（DID）である。（市町村の区域内で人口密度が 1 平方キロメートル当たり約 4,000 人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が 5,000 人以上となる地域である。）	国勢調査

令和元年度

土地利用の現況と施策の概要

(宮城県国土利用計画管理運営資料)

令和元年 12 月発行

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

TEL 022-211-2441

FAX 022-211-2442

Mail : tisint@pref.miyagi.lg.jp

HP : <http://www.pref.miyagi.jp/site/totitaisaku/>

